

平成 27 年第 1 回京丹波町議会定例会（第 4 号）

平成 27 年 3 月 25 日（水）

開議 午前 9 時 00 分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第 4 号 京丹波町表彰条例の制定について
- 第 5 議案第 5 号 京丹波町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案号 6 号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 7 号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 8 号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 9 号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 10 号 京丹波町先行取得用地活用対策基金条例を廃止する条例の制定について
- 第 11 議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 12 議案第 12 号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 13 号 京丹波町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 14 号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 15 号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 16 号 京丹波町保育の実施に関する条例の廃止について
- 第 17 議案第 17 号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

- 第 1 8 議案第 1 8 号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 1 9 号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 2 0 号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 1 議案号 2 1 号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 2 議案第 2 2 号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 2 3 号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 2 4 号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 5 議案第 2 5 号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 6 議案第 2 6 号 京丹波町わち「水と陸」自然双生運動公園条例の廃止について
- 第 2 7 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定の変更について
- 第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度京丹波町一般会計予算
- 第 2 9 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 0 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 1 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 3 2 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第 3 3 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 3 6 議案号 3 6 号 平成 2 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度京丹波町須知財産区特別会計予算

- 第 3 8 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 4 0 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 4 1 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 4 2 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 4 3 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 4 4 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 4 5 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更について
- 第 4 6 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 7 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 8 議案第 4 8 号 平成 2 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 9 議案第 4 9 号 平成 2 6 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 0 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 1 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 2 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 3 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 4 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 5 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 6 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 7 議案第 5 7 号 平成 2 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 8 請願第 1 号 全国農業協同組合中央会と農業委員会を農政改革の名のもとに上から強権的に壊すやり方に反対することを求める請願書
- 第 5 9 請願第 2 号 日米二国間協議と T P P 交渉の合意をおこなわないことを求める請願書
- 第 6 0 請願第 3 号 米の再生産が可能な生産者米価を補償することを求める請願書
- 第 6 1 請願第 4 号 T P P 交渉に関する請願書
- 第 6 2 発委第 1 号 農政改革等に関する意見書

第63 発議第 1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第64 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 森田幸子君
- 2番 松村篤郎君
- 3番 原田寿賀美君
- 4番 梅原好範君
- 5番 山下靖夫君
- 6番 坂本美智代君
- 7番 岩田恵一君
- 8番 北尾潤君
- 9番 鈴木利明君
- 10番 篠塚信太郎君
- 11番 東まさ子君
- 12番 山崎裕二君
- 13番 村山良夫君
- 14番 山田均君
- 15番 山内武夫君
- 16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

- 町長 寺尾豊爾君
- 副町長 畠中源一君
- 会計管理者 谷口誠君
- 参事 伴田邦雄君

| | |
|---------------|---------------|
| 参 事 | 藤 田 真 君 |
| 瑞 穂 支 所 長 | 川 畠 勇 人 君 |
| 和 知 支 所 長 | 榎 川 諭 君 |
| 総 務 課 長 | 中 尾 達 也 君 |
| 監 理 課 長 | 木 南 哲 也 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 久 木 寿 一 君 |
| 税 務 課 長 | 松 山 征 義 君 |
| 住 民 課 長 | 長 澤 誠 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 下 伊 豆 か お り 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 津 田 知 美 君 |
| 医 療 政 策 課 長 | 藤 田 正 則 君 |
| 農 林 振 興 課 長 | 栗 林 英 治 君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 山 森 英 二 君 |
| 土 木 建 築 課 長 | 十 倉 隆 英 君 |
| 水 道 課 長 | 山 田 洋 之 君 |
| 教 育 長 | 朝 子 照 夫 君 |
| 教 育 次 長 | 中 尾 裕 之 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 小 畑 圭 一 君 |

6 出席事務局職員（2名）

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 堂 本 光 浩 |
| 書 記 | 山 口 知 哉 |

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番議員・坂本美智代君、7番議員・岩田恵一君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に委員会が開催され、付託議案、提出議案等の審査が行われました。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。議員の皆さんには大変ご苦勞さまでございますがよろしくお願いをいたします。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第4、議案第4号 京丹波町表彰条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第4号 京丹波町表彰条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 第3条の自治功労者表彰における該当年数について、近隣市町等の例に倣ってこういうことにしたのかどうか。

それから、4号の中で議会の選挙を必要とする職にあった者というのは、どういった者を指すのかということをお教えいただきたいということ、それから、5号で規定する者は、経験年数を必要としないのかどうか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、第3条でございますけれども、これにつきましては近隣の市町のものをお参考としておりますが、旧町におきましても同様の表彰等の例規がございましたので、そちらを中心に整理をさせていただいております。

それから、2点目でございますけれども、議会の選挙もしくは同意を必要とする職ということで、従前から議会におきまして選出をいただいております委員さんと、また、同意案件で同意をいただきました委員さん等を対象とするものでございます。

それから、第5号でございますけれども、これにつきましては、年数等につきまして規定は設けておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） だから、4号、議会の選挙を必要とする職にある者は、どういった職の方を指すのかということをお尋ねしとるんです。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本日も諮問として承認をいただきました人権擁護委員さんでありますとか、財産区の委員さんでありますとか、そういう方々が対象となっております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 1点伺っておきたいと思うんですけれども、この自治功労者とか功績者とか善行表彰、3種類の表彰規定なんですけれども、具体的に表彰の時期というのは、町の

記念日、行事のとか、また町長が定める日に行うということになっただけですけども、例えば何か自治功労者に対する記念品を渡すとか、何かそういう、例えば旧町でしたらバッジを渡すとか何かそういうことをしておいたことがあると思うんですけども、具体的に今回、本町が定める表彰規定から具体的なことは書いてないわけでありまして、それらのことは何か。ただ、そういう記念日に来ていただいて、そして表彰状を渡すという、そういうことでこの表彰をすると、そういうようなことなのか。何か記念品的なものを渡したり、また何か金品を渡したり、そういうようなことも考えてはるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 表彰者におきましては、第7条にございますけども、記念品を贈呈するというにしておりますので、そういったもので記念品を贈呈をさせていただき、また、町が行います式典等への出席とかそういったものも継続してお呼びをしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町表彰条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第5号 京丹波町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第5号 京丹波町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第6号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第6、議案第6号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○7番(岩田恵一君) 今回の条例の改正は、道の駅味夢の里のバス停の設置に伴うものということでございますけれども、町長の施政方針の中にも町営バスの利便性の向上に向けて取り組むということがございました。今回のバス停設置に伴いまして、町民が等しく同じ条件でここに行けるということが必要だろうというふうに思いますし、要するにこの路線図を見てみますと、和知、瑞穂からの接続をいかに接続をスムーズにするかということで、すぐに乗り換えられて味夢の里へ行けるかという、運行が求められているというふうに思います。

そこで、接続するための運行表、バスの時刻表と思いますが、これの改正をして、スムーズな乗り入れというか乗り換えができるようなことになるようなことで計画をされているのかどうかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今回の条例改正につきましては、現行路線を基本に、それぞれ味夢の里へ立ち寄る形で設定をさせていただいております。

それとあと、町営バスの路線につきましては、旧町ごとに拠点へそれぞれの地域から移動していただいて、拠点へ移動していただくということと、それと旧町単位の拠点ごとを結ぶという形態になっておりますけども、今後また地域の拠点ごとの接続につきましては、これも検討課題としてさらに利便性を高めるように今検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 検討ということより、実際、今の時刻表から言うたら、多分、瑞穂で言うたら、質美や下山から乗れるかな、三ノ宮とか梅田、桧山方面の方が、桧山でなくても八田小野からバスに乗ってきて、そこで1時間も2時間も待って味夢の里行きのバスに乗るということでは、どうも路線図から見てそこに該当する方々の利便性からいうても、ちょっと矛盾するんじゃないかというふうに思いますんで、ぜひ接続できて乗れるような体制を整えるべきだというふうに思ってますんで、そのような運行形態にぜひしていただきたいというのは、時刻表を見直してスムーズに乗り換えができるようなことにしていただく必要があると思いますので、再度お伺いをしておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 基本は、朝夕の小・中学生のスクールということで、あと空き時間を利用してそれぞれの運行をさせていただいておりますけども、できるだけ接続するような形で検討はしたいんですけども、朝の通学と住民の皆さんの移動の形態の中で、味夢の里へも接続するという形で持っていきたいというふうに思っております。1時間以上待つことにつきましては、できるだけそのないように配慮させていただきたいと思っておりますし、先ほども申しましたように、味夢の里ですとかほかの公共的施設につきましても、今後接続の利便性を高めるために検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 道の駅「京丹波 味夢の里」に接続させるため、新たな停留場を設置するという提案に関して、2点質問いたします。

まず、全ての曜日、全ての時間帯に味夢の里に接続させるバス運行を考えられているのかということが1点。

もう一点、味夢の里のバス停をつくるということが今回決まった場合に、どういった準備、どういった発注。どういった準備というか、どういった予算が必要になってくるのか、この2点についてお答えください。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、朝の便ですけども、小学生のスクールで運行させていただく分につきましては、そのまま学校のほうにお送りするという事で考えております。基本、丹波桧山線につきましては、沿線という形で考えておりますので、ほとんどの便を立ち寄らせていただくということで、ほかのところにつきましては早朝ですとか夕方遅くの便をそこへ立ち寄るかどうかは検討しながら、より滞在時間も考えながらの利便性を高める接続方法を検討してまいりたいと思っております。

それから、2点目の味夢の里の新設にかかります予算でございますけども、バス停の標柱といえますか、バス停の表示につきましては、今年度で対応させていただいております。間もなく道の駅の整備とともに設置をさせていただくということで、ほかは予算としては運行にかかるその部分、1キロから2キロの運行距離に伴います燃料費になろうかなというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○12番（山崎裕二君） 今、標柱と言われましたけども、でき上がっているという事実はありますか。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） はい、納品はいただいております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 1点だけお聞きしておきたいんですけども、現在の路線は竹野方面と安井方面、どちらも折り返してる路線になってるんです。ご承知のとおり、スーパー農道ということで、通称ほたるトンネルというのがもう開通をして二、三年になるんですけども、あのトンネルを活用したらどちらの路線も折り返しじゃなしにくるっと回れるようになったら、非常に便利が高まると、このように思うんですけども、そのことを検討されたのかどうかということと、検討したけども、それを活用するよりは従来どおりの折り返しのほうが効率的やということになったのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 広域農道を利用して竹野から安井を結ぶという考え方でございますけども、あそこを運行した場合に竹野地域のほうにつきましては、広域農道の接続部

分から奥と下側、それぞれ運行できない部分が生じてまいります。迂回をしますと、また逆に丹波桧山線の一部分は運行できますけども、また桧山寄りには運行できないというふうなこともありますので、それぞれ竹野地域、それから丹波桧山を結ぶ路線ということで独立して運行させたほうが有効であるという判断のもとで現行のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいのですが、1点は、今、山崎議員からお尋ねがあったのですが、町営バスのバス停の表示板、本年度の予算でということが今あったと思うんですけども、本来、提案されておる設置条例が可決されてからそういうものを準備するというのが本来のあり方ではないかと。既に、提案前からそういう設置にかかわって発注しておるということはどういうことなのか、伺っておきたいというのが1点でございます。

それからもう一点は、提案理由にあります新たな停留場の設置と他の路線に乗り継ぐ場合の料金負担の軽減を行うということになっておるんですけども、条例の内容を見ますと、その実施時期が味夢の里のオープンとあわせるということだと思っておりますけども、本来、町民の利便性を図っていくという面から言うたら、当然この4月からいわゆる乗り継ぎの場合の料金を軽減するというのが本来当然ではないかと思っておりますけども、なぜあえてそういうことをせずに、味夢の里のオープンにあわすということなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、バス停の表示板の件でございますけども、バス停の新設を検討させていただいて、味夢の里の開業時期が確定してない時期でして、その当時は4月からの開業というふうなことを見込んで準備行為として設置をさせていただいたということでございます。

それから、条例の施行時期でございますが、4月に施行する部分と、味夢の里の開業にあわせて施行するものと、2回に分けて施行する方法もあるんですけども、周知の方法ですとかにつきまして2回の周知をさせていただくというのは混乱を招くということで、一括で周知をさせていただいて、施行させていただく方法をとらせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 周知の方法は2回になるとかということですけども、当然、町民の利便性ということを考えたら、そういう乗り継ぎの場合の軽減ということは、町民にとって当

然利用しやすくなるということなので、当然それは4月から実施をして、当然オープンにあわせて駅はその時点で設置するという、これは何も二重になるとかいうことでなしに、それは行政的にはどうか知りませんが、町民からすれば当然そういう利用する方は恩恵をこうむるといいますか、利用しやすくなるわけですから、当然そういう考え方に立つべきだと思うんですけども、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 4月からの施行になりますと、本日議決をいただきまして、それからの広報ということになります。ダイヤも含めて周知徹底させていただくのは非常に困難という判断の中でそのような方法をとらせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 当然、条例制定の場合に、それはもう少し早く提案と、今まで、12月とか、それは当然そういうことはあろうかと思えますけども、ただ、そこに皆あわせるということは、私はいかななものかと思うんですね。何のために料金乗り継ぎを、料金を下げるかというのは、それなら味夢の里に行ってもらうために下げたんだということになってしまうと、そういうことでなしに、町民からすれば水呑にしろ和知にしろ、乗り継いで行く場合に、丹波の方がまた他に行く場合に、次乗り継ぐという場合に、当然それが料金が安くなって利用しやすくなるということは、やっぱりできるだけ早くやるというのは、私は当然だと思うんです。

それから、バス停の表示板の関係ですけども、それであれば当然、この設置ができるという前提で発注されたのかと思えますけども、本来ならそれも決まってから発注すべきだと、これは本来行政のやるべきものだと思うんですけども、その辺はどういう考え方で既にバス停の表示板を発注されて、もうでき上がってるということなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 味夢の里の開業にあわせてということで考えておりまして、その準備の段階では開業日は7月頃に延びるということは想定されておりました。そういった中で開業とあわせて施行させていただくということで、その準備行為としてしっかりと用意をし、開業にあわせるという観点から、今年度において制定をさせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案をされております議案第6号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案されております改正の理由は、町営バス路線を道の駅「京丹波 味夢の里」に接続させるため、新たな停留所を設置することと、他の路線に乗り継ぐ場合に料金負担の軽減等を行うものとあわせて駅名の変更であります。町民の足として停留所の設置や他の路線に乗り継ぐ場合の料金負担の軽減は、利便性の向上や利用しやすくする上でも必要なものと考えます。

今回の改正で指摘したいのは、他の路線に乗り継ぐ場合の料金負担の軽減です。これまで路線を乗り継いでいく、目的地に行くには、路線の料金の上限である400円を乗り継ぐために払っておりましたが、今回の改正によって何度乗り継いでも500円が上限になります。こうした料金負担軽減は住民の足としての役割からも必要なことであります。

しかし、実施時期が京都縦貫道の供用開始とあわせた道の駅「京丹波 味夢の里」のオープンとあわせての実施をする提案は、住民の合意、納得は得られません。町営バスとしての目的や改正理由としている他の路線に乗り継ぐ場合、料金負担の軽減等を行うものであれば、当然、本年4月から実施するという立場に立つべきです。

もちろん、条例の制定についても時期を早めて提案というのは当然だと思います。何もかも道の駅「京丹波 味夢の里」のオープンにあわせた調整運営や行政運営を行うのではなく、住民の立場、住民本位、住民目線から考えて、誰もが納得できる公平・公正な町運営を行うことこそ、住民が求めている行政であることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 今回提案の管理職手当の10%カットの件ですが、当然これは管理職みずからがカットしようというような意思決定のもとでされたというふうに思うんですけども、そういうことでの理解でよろしいかどうかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この減額に関しましては、管理職全員の意思ということで確認をさせていただいて、実施をさせていただくものでございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 以前からカットをされて、大変ご苦勞いただいておりますというふうに思うんですけども、管理職は給料表では上位の級にあるというふうには思うんですけども、職員の時間外勤務手当と比較しますと、決算でもわかりますように時間外勤務手当が1人当たりかなり高額になっておりまして、今回トータルで151万2,000円の部分が、手当にはこのカット分に相当するというところでございますけれども、時間外勤務手当がつかない管理職の立場からも、自分の給与で時間外勤務手当がもうちょっとつくというのが多いというようなケースが多々あるんじゃないかというふうには思います。

そういう意味からも、時間外をできるだけ少なくするというような工夫も必要ですけども、当然そのためには代休扱いというようなことも。同様に、管理職さんについても土日をおろさず時間外に出ていただいて大変ご苦勞いただいております中で、時間外勤務手当もつかないという中でのカットというのは、大変酷かなという思いがするんですけども、そういう思いでの町長のご見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） デフレ脱却の政策を政府がとって、デフレから脱却できそうな雰囲気になってきて、民間ではベースアップが実施されているケースも新聞とかテレビ報道で承知しています。そうしたことを参考に、28年度にはできたら外せるとよいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） ちょっと私も1点伺っておきたいと思うんですけども、職員の退職手当と特別職の一部改正の条例もあわせて関連はするんですけども、平成21年から実施をしておるということで、毎年こういう形で提案をされて、1年間という形になっておるんですけども、これは条例ですので当然公示をしたり、それから例規集の変更とかそういう手続きに費用は当然要すると思うんですね。こういう費用というのは、当然どれぐらい要るものなのか。こういう形で削減するということになれば、毎年条例改正ではなしに一定期間継続できるようなそういう方法とか、そういうことをとっておけば、これを廃止するときには改めて提案するというような、そういう方法とかというのはないのかどうか。

あえて毎年やって、もちろん削減をされて、そういう気持ちは大事だと思うんですけども、

今の経済状況からということを出発したと思うんですけども、そういう面の経費の関係をひとつ伺っておきたいと思うんです。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の条例の一部改正によりまして生じます経費といいますのは、当然例規集、インターネット上での例規ベースの更新とかいう形で、一括して他の条例、あるいは要綱等々、一括して実施をするわけですが、項目的にはごくわずかな項目ではありますけれども、当然、一字一句が増えますと経費はかかってくるというふうに考えております。

また、たびたび条例を一部改正するという部分でございますけども、これにつきましては条例のほうで規定をされているものでございますので、その条例を改正することによりまして、効力が発生するものと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 経費が要ることは当然わかっておるわけですから、どの程度の経費が、例えば毎年やっておるわけでございますから要るのかという点をちょっと。管理職と町長等の特別職の関係ですけども、どの程度の費用が要ることなのか。これまで当然支出しておるわけですから、その点ひとつ伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 条例改正に伴いまして必要となります経費でございますけれども、当然、紙ベースでのコピー代というのは必要枚数かかってまいります、あと業者のほうに委託しております条例の例規ベースでございますけども、これにつきましては取り扱い件数とか規模等によりまして一括して契約をしておりますので、その部分、この条例の改正に伴います部分を抜き出してというのが、ちょっと算定は困難かというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 毎年いろんな条例改正や新たに制定する場合もあるんですけども、総額で幾らということになれば、実数とかなんとかいうことも若干ありますけども、1件当たりどれぐらいついておるかというのは、それは当然わかると思うので、1件当たりどれぐらい、いわゆる費用としては必要なんだということを明らかにしていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 例規の改正に係りまして、例規データベースというのを更新をし、ホームページ上、あるいは職員のパソコン上で閲覧等ができるわけでございますけども、ここにかかります更新の委託料ということで年間322万円。27年度で申し上げますと、3

22万円の委託料を組んでいるところでございます。

このうち、本条例の一部改正等にかかります経費といいますのは、他の例規、条例等の件数にもよりますので、細かく算定はできておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 先ほど、山田議員の質問に関してですけども、私の聞き間違いだったら申しわけないんですが、1年ごとに更新をしているんですけども、これを例えば先ほど出てたように、次のいわゆる取りやめるまでということを決めることはできないのかという質問をされたら、条例を決めてる規定があるのでそれができないと、こういうようにおっしゃったんですが、そのように理解したらよろしいですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 申し上げましたのは、条例によりまして規定をされておりますので、その中で一定の期間をうたうということは可能ではありますがけれども、それをまた解除といいますか、する場合にはまた時期的なものについて設定をする、あるいは2年とか3年とかそういう形で設定をするということは可能でもありますけれども、当面、毎年そういう形で状況等も勘案しながら一部改正によりまして、実施をさせていただいているというのが実情でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） そういうことじゃなしに、できるだけ経費を節減するためにそういう負担を少なくするのにどうしたらいいかという質問をされている中です。町長もおっしゃってるように、改革とか改善とかいうのは現在のある決りを、いわゆる前提を取り崩して考えないと何もできないというような発言もされています。そういう意味では、今の課長の発言というのは、町長のそういう、いわゆる前向きな改善に取り組む姿勢というのとはなっていないように思うんですが、これは総務課長だけじゃなしにほかの課長さんも含めて、いつも私は思っているし、そのことを言ってるんですけども、やはり改革というのは前からあるからとか、前からこうしてるからというようなことを前提にしたら何もできないと思うんです。そういう意味で、町長もこの前そういう発言をされてますので、そういう考え方で全面否定で物事を考えていくというような考え方にはなっていないのかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特別職もですし、管理職の管理職手当の具体的に言うと下げてるわけ

ですけれど、そしたら来年も再来年もずっと下げるといふことであれば、条例そのものを変えたらよいんであって、そうじゃなしに現状の条例をきちっと守りつつ、今年は10%下げるのが相当な経済情勢かなといふことで判断して提案させてもらうといふことでご理解をいただきたいんですけどね。

それじゃあ、先ほども岩田議員さんに答弁したように、28年度はできたらこういうことがないほうがよいと思っておりますといふて答弁させてもらったんですが、日本全体といふのか輸出産業を中心に非常に好況に推移していますけれど、我が京丹波町にあっては依然厳しい状況にあるとしたら、管理職の皆さん、また申し出てくれて、こういう手続きに入る可能性もあるので、いつ、3年とか、今、総務課長が答弁しておったように、期間はある程度3年とかできるようですけれど、毎年その時々真剣に検討して提案させてもらっているといふことで、前例主義でも何でもないといふふうに私は理解しておりますので、そのようにご理解いただけたらうれしく思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、職員の給与にかかわる関係でございますので、職員組合との協議・合意はされておるのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 全体的な給与の見直し等が昨年12月の議会のときにも一部勤勉手当等の改定を行ったわけでございますけども、その際に職員組合とも話をさせていただき、本年の4月1日以降の抜本的な給与改定等につきましても本町として実施をしないというような方向で確認をさせていただいたところでございまして、その点につきましては合意を得ているというふうに思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第10号 京丹波町先行取得用地活用対策基金条例を廃止する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第10号 京丹波町先行取得用地活用対策基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 1点、町長に伺っておきたいと思うんですけども、この先行取得用地対策基金ということで設置をされて、今日までその基金を積み立てて活用するということが本日まで来たわけでございますけど、今回、この条例を目的が達成したということで廃止するということがございますけども、この条例の廃止に当たって、町長としては基金条例に対しての見解というんですか、どういうものであったのかどうか考えがあるのであれば伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特に思いはございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 思いはないということでございますけども、これがどういう役割を果たしてきたかというようなことは何か見解を持っておられるのか、その点も伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 見解ということになると、この基金条例に基づいて町長職を務めてきたということです。条例設立当時は、こういうことが必要だったんだろうなということが見解です。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町先行取得用地活用対策基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第11、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 教育長にお尋ねしておきたいのですが、これは今回の改正につきましては、大津市でのいじめ問題を発端に教育委員会制度が約60年ぶりに改正されるということを受けてということになるというふうに思うんですけども、今回の改正で本町における教育行政はどう変わるのかというようなことも心配されている方もあると思うんですけど、ここが変わるんやないかと、こういった点が変わりますよということがございましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今回の地教行法の改正につきまして、先ほど議員からご指摘ありました大津市のいじめ問題に端を発しての改正でございます。

一つは、教育委員会の責任の所在がはっきりするなということでございます。従来、教育委員長が教育委員会の最高責任者となっておりましたけれども、非常勤でもございますのでかなり困難な面もあったらうと思いますけども、今回はこういった形で改正されますと、教育長の責任というのがはっきりするということと、それから非常にいろんな物事に対する、特に緊急を要することにつきましては、スピーディーな対応ができるんじゃないかというふうに思っております。

それからもう一点、首長部局との連携ということで、従来から本町につきましては常々首長との連携はしておりますけれども、今後、総合教育会議等が設置されますので、定期的に教育委員さんと首長の会議がありますので、連携がより密接になるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） 次にちょっと町長にお伺いしておきます。

大阪市での橋下市長の強引的なやり方もあるんですけども、首長が教育現場に深く影響を与えとか関与することは、教育委員会そのものの存在意義にも大きな問題も発生するのやないかというように思います。先ほど、教育長からありましたように、総合教育会議ですか、これも設けなあかんということになっておりまして、首長が今回深くかかわってくるというように思うんですけども、かえって教育現場については首長としては抑制的といいますか、教育現場に任すという方向がいいんやないかというように思いますけども、その辺のあたりの見解について、町長にお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私も関与を強めようという意思がないもので、余り勉強してないんですけど、今までから基本的に自分の考えはこういうふうに思ってますということは、これからも述べていきたいと思うんですけど、実務についてはやっぱり専門家集団の面がありますので、教育行政については新しく教育長が中心になって進められるのが妥当かなという考えでおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うんですけども、文部科学省が出してあります地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要ということで、教育委員会制度はこう変わるということで四つの変わる大筋が書いてあるんですけども、一つは、教育委員会が独立した組織としてなったのは、戦前のあの子どもたちを戦場に送ったという教育に、そういう行政が介入しないという独立をした対象をつくったということから、そういう制度ができたというように思うんですけども、今度の改正によって、いわゆるさっき大津の話がありましたけども、教育長と教育委員長を一本化して新教育長ということになるわけですけども、本来、教育委員を選んでそこから教育長を互選する、教育委員長を互選するというのがこれまでやられておったわけでございますけども、これからは町長なり首長が任命するというので、非常にそういう面では首長の意向が非常に強くなると。例としては、今先ほどもありましたけども、大阪市の橋下市長の例を見れば一目瞭然だと思うんですけども、ああいうことができるということになるわけですね。

これまでは、そういうことができないような仕組みということになっておったわけでございますけども、その点については、教育長としては、教育の立場からどういうように見解を

持っておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今回の改正につきまして、先ほど町長からもありましたように、従来と法は変わりますけれども、中身につきましては一定、教育委員会のほうも執行機関として残っておりますので、大きく変わるということはないというふうに思います。

それから、ご承知のとおり教育委員につきましては、それぞれの保護者も含めていろんなお立場から出ていただいております、いわゆるレイマンコントロールがやはりしっかりこれからもそういった立場でいろんな意見を伺って進めていくことになりますので、教育委員さんのチェック機能というのは十分働かされるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 大阪府ですね、今度は教育長がやめられて新たに任命されたわけですけど、あの中でも非常にハラスメントがあったということで大きく問題になったわけですが、ああいうことが本当に起こることがあってはならんわけですけども、独立した教育委員会がやっぱり力を発揮するということになれば、非常にああいうことを危惧するわけございまして、非常にその時々の方長の意向が強く反映されることになっていくと。

総合教育会議の図を見ても、首長が大きく円形の机に座っておる図表を見ても、中心に座って大きくあらわしてありますように、首長が招集してやるということになれば、当然そういう意向も強まるということは当たり前でございます。そういうことは私はぜひ、戦前のああいう教育の経験から、あってはならんことだと思っておりますけれども、そういう面では総合教育会議がどういう形で公開ということになっておりますけれども、しっかり教育の自主性が尊重されていくということにならなければならんと思っておりますけれども、その辺の担保というのは何かあるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 総合教育会議につきましては、従来、首長と教育委員がいろいろと意見交流をするという場がありませんでしたので、こういった形で定期的にされるということについては、非常に十分、もちろん首長のほうにつきましては、いろいろ予算の執行権ありますので、そういった中で十分教育関係のいろんな期待というのが実現されていくんではないかと思っておりますし、また、教育の政治的な中立というのも、今回この法によって十分確保できているというふうに思っております。

こういった会議があることによって、より教育の充実とか、あるいはスピーディーな対応

ができるということでなければ意味がありませんので、うまくこの法を活用して、十分教育の充実が図れるようにやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 大阪の例があるように、非常に首長の意向が反映されたということで、あれで中立性が保たれているのかどうかというように私は思うんですけど、教育長は大阪の例を見て、あれが中立性が保たれておるといような見解を持っておられるのかどうか伺っておきたいというように思います。

また、あわせて町長について、総合教育会議というのが設置されて、町長の招集ということになるわけですし、今もありましたように、予算も含めて権限を大きく町長が持つておるわけでございますので、そこへ出てやっぱり町長の一言、一言が大きく教育委員にも影響するというのは、これは当然だと思うんですけども、町長としては教育行政の中立性をしっかり担保すると、守るといふ点でいうとどういう考えをお持ちなのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど、大阪府の例が出されましたけれども、他府県のことで、十分経過とか中身は承知をしておりますけれども、本町につきましてははっきり政治的な中立、あるいは公平・公正という部分については、従来もそういった形で経過してきておりますし、今後も変わらないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当に教育の政治的中立性を守ることについては、危惧しております。何とか中立性が守れて、ごく常識のある生徒さんで大人になってほしいなという、ひたすらそんな願いを持っておりますけれど、制度が変わらずともNHKなんかに見られるように、突出した意見の人があることは事実ですね。そういうことのないように、町民、あるいは選挙人というんですか、選ぶ人たちがしっかりと首長を選んで、そして首長が任命する教育長についても、議会は、町民の皆さんの代表ですので、一応中立が担保できるような一つの制度改革かなというふうに思いますけれど、制度全然変わらなくても非常に国民が危惧するような事態が、今、大阪市がそうなのかどうかわかりませんし、NHKがそうなのかどうかはわからないですけど、十分納税して、自らの生活が少しでも豊かな生活ができるよというということで、政治に託しているわけです。その中で教育行政もあるんだと思うんです

けれど、私の思いは、しっかりと選挙でよい人を選ばんとあかんなど、そんな思いでおりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 私も1点お聞きしておきます。

今、教育長が、この制度が変わることによって、教育のそういういろんな教育行政の環境の整備とかそういうものがスピーディーに実現されるというふうな趣旨のことをおっしゃられましたけれども、今までもいろいろと教育委員会としては学校の先生の声とか保護者の声とかいろいろ取り上げる中で、教育委員会の中で話をしてもらって、そしてそれを教育長が事務方の幹部ですので、町長へ言っていただくということをしてきてもらってたと思うんですが、これまで以上にそういうふうな改革によって、今回の法律の改正によってスピーディーに進むということであれば、今まではそういうことが密接に行われていなかったということになるのでしょうか、1点お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 従来も、首長部局、または教育委員会との連携は、私は十分緊密にやってこれたなというふうに思っております。

今回、教育委員さんと首長の会議も持たれるということで、じかに首長と6名の教育長、教育委員が一つのテーブルに着いて、いろいろ話をしていくということについては、かなり意義があることではないかというふうに思っております。

これまでも定期的に、首長と教育長の話も定期的にさせていただいておりますので、教育委員さんがさらに加わるということについては、より保護者の意見とか、あるいはそれぞれの教育委員さん、いろんなところから出ていただいておりますので、そういった生の声がまたしっかり届けられて、お互い共通理解がさらに進むのではないかというふうに期待はしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の

立場から討論を行います。

政府は、教育委員会制度を変えるための法律を成立させ、平成27年4月1日から施行するとしております。教育委員会を代表する教育委員長をなくし、自治体幹部である教育長に教育委員長の役割を担わせ、教育委員会のトップに据える制度の改悪を行いました。日本共産党は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組みをつくり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害する法改悪に反対をいたしました。

今回の条例改正案は、教育委員会委員長と教育長を一本化した新教育長に係る規定の整備とのことでありますけれども、今後、町長が任命をする新教育長との調整の場と位置づけられる総合教育会議や首長が策定をする教育に関する大綱によって、首長が教育に介入する仕組みがつくられます。政治が教育に果たすべき責任は、条件整備などによって教育の営みを支えることであります。教育と教育行政の自主性を守り、住民合意を大切にしたい教育委員会改革活性化を求める立場から、本条例改正に反対をいたします。

反対の討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、提案になっております議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論に参加をしたいというふうに思います。

このたびの改正案は、教育長と教育委員長を一本化し、また、首長が主催する総合教育会議において、大綱の策定を通して首長の意向も反映させるなど、権限と責任の所在をより明確にしつつ、戦後60数年にわたり教育委員会制度が果たしてきた教育の政治的中立、継続性、安定性の確保や地域住民の意向の反映という趣旨を継承する点において、より現実的な前進と受けとめ、賛成するものであります。

教育委員会制度が発足して半世紀以上が経過する中で、当初、みずみずしい息吹にあった制度が徐々に形骸化し、責任体制が不明確になるなど、種々の問題点が指摘をされてまいりました。こうした中、いじめを苦に自殺する事件が発生し、地方教育行政に関する権限と責任の不明確さや危機管理能力の欠如が浮き彫りとなり、教育委員会制度を抜本的に見直す必要性が国民に認識されることとなりました。

今回の改正で反対の意見として、首長や教育長の権限が強まる、時の政権や首長によって教育が変わることがあってはならない。今回の改正により、今まで以上に権限が強まるのではないかとの懸念の声が聞こえるところでございますが、今日、戦後の反省の上に立って、

今日の平和国家が築かれたものでありまして、今日の民主主義のもとでのこれらの批判は当てはまらないものというふうに考えております。

言うまでもなく、教育は政治をはじめとする権力から一定の距離を置くのが大原則でありまして、政治的中立性、継続性、安定性は確保をされなければなりません。総合教育会議では、教育委員会の権限に属する事務のうち、予算の調整や執行や条例の提案など、首長の権限との調和を図ることが必要な事項を調整するものとし、教科書の採択や個別の人事など、政治的中立性の要請が高い事項については、協議の議題としないものでありまして、首長が教育委員会の権限を侵食しない制度設計となっております。

教育にとって最も重要なことは、何よりも児童生徒の幸せ、幸福が第一との認識に立つことでありまして、子どもに寄り添いながら、子どもの健全な発育を促すことが、教育現場の使命というふうに考えます。そういうことから、新しい教育長の使命は重大でありまして、この人材確保もこれからの重要な課題であるというふうに考えます。その意味で、今回の改正案は決して終着点ではなく、新たな出発点というふうに考えております。

京丹波町教育振興基本計画に沿って、本町教育が一層前進し、児童生徒の生きる力の育成が図られることを切望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第12号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第12号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） ちょっと1点伺っておきたいんですけども、今回の新旧対照表を見た場合に、放課後の家庭教育に欠ける児童ということになっておりましたが、今回、放課後に保育を必要とする児童と、こういうようになったわけでございますけれども、これはどういうように解釈をするということと、誰が保育を必要とするかどうかの判断をするということになるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 今回の改正につきましては、「保育に欠ける」という表現を、「放課後に保育を必要とする」という改正でございますが、これにつきましては、保育を両親とも働いておられまして、放課後の保育に今まではできないということで、「欠ける」という表現でございましたが、より適正な表現にするため、放課後に本当に「保育を必要とする」働いている方々が保育を必要とするということで、適正な表現に変えられたものでございます。また、放課後に保育を必要とする方につきましては、それぞれ今、言わせていただいたとおり、両親が働いておられてお子さんを見られないご家庭のことを指しております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今、説明をいただいたんですけども、「欠ける」ということが「必要」という言葉に変わったという、そういう解釈でいいのかということと、必要というのはそこにもありましたように、親が、両親が必要ということで、いわゆる判断をするということになると、そういうことでいいのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 両親も含めまして、保護者がということでございます。「欠ける」という表現は、やはりより適切な表現といえますか、放課後に本当に保育を必要とする方々、保護者を含めましてそういう方が家では見るできないというものでございまして、それは両親も含めまして保護者がということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

議案第12号、京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第13号 京丹波町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第13、議案第13号、京丹波町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番(山田 均君) 今回、提案理由として、子ども子育て支援制度の改正に伴って、授業料を利用料とするということになるわけですが、利用料ということは、施設を利用するという、そういう解釈になるんじゃないかと思うんですが、子どもたちがいわゆる施設ですね。いろいろ授業を受ける、本来授業料だというふうなものですけれども、この利用料ということは、施設を利用するということになるんじゃないかということと、そういうことになれば、当然いろんなかわりが出てくるんじゃないかと思うんですが、その利用料という位置づけですね。どうなのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長(野口久之君) 中尾教育次長。

○教育次長(中尾裕之君) 幼稚園はこれまで教育を受ける対価として教育機関に支払うべきものとして、授業料としていただいておりますが、平成27年4月から開始されます子ども子育て支援制度では、幼稚園は保育所と同じように特定教育保育施設として位置づけられて、特定教育・保育を提供した際の利用者負担を保護者から徴収することになり、授業料から利用料に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長(野口久之君) 山田君。

○14番（山田 均君） 今、説明をいただいて、授業料から利用料ということなんですけれども、こういうことになりますと、もともとのその表題そのものも授業料条例ということでなしに利用料条例ということにする必要がないのかどうかということと、単純に考えたら、利用するということ、利用料ということはそういうものに、本来消費税とかそういうものがかかる要素もあるんですけれども、この場合には一応教育にかかわるということで免除といえますか、そういうことになるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 現在、幼稚園の授業料は園児1人月額7,000円としていただいております、それにつきましては消費税ということは今のおりですので、入っておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 当然、入っていないと思うんですけれども、そういう授業料が利用料に呼び名が変わっただけということかもしれませんけれども、本来施設を利用したりする場合には、消費税とかそういうものがかかるということなんですけれども、この場合には教育という関係で消費税というのはいかからないということなのか、そのちょっと確認の意味でお尋ねしたので、もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 現在は今、言わせていただいたとおり、授業料として7,000円ですが、今後の改正といえますか、今後、保育料と同じように、市町村民税をもとにして今後決定していく必要があると考えるので、今後の、今はこのような7,000円という均一になっておりますが、今後、市町村税をもとに保育料と同じような考えで進めてまいりたいと思っております。これまで幼稚園につきましては、均一料金ですので、利用していただく方に今後そういう説明も、丁寧な説明が必要と考えるので、教育委員会等々で慎重に協議をいただきながら、そういう料金については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

議案第13号、京丹波町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第14号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第14、議案第14号、京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番(山田 均君) 1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、今回夜間の使用ということになるわけでございますけれども、一つはその夜間の使用料金をどういう基準で決められたのかということと、それから夜間ということになりますと、当然照明が設置をされるということになると思うんですけども、この照明については、既に実施されておるのか、また議会の関係でいうと、その設置されるという報告はこれまではなかったわけでございますけれども、どういう形でどういうものが夜間照明ということで設置されるのか、あわせて伺っておきます。

○議長(野口久之君) 山森商工観光課長。

○商工観光課長(山森英二君) まず、基準でございますけれども、現在、かがやき広場というのがございまして、その中でゲートボールをご利用いただいた場合の照明代というのが設定をされております。これが約205円ということですので、それに見合った形のそれぞれ町内、町外の料金を200円ずつ昼間からプラスしての料金設定ということで、基準を設けさせていただいたということでございます。

それから、照明の具体的な内容でございますけれども、現在設置をしている途中でございまして、今、施工中ということになっております。内容につきましては、これは和知の双生

公園の撤去に伴いますテニスコート、それからパターゴルフ場に設置をしたものを移設したということでございまして、利用可能なものを設置をしております。照明器具及び電柱につきましては、グリーンランドに7カ所設置をする予定にしております。内訳といたしましては、4灯照明が2カ所、それから2灯照明が4カ所、1灯照明が1カ所ということになっております。あわせまして、太陽光パネル照明が2カ所、これは一気に照明を落とした場合の、足元が暗いということもありますので、入り口に太陽光パネル照明を2カ所設置をする予定にしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1点だけお伺いします。

産建でもお伺いしたんですけれども、夏場、暑いということで、夜、グラウンドゴルフをしたいという利用者の声があったということで、夜間照明をつけるということなんですけれども、このことによって利用者がどのぐらい増えると推移されているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 現在のグリーンランドの運動機能の部分で言いますと、グラウンド、それから体育館それぞれあるわけですが、その中でこのグラウンドゴルフ場の占める割合の利用率が約42%を占めるというふう実績ではなっております。したがって、グリーンランドみずほにとっては大きな収益の運動施設ということになっておりますので、そこに新たにプレーをしていただけるような環境をさらに整えるという意味では、これからも伸びを期待しているところであります。

具体的には、グラウンドゴルフの方の特に夏場の夜の利用が見込めるということにもなりますし、それから夏場の特に夏休みの児童の子どもたちと親子とのそのいわゆるPTA、子ども会の親子でのそのプレーを楽しんでいただいたりとか、それからイベント時のときの照明をつけて、イベントの活用に使おうとか、そういうことが見込まれるというふう考えているところであります。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

議案第14号、京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。

10時45分まで。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長(野口久之君) 休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第15、議案第15号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第15、議案第15号、京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

坂本君。

○6番(坂本美智代君) 今回の子ども子育て支援法の改正によりまして、利用料、保育料だったのがまた利用料ということになったところと、また延長利用料の件が改定されたと、変わったということをお聞きいたしました。一般質問でもお聞きいたしましたが、このことが保護者へのちゃんと周知徹底がきちんと、一般質問ではしますということでありました。もうじき、入所の申し込みたくさんされているんじゃないかと思いますが、そういった点、混乱をされている保護者の方はおられなかったのか、十分な説明をされたと思われかもしれませんが、その点をお伺いしたいのと、もう1点はこの利用料の関係なんでありますが、これまでの利用料のあれを見ましたら、世帯の階層区分ですね。これがA、B、C、Dとあります。そのDの部分で所得税の額の区分という部分が、今回は全部町民税のほうに変わっておりますが、このことによって利用料が変わった世帯があるかと思うんですけれどもね。3歳未満

の児童に関しては下げたということをお聞きしましたが、3歳児以上の児童の中で、やはりこの区分が変わったことによって、利用料が増えたという方もお聞きするんですけども、そういった保護者の方の、上がったというんですかね。そういった利用料が上がったのは何件ほど見込んでおられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 初めの混乱と説明の件ですが、申し込みをされたときにお問い合わせがあった場合は、各園からお一人おひとり説明をさせていただきました。不十分であったことは申しわけなく思っておりますが、今後は保護者会の総会も新年度に予定をされておりますので、その場で保育料に関しまして、また第3子の無償化の件につきましてもご説明を申し上げたいと考えております。

また、今回の制度の改正によって、保育料が前年度よりも引き上がると思われる方につきましては、10%未満ですがいらっしゃいます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） それぞれ個々で対応もされている中で、今度総会が開かれるということで、そこでも説明をされるかと思えます。

特に一つは、その延長保育、延長利用料ですね。そのことにやはり以前の保育時間から変わることによって、延長料が発生するという方ももちろんおられると思うんですけども、そういった方は大体どのぐらいと予想されますか。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 申し込み時には16件の方が申し込まれておりましたが、短時間とそれから標準時間につきましては、保護者の方の就労に関係しまして、再申請も受け付けておりますので、また16件から現在は12件に件数が減りまして、短時間ご利用で延長保育をご利用されるという方は、12件、今、受け付けております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、今、これまで保育料、これから利用料ということになるんですけども、委員会の説明のときには、3歳未満の方についてはそれぞれ引き下げを行ったという説明があったんですけども、3歳児以上の場合ですね。幼稚園の関係とか支援センターの関係もあって、バランスがとれないということで見直しをしなかったということなんですけれども、今、今回の改正によりまして、1

0%未満ではあるけれども引き上がる方があると、こういう説明があったんですけども、これまでの所得税に対する保育料の基準というのは、今回は町民税ということにして利用料ということになるんですけども、当然それぞれの現在保育所に子どもを預けておられる方の利用料がどう変わるかというのは、当然チェックをされたと思うんですけども、今のいわゆる預けておる利用料は、新年度から上がるということはやっぱり避けて、いわゆる同じ金額、最低でも同じ金額で子どもを預かるというのが、当然子ども子育ての本来の趣旨から言うてもそうあるべきだと思うんですけども、そういうような現在保育所に預けておる方については、そのままの料金でいくというような、そういうような考え方というのはとられなかったのかどうか。1割にしる、やっぱり引き上がるということは、非常に親にとっても、また父兄にとっても大きな負担になるわけなので、その辺についてはどのような考え方なのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 保育料に関しましては、前年度とできるだけ変わらない保育料で負担はないようにということは考えましたが、やはり幼稚園の授業料の7,000円、それから子育て支援センターの1万2,000円のこと、バランスを考えると、やっぱりどうしても全体的に引き下げるとか、維持をするということは難しく、1割未満の方ですが、上がる方が出てきたというのが現状です。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） いや、だからそういう現状は現状で認識されておることであれば、例えば特例とかいうのを設けて、現在預けておる方についてはそのままの金額でいくとか、そういうような一つの考え方に私は立つべきじゃないかと。これほど子育て支援、強調されて、いろんな今度の制度も改正をされて、いわゆる短期、標準という形で、いろいろその働き方によって変わるんだということで、全体としてはいわゆる負担を減らすんだというようなこともあったわけですから、当然そういう立場に立って、現在預けておる方については、これまでと変わらん保育料にこれは特例を設けるとか、やっぱりそういう形が私は必要だと思うんですけども、そういうような考え方とか検討はされたのかどうか、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 特例については考えておりませんでした、上がる方につきましてはまたご説明のほうをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今回、保育料の問題の改正の問題であります、子ども・子育て支援法の施行に伴うもろもろの条例の改正が出ています、一つ、答申をいただきまして、今後、和知も瑞穂もそして旧丹波で新しくできる予定の施設も、認定こども園ということで答申が出されております。その関係でいろいろ保育料の問題も議論がされていたことでもありますけれども、一つ関連してお聞きしておきますが、町長の施政方針にも、質の高い教育、保育の充実と幼保一元化というふうに書いてあるわけですが、この今の保育所あるいは幼稚園と比べて、この認定こども園というのは、質の高い教育、保育と言葉では書いてありますけれども、実際はどのように変わるのか、中身ですね、どのように変わるのか、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 幼稚園の教育のよさと、それから保育所の養護と教育の一体化ということで、家庭的な保育を進めていくという内容なんですけれども、まず一つは、今、保護者の方が保育所では就労の、離職とか、それから就労によって子どもさんの環境が変わるといことがあります。もしお仕事を辞めた場合は、保育所を退所しなければならないということになるんですけれども、認定こども園になった場合は、子どもさんの保育環境が変わらないということ、保護者の方が就労されていても、されなくても、途中で辞める、辞めないがあつたとしても、お子さんの友達関係とか保育環境は変わらないという利点があります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そうすれば、今、幼稚園にも通っている幼児がいるわけですが、幼稚園の場合は7,000円ということで、今もお話ありましたように、安い使用料で通っているということですが、そういう、どういう選択肢で幼稚園を選択されているかというのは、私もよくつかんでおりませんが、やはり就学前のそういう教育を幼稚園で受けられるということで、保育所のように高い保育料じゃなくても、教育が、就学前教育が受けられるということでもありますし、そうした選択肢がなくなるということになるのでしょうか。認定こども園でも短期でもいけるということなのではないでしょうか。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 認定こども園に関しましては、1号認定、2号認定、3号

認定、今、幼稚園にいらっしゃるお子さんも同じ、時間帯としては短い時間帯ですけれども、同じ保育時間の中で、時間の差があるというだけのことです。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そうすれば、クラスというのはずっと1日中同じ子どもたちでクラスで過ごせるのか、1日の途中でクラス替えみたいなのが起きてくるのか、その点はどうでしょうか。そういうことでしっかりした、もしクラスが変わるとかそういうことであれば、本当にそういう充実した保育とか教育が受けられるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） お子さんのその教育時間を選ばれる1号認定のお子さん、それから2号認定のお子さんがどれだけいらっしゃるかということにもよるんですが、できるだけ子どもたちは多い人数の中で切磋琢磨する必要があるかとは思いますが、人数によって保育のそのクラスの編成とかは変わってくるかとは思いますが、今の段階ではそのまだ先のことの検討はできていない現状です。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、保育料の関係なんです。これまで、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる町民税で算出という方法と、いわゆる所得税ですね。これまでは主に所得税を基準にした保育料を決めておったということなんですが、今回提案になっておりますのは、町民税に一本化するということになりました。当然、所得税を基準にするのと、町民税を基準にするのとは、払う親にとっては変わってくるわけですね。これは町の都合で改正をするわけですから、これまで、今、預けておる親にとっては、突然ランクが変わるということになるわけなんですね。これ1ランク変わることによって2,000円差が出てきておるわけでございますけれども、そういう事態が、今説明がありましたように、1割弱の方がそういうことになるということなんですね。これは親にとっては3歳から預けたとして、例えば1万円やったということですずっと払っておったのが、突然町が条例を変えたということで2,000円アップの1万2,000円になると。これ年間2万4,000円払わなあかんのですね。大きな負担だと思っただけなんです。

この京丹波町の児童福祉施設の保育費用徴収規則というのを見ると、保育費用の徴収に関して必要な事項は町長が別に定めるということになってますのでね。ぜひその1割弱の方に

については、現行の保育料、利用料にするという、そういう考え方に立つべきだと思うんですけども、ぜひ町長の決断でそういう措置をすべきだと思うんですけども、その点について町長の見解、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしましても、所得税から利用料の算定方法ですね、町民税中心に切りかえました。このことがより公平だという認識で提案させていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第15号、京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

子ども・子育て支援法の改正に伴い、保育所の利用料と延長利用料の改正であります。

一つには、保育所の利用料であります。3歳未満の児童の利用料を下げたとしておりますが、これまでの階層区分であったDの階層区分の所得税課税世帯が町民税課税世帯になったことで、3歳児以上の利用料が上がる世帯が10%未満であるとのことでした。子育て支援の趣旨からしても、全ての世帯を引き下げるべきであります。

二つには、保育時間の変更であります。一般質問でも問題点の指摘をいたしました。保護者の働き方により、これまで早朝保育、延長保育に当たらなかった保育時間により、延長保育料が発生することです。また、利用時間帯や延長保育の利用料の額によっては、短時間認定であるにもかかわらず、標準時間認定よりも負担が増えることとなります。

現在、保育所や幼稚園の費用などの負担軽減を望む声がある中で、今回の改正は子育て支援の充実と掲げながら、子育て世代に経済的負担を強いる改正であることを指摘いたしまして、反対といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 議案第15号、京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

今回提案の条例改正は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、公の施設の使用料となった

ことから、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準により、保育時間は1日につき8時間を原則とされており、保育所利用料及びそれを超えた延長保育時間にかかわる利用料を定めたものであります。

このことを踏まえ、保育所利用料金基準額が3歳未満児で実質引き下げとなっていることも含めると、今回、一般保育時間を超えた保育所延長利用料金を規定した改正条例は、やむを得ないものと判断します。

なお、十分な保護者への説明を行い、理解を求める努力をしていただくことを切にお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

議案第15号、京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第16号 京丹波町保育の実施に関する条例の廃止について》

○議長（野口久之君） 日程第16、議案第16号、京丹波町保育の実施に関する条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

議案第16号、京丹波町保育の実施に関する条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第17号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第17、議案第17号、京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

議案第17号、京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第18号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第18、議案第18号、京丹波町老人医療費の支給に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回の条例の制定は、府の老人医療費の支給、これまで65歳から69歳の方に対して、特別世帯、そしてそういった方への1割負担で医療費を払うということの制度でありました。今回この所得区分が改定をされまして、これまで特別世帯として障害者の方とか寝たきりの方、また単身者なり老人世帯、こういった方に対してと、そして一般世帯と区分をされておりましたが、この区分を一つの所得税非課税に一本化することによりまして、対象者がこれまでよりも縮小すると言われております。本町では、この対象者はこれまで何人対象者としてはある中で、この対象外となる方はどのぐらい想定されるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） ただいま議員さんがお尋ねの件でございますが、今、想定しておる所得税非課税にした場合の減少人数でございますが、今のところ320人程度を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今、対象者が320人減るということでありましたが、当然これまで府がそういう制度によって負担をするということとあわせて、本町も一般財源を充てて負担をしておったと思うんですけども、その額というのは320人減ることによって、当然負担すべき金額も減ると思うんですけども、その額というのはどの程度減るというように見込んでおられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） ただいまお尋ねの一般財源の減額でございますが、当初予算の時点での見積もりにつきましては、420万6,000円程度減額されるのではないかとというような見込みを立てております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 町長にちよっと伺っておきたいんですが、今回、京都府の制度の改正によって、京丹波町では320人余りの人がその対象から外れるということで、本町がこ

れまで負担をしておる320人の負担を計算すれば、420万6,000円という金額を今聞いたわけなんですけれども、当然そういった福祉に、少し老人福祉に活用すべきだと、そういう施策にですね、思うんですけれども、町長の見解、伺っておきたいと思います。考え方を。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このことは、提案していることをご理解いただきたいんですが、今おっしゃっている一般財源がほかの福祉以外にいかないようにしたらどうだというようなお話だと思うんですけれども、そういうふうに配慮していきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第18号、京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

京都府老人医療費助成制度は、65歳から69歳の方を対象に、入院、通院を1割負担に軽減する制度であります。しかし、国の高齢者医療制度改正によりまして、70歳から74歳の医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられたことにより、連動する形で2割負担にするということでもあります。また、支給の判断基準とする所得税非課税とする区分を、これまでは特別世帯と一般世帯と区分をされ、課税か非課税かで支給の決定をされておりましたが、今回の改正でこの区分を世帯全員が所得税非課税に一本化とし、対象者を縮小するものであります。

府下で現行制度の利用者は約6万人、そのうち43%の方が対象者から外れるとしております。ただいまも課長から答弁がありました。本町では外れる対象者を320人と見込んでいるとの答弁でございました。

この老人医療費助成制度は、昭和45年、当時の嵯川府政が実施し、全国に広がった制度であります。しかし、この間、国の医療制度の改悪などにより、現在実施している都道府県は数県となっている中で、山田知事も全国に誇るすぐれた制度であるとも認めておられます。安心医療を求める上にも、マル老制度の縮小となる改正に反対といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 議案第18号、京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場で討論を行いたいというふうに思います。

国の医療保険制度見直しに伴い、70歳から74歳の医療費窓口負担を2割とする見直しが決めたことにより、京都府の老人医療給付制度利用者は現行65歳から69歳までの方ですけれども、の1割負担との間で、負担割合の逆転現象が生ずることになりました。このことにつきましては、府下市町村担当者を含めまして種々検討をいただいたところでございますけれども、これを回避するためには、2割負担に改めるということは妥当であり、当然の措置と判断をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

議案第18号、京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第19号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第19、議案第19号、京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） お尋ねしておきたいと思うんですけれども、今回、介護保険のいわゆる保険料がこの第6期ということで引き上げになります。特にこの介護保険は、3年を1期として現在6期になっているわけでございますけれども、発足当時から比べると、本当に2倍以上の引き上げになってきております。そして制度の内容はどんどん悪くなるという状況になってきておるわけございまして、特に今打ち出されておるのが要支援ですね。1、2については介護保険から外して、市町村がそれを担うと。また、要介護3以上を施設の入所というようなことにする、そういうことが方向として出てきておるわけでございますが、特にそういうことを考えますと、要介護者をつくらないためには、要支援の1、2の方を支

援をして、重くならないようにする、そういう取り組みも当然必要ですし、また介護度1、2の方についてはどうするかということも問われてくるわけですが、この片方ではそういう形をしながら、保険料はどんどん上げざるを得んという、こういう状況になってきておるわけですが、このままいくと、さらに値上げがどんどんしなければならんと、こういうことになってきておるわけですが、1点町長に伺っておきたいのは、合併以前ですので、平成12年から第1期が始まりました。介護が本当に今、大きな家族の負担ということで、こういう制度で社会的に責任を持つということを出発したわけですが、当時の3町の平均を見ますと、2,572円と、そういう数字でした。今回提案になっておるのが6,270円ということで、本当に値上げ幅がどんどんこのいわゆる3年1期ごとに値上げになってきておると。もちろん、その該当する町村のいろんな施設やとか、そういうサービスとか、その事業量とも大きく関係しますけれども、この府下の中でも非常に高い位置にあります。ご承知いただいておりますけれども、そういう点から言うと、本当にこの保険料をどう抑えるかということも大事になってきておるわけで、先ほども老人医療費のこともありましたけれども、一定、一般財源からも投入して、その保険料を引き上げないような、ストップをさせるような、そういう措置も当然これ考えるべきだと思っておりますけれども、その辺についてのちょっと考え方、1点伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） たくさん言って考え方って聞かれても、どういう考え方を示したらいいのか、一般財源をどんどん投入せえという意味ですか。

いずれにしても、これ制度を守るための審議を尽くしていただいた上での提案ですので、そのようにご理解いただけたらうれしいです。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） それからあわせて伺っておきたいのは、今回いわゆる階層ですね。9段階から11段階ということにするわけですが、府下の市町村を見ておると、こういう段階、11段階を選んでおる市町村、また15とかいうところもあるわけですが、本町として、この11段階にしたのはどういう根拠といたしますか、どういう考え方なのか、15段階という市町村もあるわけですが、その辺、また9段階というところもあるわけですが、その辺の考え方、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 国の標準段階が6段階から9段階に細分化されました。本町におきましても、従前より本人課税層におきましては多段階設定をさせていただいております。今回の見直しに当たりましても、課税層に当たります第6段階以上につきましては、国の示す階層プラスさらに細分化させていただきまして、これまでと同様の所得区分の分については継続していただくということで、11段階を設定させていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 議案第19号に対する参考資料ということでもらっております。これをちょっと見させていただいておりますが、要支援1、2の方を地域支援事業に新しい総合事業へということで、移行するというので、平成28年の後半ということでお聞きをいたしました。この資料を見させてもらっても、平成27年度が4,800万円余りの費用でありますのが、平成28、29年度は6,400万円になり、6,900万円になっているということからも、そういうふうに施設へ入所じゃなくて、こっちのほう、地域支援事業のほうでやっていこうとされているのが数字的にもわかるわけではありますが、一つは入所は介護度3以上ということになっておりますが、それはそれ以下であったらだめなのか、それと、要支援1、2の方も、ボランティアでありましたり、NPOでありましたり、いろいろ受け皿を考えておいてもらわなくてはいけないんですが、その専門性の高いホームヘルパーとかデイサービスを受ける方と、それからボランティアさんとかそういう人たちにお世話になれる人を見分けるために、区分はどのように、何かそういう一つの基準というのがあるのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 特別養護老人ホームへの入所が原則要介護3以上になることにつきましては、法律に基づくものでございますけれども、それ以下の場合、1、2の場合で市町村長が特に必要と認めた場合、特例入所という形で、施設等に意見を申し述べることができるようになります。障害をお持ちである方ですとか、虐待とかがあって継続して自宅で過ごせないというような場合などが例示されておりますけれども、本町におきましても高齢者を守るネットワーク協議会等を設けておりますので、そういう事案については適正に対応してまいりたいと考えております。

また、要支援1、2の方で、専門性のあるサービスを使うか、またさまざまな実施主体によるサービス利用に向かうかという判定区分ですけれども、これまででもチェックリストと

いうもので、生活機能評価等におきまして、一次予防、二次予防の判定をいたしております。保健師等がご本人さんと面談させていただきまして、必要なサービスにつながるようになりたいと思っておりますけれども、まだ詳細については確定したものではありません。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 特に介護度1、2でも入所はできるということでありましたが、そうすれば、その申請というのは、1、2であっても申請はできて、相談員というか、特養の相談員になるのか、地域包括の相談員になるのかわかりませんが、そういう申請をしたら受け付けてもらって、認定のためのそういう調査というのはしてもらえるのかどうか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 施設のほうへお申し込みに行かれる場合、恐らく要介護度を聞かれるかと思えます。現状、要支援の方は施設の申し込みができないということと同様に、今後におきましては、原則3以上ですよという説明があると思えます。

一方で、要介護1、2であっても、こういうような事情があるんやということでしたら、包括のほうにご相談いただくように指導されるか、また施設のほうからご本人さんの同意を得て包括のほうにご連絡がいただけるのではないかと考えております。

ですから、原則3以上になるということは、お申し込みができるのが原則3以上であるということと考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 1点、町長にお考えをお聞きしたいと思うんですが、先ほど、今回町民税の世帯所得を基準にして、保険料とか費用負担をすることがより公平だというお考えのご発言があったんですけれども、実は、例えば、親の介護をするために、例えば今まで京都とかにいた方が、親の介護をするために京丹波町へ住所を移されますと、その方の所得も加算して保険料が上がることになるわけですね。そうすると、例えば、そういう施設に預けて面倒を見ていただく子どもさんというんですか、と、親の面倒はやっぱり家族である自分が見んならんという正義感というんですかね。そういう思いで帰ってこられた方の保険料が逆転するという行為と、加えて、そのことによって通勤等の負担もかかるわけですね。そういうことを考えますと、本当に町民税の世帯所得で保険料を算出するという制度が、町長がおっしゃるように、より公平だというふうに思えないんですけれども、町長の見解をもう一度お聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほどは老人医療費のときに答弁させてもらって、基準を所得税から町民税に変えたということで説明させてもらったんですが、今、施設を利用なさらずに在宅介護を志してというのか、在宅介護で親の面倒を見ようということで行くと、介護保険料が上がるのではないかとのご質問ですね。上がるな、確かに。そういうことをちょっと、個別についてまで検討できてないんで、今のご質問について、またいろいろ検討すべきだなというふうにまず思いました。

をもって答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） そこで町長に、提案があるんですけども、例えば、親は京丹波町におられて、息子さんとかその他の方が他のところで働いておられる方も、そうとは限りませんが、大概の場合、親を扶養家族として税務上の恩恵を受けておられるわけですね。そういうことを考えますと、その分に、例えば高齢者ですと48万円ですかね。58万円やったかな。その2人分としたら100幾らかですから、10%の税金としたら10万円前後、扶養家族を入れることによって税法上の恩恵を受けるわけですね。その分をふるさと納税等で京丹波町に支援をしていただくような、何かいい方法があって、お願いをしていただくような制度というんですか、そういうことを考えていただきたいと思うんですが、町長はどのように思われますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 制度改正のとき、いつも説明を受けて了承して提案しているんで、今、急にいろんなご提案をいただいたんですけども、担当のほうがよくわかると思いますので、担当のほうから答弁させたいと思います。

担当もまだ急に答弁できんかもわかりませんが、ひとつご承知いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 今、村山議員さんおっしゃっていることは、心情的には十分理解できることかと思えます。ただ、他市町村の方でしたりとかしますし、その方が扶養にとっておられるか、判定ができない現状もございますし、ふるさと納税と介護保険制度とすぐイコールにはなかなか結びつきにくいかなというふうに私は考えております。

ただ、積極的にふるさと納税をお願いすることについては、町としての取り組みかと考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 配付していただいているこの説明資料の中で、ちょっとお聞きしたいことがあるんですが、まず、5段階の平均が今回6期では7万5,300円と、こういうことになるわけですが、これは全国平均と比べまして、どういうことになっているのかと、高いのか、安いのかということが第1点と、全国平均わかりましたら、金額を教えてくださいなというように思います。

2点目が、この3年間の保険料収納必要見込み額ですね。3年間の介護サービス、どちらでもいいんですけど、これが保険料の収納必要見込み額は12億4,087万円と、こういうことになってますが、これに対する施設介護サービスに要する保険料相当額は幾らなのかということですね。

この2点についてお聞きします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 全国平均については、まだ公表されておられません。

それで、5期のときの全国平均が4,900円余りだったと記憶しているんですけども、既にそのときに、私どもでは5,350円で行ったので、今回も全国平均は上回るものと考えております。

それから、申しわけございませんが、施設給付費にかかる保険料必要額につきましては、個別に現在算出できておりませんので、数字を今現在持ち合わせておりません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） まだ全国平均出てないということですが、いわゆる報道のほうでは、年間5万5,000円ぐらいというふうな報道がもうされてまして、ある一定出てるんじゃないかなというように思います。

したがって、全国平均より高い保険料を徴収しなければならない理由が、この施設介護と何か関係がしてるとはないかなというふうに私は思うわけでありまして、この施設介護に要するその保険料相当額がわからんというのは、資料を持ってないからわからないと、答弁できないということなのか、その辺ちょっとはっきりしといてもらいたいと思います。

それで、この施設介護ですね。特養ですけどね。町外からのいわゆる入所者数ですね。これは何名なのかということと、それからはぎの里とか長生園とか、ほかにも京都市内も綾部もあるわけでありまして、そちらのほうへも入所、京丹波町からも入所されているという方がいるわけで、その人数も把握されているのかということですね。その辺についてお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 保険料の全国平均につきましては、私も新聞報道等では全国平均は5,000円を上回るであろうというような報道は目にしておりますので、そのあたりかと思えます。

それから、本町の施設入所者の状況などでございますけれども、被保険者1名当たりの施設サービスの費用といたしましては、これは平成25年度分の調査ですけれども、京丹波町は1人当たり1万1,820円でございます。京都府の平均が8,544円、全国では7,516円という統計データが出ておりますので、本町においては全国また京都府平均よりも施設サービスは高いと認識しております。

それで、利用者数ですけれども、施設介護サービスをお受けになっている方のうち、介護老人福祉施設、特養に入っておられる方は、12月利用分ですが192名となっております。そのうち、町内の3特養に入っておられますのが164人でございますので、金木犀につきましては地域密着型で別の給付費でカウントしておりますので、192名中164名が町内の施設をご利用かと考えております。

全国平均より高い理由は、やはり高齢化率も高うございますし、全国より先んじている地域であるということも大きな要因かと思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） そうすると、町外からの入所が28人、京丹波町3施設で28人という理解でいいんですかね。

それから、その町外の施設へ入所されている方が、それが28人ということでもいいんですね。

ですから、その192人のうち、町外からの入所は何人やというのを聞いたんですけど、それは答弁なかったと思うんですけど。

言いたいことは、言うたら介護保険はこれどんどん全国平均より高いということですね、京丹波町は。ですから、施設介護の費用が大体約3年間で64億8,000万円余りで、大体30億円超えるものが施設介護やということなんです。我々も町内の方が施設に入られて、大体450万円ぐらいかかるんですね、年間ね。ですから、それを我々が十何%か負担しておるわけですが、町内の方が入られてそれを負担するというのは我々納得いくんですけども、町外からぽろんと来られて、何の関係もない人がですよ。ですが、それも我々が負担をせんなんということはちょっと納得いかんなど、この制度自体が、ということなんです。ですから、その町外へ何人ぐらい、差し引きしたらゼロやったら、これは納得できるん

ですけれども、町外の施設へ何人入っておられるかという、その辺のことをちょっとわかっておれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 先ほど申しました192名は、京丹波町の被保険者の方で、施設に入所されている方で、町内3施設に入っておられる164名の方も町内の方でございます。町内3施設に、2月17日現在で入所されている方は10名と伺っておりますが、この方につきましては住所地特例と申しまして、町内の施設に入っておられる前の市町村が保険給付費の負担をいたしております。そういう住所地特例がございますので、反対にうちから南丹市の施設に入っておられる方につきましても、京丹波町がその保険給付費を負担しているということで、住所地特例というのがそういう制度となっております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案をされております議案第19号、京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案をされております一部改正の理由は、第6期介護保険事業計画、平成27年度から29年度の策定に伴い、保険料の改定を行うものです。

介護保険料は町内の事業所などが計画する介護サービスの事業量、事業内容などとあわせて、被保険者数の推移、各事業所の利用見込み、人数などから算出する仕組みですが、介護保険制度は第5の社会保険として、2000年、平成12年にスタートをしました。介護保険法第1条では、要介護状態となっても尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかる給付を行うとしています。こうした目的を持った介護保険制度は、事あるごとに見直しをされ、制度内容が次々と後退をしていきました。

安倍内閣による今回の大幅見直しは、制度の根幹にもかかわるものです。自助、自立を土台に据え、要支援1、2を介護保険制度から切り離し、市町村が実施する事業に移行させるという大幅な見直しも大きな柱です。市町村に新たな総合事業として、ボランティア、NPOを活用するなど、専門職でない人によるサービスの提供を可能にする方法を導入するなど、また国がガイドラインを設けて、個別判断の余地をなくすなど、大きな内容となっております。

また、地域支援事業全体を対象にするため、市町村の財政力やボランティアなど、社会資源の事情などにより提供されるサービスに大きな格差が生じることになり、住んでいる市町村によって受けられるサービスが異なるという不公平な事態が起こることになります。まさに、サービスは薄く、負担は厚くです。

また、特養の施設入所対象者も、原則要介護度3以上として、要介護度1、2の人を除外するものです。強い反対意見でやむを得ない事情がある場合は認めることとなりましたが、多くの入所希望者を待機者リストから外すことになります。

このように、制度の内容の大幅な見直しは介護保険制度の根幹を崩し、ひとり暮らし、老老介護、認知症、低所得などさまざまな事情を抱え、行き場所、ついの住みかを確保できない軽度者を増やすことになります。また、現在でも施設に入所するには何カ月もかかる、入所するまでに亡くなる場合もあります。さらに、いろいろなサービスを受けようとするれば負担が増えるなど、保険あって介護なし、お金の切れ目が介護の切れ目とまで言われる状況にあります。

今回提案されている第6期計画に基づく介護保険料の算定は、こうした新たな総合事業に移行する期間の保険料を定めるものでありますが、府下26市町村のうち、保険料が把握できる20市町村で比べてみると、月額6,270円の保険料となる京丹波町は、南丹市に次いで2番目に保険料が高い町となります。介護保険料は、第1期では3町平均で月額2,572円が、第6期では月額6,270円となり、15年間で制度内容は2期、3期、4期、5期と悪くなり、負担は2.44倍になっています。払わなければならないのは、国保税をはじめ各種の公共料金などです。介護保険料だけではありません。払いたくても払えないのが実態です。負担軽減のために、一般会計からの支援が必要なことは明らかです。

以上のことを指摘して、介護保険料の引き上げ改定の反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） ただいま提案の議案第19号、京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

第6期介護保険事業計画、平成27年度から平成29年度までの期間でありますけれども、この策定に伴い、さらには団塊の世代が75歳以上となる10年後を見据え、平成37年度までの中長期的な視野に立った計画の策定が、慎重審議の中で行われたところであります。

本町の高齢化率も40%近くに迫る中において、みんなで支え合う地域づくりや、安心、安全、健康で生き生きと生活できる福祉の町を实践し、施設入所者への対応や介護に充当す

る費用も年々増加していく中で、一定以上の所得のある利用者に負担を求めていくことはやむを得ず、安定した介護保険事業財政を運営し、制度を活用していくことが求められています。

そうした中において、今回、計画に基づく条例改正は必要であるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者の医療、介護、予防、生活支援などの施策を推進していただきたいことを願い、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

議案第19号、京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。

1時15分までといたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けたいと思います。

《日程第20、議案第20号 京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第20、議案第20号、京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

森田君。

○1番（森田幸子君） 介護保険法の改正に伴って、20号が提案されておりますが、要支援の1、2の方が対象者となるとされているのですが、京丹波町においては何名おられるのか。

それと、これまで要支援1、2の方でサービスを受けられて、この20号によって主にどういったことが受けられるようになるのか、受けられないようになるのか、大まかなところ、説明をお願いします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 12月現在の認定者数ですけれども、要支援1、2の方合わせまして196名の方が認定をお受けでございます。同じくその月に予防給付を受けていただいておりますのは132名でございました。サービスの内容といたしましては、予防給付、現在のところ訪問系、今回のこの20号では、予防給付にかかりますケアプランの作成のことを規定いたしております。そのケアプランに基づきまして、訪問介護ですとか通所介護、またそういう予防給付の給付を受けていただくことができます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） すみません。ケアプランのことでということでやったのですが、これまでとはこのケアプランを立てていただくのに、これまでと違う点というか、これでもう今までと同じケアプランが立てられるということなのでしょうか。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 今回の条例で規定しておりますのは、ケアプランを作成いただく事業所がどのような人員基準、また運営基準でその事業を行っていただくかということの規定いたしております。これまでは、国の基準省令に基づいておりましたけれども、地方分権の関係で市町村がその基準を定めるということになりました。基準の、今回定めました内容につきましては、国の基準に準ずるとするか、これまで国が定めておりましたことを本町の条例で定めたものでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そしたら、国の基準に応じて定めたと、条文化したということでありますので、今のままでそれぞれ委託先の事業所なんかもこれまでどおり仕事ができるということでのいいのですね。

それと、先ほども聞いておりましたが、今、森田議員も言うておられましたように、ケアプランを立ててもらわなければならないわけでありまして、要支援1、2の方が地域包括へ、あるいはまたそれぞれ委託先へ相談に行くとして、いろいろ地域支援事業ということで、平成28年以降は町の地域支援事業になるわけでありまして、その振るい分けというか、そういうチェックリストみたいなのがあって、それをもとにより専門的なサービスを受ける人とかいうことに分けられるのか、その点について、もう一度お聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 現在、町内におきまして、要支援のケアプランのみを扱っておりますのは、本町の地域包括支援センターだけでございまして、そのほかは要介護1以上の介護支援事業ですね、普通のケアプラン、介護認定をお受けになっている方のケアプランを立てていただく事業所に現在のところ委託しておりますので、特にこの条例を定めることによって変わることはございません。

それから、要支援の方に関するケアプランですけれども、今回、地域支援事業に移行します予防給付は、訪問介護と通所介護のみですので、そのほかの通所リハビリですとか、予防のための訪問看護、医療系のサービスなどはこれまでどおり要支援の認定をお受けいただく必要がございますので、介護認定申請をいただきまして、介護認定審査会での判定を受けていただいた上でサービスを利用していただくことに変わりはございません。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） そうすれば、今、132名の方が予防給付のサービスを受けているということでありましたが、ホームヘルプサービスとデイサービスはこのうち何人の方が利用されているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、予防給付サービスを認定するのは地域包括のセンターですが、申請というか、私は今までどおりそういうホームヘルプのサービスが受けたいんだということで申し出た場合は、その意思というのは受け入れてもらえるのか、もう全くそれはあかんということになるのか、その点についてはどのようにお決めになっているのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 先ほどの利用者さんのうちに、通所介護と訪問介護、お受けになっている方、ちょっと正式な数字ではないんですが、約70名ほどだったと思います。両方合わせて。それから、より専門的な通所介護、また訪問介護が必要かどうかの判定につきましては、やっぱりその人の全体的な状況を判断して、ケアプランにおいて決定されるものと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですが、要するに、介護制度そのものが新総合事業に移行していくと、京丹波町も平成28年の後半にということなんですけれども、この介護保険制度は、本年から平成29年までですので、その間に移行するということになるんですけれども、それがいわゆるプランをもらってサービスを受けるという内容が、結局

国が言うておりますように、ボランティアとか、NPOとか、そういうところへ担うという方向が示されておるんですけれども、その辺で言うと、実際に要支援の方が、どういう形でそのプランをつくってもらって、どこでサービスを受けられるようになるということになるのか、結局、地域や地元へ戻って受けんなんという、そういうこの平成28年後半に向けて、そういうように組み立てていくという、そういうことになるのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） より専門的な通所介護、また訪問介護等必要な場合につきましては、これまでどおりケアプランの作成、またモニタリングの実施等が行われますし、それ以外のといいますか、地域で担っていただけるような事業のほうをご利用いただく場合は、初回のケアマネジメントを実施して行っていくというような流れになろうかと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ケアプランをつくってもらってサービスを受けようという場合に、地元で受けられないという、そういう受け皿がなかったら、その方はどこでそのサービスを受けるといことになると思うんですけれども、そういうこれまでどおり、その事業所とかそういうところも引き継いでそのサービスができるようになるのか、この介護制度の中からの要支援1、2は外されるということになるので、結局そうなると、自費ですればできるということになるのか、その公的なそういうかわり方はどういようになっっていくのか、もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 事業を実施いただく事業所につきましては、現在介護予防事業、また介護事業等、指定を受けていらっしゃる事業所につきましては、みなし指定となりますので、今年度中に、3月31日までにみなし指定を受けないという意思表示をされない限りは、全ての事業所がみなし指定で、総合サービスも実施いただけるものと、そういう事業所に認定されることになっております。

地域に受け皿がないというのは、区単位とかではなくて、やはり町内全域でサービスの事業所のあり方等も、今後事業所さんと相談しながら、どのような事業を担っていただけるか、具体的な協議については、地域の事業所さんだけではなくて、自治会とかそれから協同組合とか、そういう団体さんも一緒になって協議体を設けることとして、具体的な取りまとめを

これからしていくこととなります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今、その受け皿といいますか、その事業所とか全町全体で考えていくと、こういうことなんですけれども、要支援1、2にいわゆる認定された方は、どういう形で、もちろん事業所へ直接行くということなのか、ケアマネに紹介してもらって行くということなのか、そのいわゆる公的な部分とのかかわりですね。また介護保険制度からこの要支援1、2が外されるということになったら、それは直接、地方自治体である町が窓口としてそれを指導していくというか、事業所などを紹介すると、こういうことになるのかと思うんですけれども、そうすると、その要支援1、2の方がそういう紹介していただいて、事業所、いろいろなサービスを受けるということになると、その人たちのその負担の問題ですね。これまででしたら介護保険制度の中で、決められた割合で負担しておるわけなんですけれども、その負担の割合というのは、今度、どういう形になるのか、その点ですね。伺っておきたい。その分、町が一定持つということなのか、もうそのいわゆる要支援1、2の方は、自分が負担をせんなんということに、全額なるのかどうか、その辺は、これこの介護保険制度を第6期をつくっておるわけですから、その期間に移行していくということになりますと、具体的にやっぱりそういうことが、どういう、要支援1、2の方は扱い方になっていくのかということが、非常に心配ですし、どういう形だというのが見えてこないんですけれども、その辺、もう少しわかるように、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 現在、国から示されております制度設計上では、やはり現行の報酬金額を上回らないように設定ということで、上限は現在の介護予防支援の保険給付費になろうかと思えます。

それから、利用者負担につきましても、市町村が適切に設定というふうな表現で示されておりますけれども、基本的には現状といいますか、利用者負担割合に応じて、今後は一定所得以上の方には2割ということもありますけれども、1割負担が原則になると思えます。

また、給付管理等につきましては、国保連合会を通して保険者が支払う方法なり、また直接市町村と事業者が委託契約を結ぶ方法等示されておりますので、今後その事業所さんとの話し合いにおいて、どの方法をとらせていただくか等についてもご相談させていただきたいと考えています。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

- 11番（東まさ子君） それでは、議案第20号、京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、それから21号、22号、23号、24号、これは昨年成立、強行された医療介護総合確保推進法に基づき、要支援1、2の方を今後介護保険サービスから外し、地域支援事業に移行させるための条例整備等でありますので、一括して反対の立場から討論を行います。

平成27年度から始まる第6期介護事業計画では、要支援サービスの切り捨て、特養入所の要介護3以上への限定、2割負担の導入、補足給付の打ち切りなど、多くの高齢者を介護サービスから除外し、利用者に大幅な負担増を押しつけるもので、公的介護保障を土台から掘り崩す大改悪となっております。厚生労働省の説明では、必要な方にはこれまでどおり専門家によるサービスが受けられるというような内容がありますが、大切なのはそのサービスが必要な方であるのかどうかの初動の見きわめこそが、予防のために重要であるということです。事業へ移行の提案は、拙速に移行してしまうのではなく、現場の専門家などが納得できる予防効果の検証が必要であります。

要介護1、2でも入所できると言われております。しかし、申し込みがまずあって、特養の相談員とか、今ありましたように包括支援センターの面接や事情を聞いていただく中で、そうしたケースは特養の対象者として認知されるのであり、要介護1、2からの申し込みは継続をすべきであります。

また、平成28年度後半から始まる地域支援事業が、地域のボランティアやNPO法人に委ねられることになり、また地域包括ケアシステムの構築を図り、高齢者が住みなれた地域で、介護、医療、生活支援の切れ目のない一体的提供が求められておりますけれども、全ての要支援1、2の人の生活を支えてきたホームヘルプサービス、デイサービスの水準を掘り崩さないこと、要支援者や要介護者に該当する可能性のある人に対し、事前にチェックリストでの選別を行わないこと、あるいはまた、必要なサービスを受けることができないような受け皿のない状況のまま、こうした事業を実施されないことを指摘をさせていただき、反対討論といたします。

- 議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

- 7番（岩田恵一君） ただいま提案の議案第20号、京丹波町指定介護予防支援等の事業の

人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

第三次地方分権一括法の成立に伴う介護保険法改正により、本町においても介護予防支援事業など、本提案の条例以下、一連の関係条例、先ほど東議員からもありましたように、ただいま提案の議案第20号から第24号まででございますが、これを制定する必要がある中で、平成28年後半を目途に運用開始に向け、今回提案されたものであります。高齢者が安心して地域で生活できるきめ細かな体制を整えるための条文などを制定する必要があることから、今回の提案に至ったものであり、賛成をいたすものでございます。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

議案第20号、京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第21号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第21、議案第21号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 先ほど、議案第20号のときにお尋ねしたんですが、要支援1、2がいわゆる対象者となる利用者となっているわけですし、先ほど、いわゆる負担の問題で、1割原則になってるわけですがけれども、所得がある人は2割負担になるんだという説明があったんですがけれども、具体的にその所得のあるという基準というのは、もちろん年金とかそういう方が多いわけでございますけれども、金額も設定になっておれば、その所得があるというのは、どの、何ぼの所得ということになるのかどうか、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） まだ現在のところ、正式な省令等が改正されておられないので、これまで国から示された資料では、2割負担になられる方につきましては、合計所得金額が160万円以上の方というふうに表現されておるところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 所得が160万円以上ということですので、京丹波の場合、どれぐらいの方が当てはまるかということを考えるわけですが、例えばここででしたら、200万円以下の所得の方が80%以上、85%を占めるというようなことまで言われておるんですけれども、今のそのいわゆる要支援の対象となる1、2の方の所得が160万円以上ということになると、相当な方が対象になるというように心配しているんですけれども、現時点では対象となる、例えばさきほどの関係で言うと、196人対象者というようなことをちょっと聞いたんですけれども、そうするとそのうちの何割ぐらいがその160万円以上になるのかどうか、その辺はお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 申しわけございません。本日手元には持ち合わせておりません。

今後、判定をすることになりますので、8月1日以降に新たな負担割合証を交付させていただくことになっております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 資料がないということなんですけれども、国保税の例から見れば、多くの方が対象になるんじゃないかというように思うんですけれども、担当としては、そういう限られた人なのか、多数の人が160万円以上に入るというふうに考えておられるのか、その点、1割から2割ですので、非常に大きな負担になるわけなんですけれども、その点について改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 今回の保険料を算定するに当たって、そういう効果額もワークシートにより出しているんですけれども、そんなに効果額はなかったということは、余り該当者がなかったのではなかったかと思いますが、ちょっと正式な数字を持ち合わせておりませんので、この2割負担になることによって保険給付が下がるというのは、余り効果が出るような額ではなかったと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

議案第21号、京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第22号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第22、議案第22号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

坂本君。

○6番(坂本美智代君) 参考資料としていただいている中で、この事業に関する事業所の人数というんですか、山彦でしたら認知症、わたしの親元18床、そしてまた同じく金木屋では29床というふうに挙がっておりますが、今、入所の状況としてはどうなっているのかお伺いしたいのと、今後の見込みというのはどう考えておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長(野口久之君) 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長(下伊豆かおり君) 地域密着型の特別養護老人ホーム金木屋さんのほうには、入所者といたしましては29名、定員いっぱい入所と伺っております。また、グループホームにつきましても、随時、変動はいたしますけれども、基本的には18床、ご利用いただいているものと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） これは一部改正であります、こういったところが改正になったのでしょうか。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 議案第22号におきましては、これまで引用しておりましたものが、国の基準省令であったものを、今回は既に都道府県が条例で定めることとなっておりまして、京都府のほうで地域密着型サービスの設備等の基準につきましても定めておられますことから、そちらを引用するように改正するものが分権絡みの改正内容、その他の項目につきましては基準省令が改正されたことに伴いまして、本町の条例に反映させるものでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 何か数字的に変わったことはあるのですか。変更点はどのようなことなのかをお聞かせください。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 数字的な変更につきましては、第86条で基準省令において登録の定員上限が29名に引き上げられたことから、本町においても改正を行っております。数字の改正が行われておりますのは、主には以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねをしときたいと思うんですけども、対象となる利用者というところに、いただいている資料に、要介護1から5ということになっているわけなんですけども、国の制度の改正、いわゆる流れとしては、午前中にもありましたように、施設の入所は介護度3以上ということになるわけで、介護1、2の人について特別な事情のある場合には施設入所とこうなるんですけども、結局、認定をされて施設へ行っても、例えば3以上ですよとこう言われると思うんですが、そういう場合にどこに相談に行ったり、サービスを受ける内容の相談というのは、これはどういう形になるのか。これまでどおりケアマネジャーの人に相談をすると、こういう体制になるのか。ちょっとその点について、どういうような形になるのか伺っておきたいと思えます。

それから、施設の3以上というのは、平成27年度から既に実施をされるということなのか、本町が行います平成28年の後半ということになるのか、その点についてもあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） ご相談いただくところは、既にケアマネジャーさんがおられましたら、ケアマネジャーさんを通じてご相談いただくのが一番全体的な把握をしていただけるのかと思いますけれども、包括支援センターのほうでも介護全般のご相談は受けさせていただきますいております。

それから、要介護3以上の入所決定につきましては、平成27年4月から行われることになっております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 平成27年4月ということでございますので、既に要介護1、2の方も含めて、施設へ入所の希望というのを出しておられる方も当然あると思うんですね。そういう方は、結局、この4月からリストから除外をされると、こういうことになるのか。もちろんケアマネさんを通じてということになるかもしれませんが、そういうことに対して非常に要介護者を抱えている家族にとっては非常に不安になると思うんですね。どういうようにするんだと。施設で受けてもらえないということになると、在宅と。在宅でどういう形ですのかと。今でも相当な方が介護のために退職をされてる方が全国的にも多いわけですが、そこに迫られてくるということになりかねないんじゃないかと思うんですけども、そういうことがないようにできたのが介護保険ですので、保険制度の趣旨からいってもそういうことが起きないようにやはり対応、対処するというのが非常に大事だと思うんですけども、その辺については国が決めたことだと、制度だと言ってしまうのではなしに、本当にそういう介護を受ける方、また家族の方に寄り添った対応が必要だと思うんですけども、その辺はどのように、当面、考えておられるのか。

また、平成28年の新総合事業へ移行していくという流れがあるわけでございますけども、どういう形になっていくのか。ただただ門前払い、特段の事情がある場合には受け入れてもらえるということになっていくということになれば、本当に介護難民といいますか、そういう方が増えてくるし、本当にいろんな事件まで起きかねないと思うんですけども。実際、最近、テレビを見ておりましたら、そういう認定されない施設に、民家に10人ぐらい入って介護を受けているそういうのも報道されてるわけですけども、そういうところを選ばなければならぬという事態が起きてくるんじゃないかと思うんですけども、そういう点についてちょっとどういうように考えておられるのか、またどういうようにしようとされるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 既にお申し込みをされてる方がそれぞれの事業所さん、

施設のほうでリストから除外されるかどうかにつきましては、そこまでの情報は伺っておりませんが、それぞれの申し込みの方の要介護度はいずれ管理されてると思いますので、その中でお申し込みの状況が、リストが保管されるのかなと思っております。

現時点では、介護度別の入所申し込みの数字までは事業所さんからの提供を求めておりませんが、今後、そういう要介護度別の申し込み状況についても保険者としての把握が必要かなというふうに考えております。

要支援1、2の方は施設サービスはご利用いただけないものでございますので、今後、受け皿となっていただく事業所と十分相談しながら、また何度も申しております協議体において、地域での高齢者の支え方を一緒に考えていただきたいと思っておりますし、ずっと申し上げております住みなれた地域でという理念については、引き続き、大事にしながら、市町村だけではできないところを地域の事業所さんと連携しながら取り組んでいくのが一番大事かなというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 先ほど第86条の関係で、人員が25人から29人に増えるということでお聞きをいたしました。その次のページにもあるわけですが、これは利用者が通いサービスであったと思うんですが、こういうふうに人が増えるということは、事業所にとっては働く人にとってなかなかそれだけ仕事量が増えるということにもなると思いますが、これ、密着型ということで、山彦さんの事業所の関係に影響するということになってますが、なかなか通所介護については国の報酬が下げられて、なかなか大変なんだということで、それも小規模の通所介護はより一層、報酬面で大変なんだというような、ちょっとずっと事業所を回らせてもらったときにおっしゃってたというのが記憶に残ってるんですが、採算面とか職員さんの働き方とかそういうものについての影響というのはどのように認識されているのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） ただいまの第86条の改正につきましては、通所介護ではなくて小規模多機能型居宅介護の基準に係る改正となっておりますので、山彦さんとは直接は関係がないと思っております。

ただ、今回の介護報酬の改定で小規模のところが厳しくなるというのは、私どもも聞かせていただいておりますけれども、その件について市町村がすぐに給付費をどうのこうのすることは難しいんですけれども、本日も介護専門職の養成等は市町村でも行わせていただいて、町内の事業所により専門的な資格を持った方が就職していただけるような支援については、

引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

議案第22号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第23号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第23、議案第23号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 非常に長い条例の名前なんですけども、この中にあります介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとこうなってるんですけども、これまでの基準とどう変わるのかということと、いろんな施設や認知症の対応型、小規模多機能型、認知症型とこうなってるんですけども、そこのかかわりで要支援1、2の方とこうなるんですけども、この関係でいうとここでサービスを受けられるという、通所ということになると

思うんですけども、そういうことでこれまでとどう変わるのかお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 現在のところ介護予防に係ります事業所の地域密着型の指定につきましては、山彦会さんのわたしの親元だけでございまして、現時点では認知症、介護予防のための認知症対応型通所介護とか、小規模多機能型居宅介護については、本町においては事業所指定がございませんので、現状と変わる点はないと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ということになりますと、今、山彦さんのわたしの親元18床ということになるんですけども、特に通所というのが中心になるこの制度かと思うんですけども、要支援の方がこれからいわゆる利用する、また居宅ということになるわけなんですけども、これもケアマネジャーのいわゆるプランによって取り組んでいくということになると思うんですけども、具体的に要支援1、2の方を、いわゆるこれ以上、介護度が進まないように働きかけていくというのは非常に大事だと思うんですけども、そのために加配とかいろんなことをやられてきているわけでございますけども、これがいわゆる今度の制度改正によってなかなかそういうものが実施できないということになるわけございまして、それにかわるものとしてどういうふうな形で町として取り組んで、介護度が進まないように、認知が進まないようにするということは非常に大事だと思うんですけども、そこら辺についてどういうように取り組んでいこうとされているのか、具体的にどこを強化するというように考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） これまでから要介護にならないために、また要支援にならないためにの取り組みは、ミニデイサービスですとか取り組みを行ってきたところです。また、今年度からは地域のほうにも出向きまして、筋トレ、脳トレ教室を開催するなど、予防に向けての取り組みをいたしております。それ以前としまして、本町の住民の方で介護認定を受けられる主な疾患というのが、男性では脳血管疾患、また女性では関節筋肉の疾患が認定の主な要因となっておりますので、脳血管疾患を防ぐための生活習慣病の対策ですとか、また関節を強化するためのロコモ予防対策など、地域の冬場の健康相談などでもそれをテーマとした取り組みを進めております。そういう介護予防だけでなく、若い時代からの健康づくりのところから将来的な介護予防を目指しての取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

議案第23号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第24号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第24、議案第24号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

議案第24号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第25号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第25、議案第25号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 今回、提案になっております京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例につきましては、平成25年の6月議会で提案をされました。その条例を見てみますと、いわゆる施設として次に掲げる施設ということで、11の施設ということになっているんですけども、今回、提案になっております改正は平成27年4月1日からの施行を規則で定める日から施行するところになってるんですけども、供用開始でいわゆるオープンの日ということになるかと思うんですけども、現時点ではそういうようないわゆる設定というのを考えておられるのかどうか、まず伺っておきたいと思います。

それから、そうしますと4月1日以降、その建物は完成を3月末ですということなんですけども、これ、どこがその間、管理をするのかと。維持管理をしないといけないわけですので、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、施行期日を規則で定めるということにしておりますので、新聞報道等でもありますように、7月に開通の見通しということは発表されております。その開通の期日が定まりましたら、その日を目途に供用の開始日、条例の施行日のほうは決めていきたいというふうに考えております。

あと、4月1日以降の間につきましては、建物部分につきましては3月31日に引き渡しを受けるべしで、現在、順次、関係の検査のほうを受けていっております。建物の管理につきましては、維持管理運營業務委託契約書をルーフゲート株式会社と既に締結をしております。

すので、建物部分の管理につきましては4月1日以降、事業者のほうに管理をお願いするということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） いわゆるオープンまでルーフゲートに管理を委託するという事なんですが、それは何に基づいてそういう委託をされるのか。いわゆる京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の施行はオープンまで延ばすとなりますと、4月1日以降はその建物の何に基づいて委託をされるのかと、管理を、ということになろうと思うんですね。その根拠法令といいますか、条例というものは、当然、行政でございますので、全てそういうものに基づいて運営されるし、執行されるというふうに思うんですが、今の説明といいますか、答弁では、ルーフゲートにオープンまで管理を委託という説明だったと思うんですけど、それはどういう規則や条例に基づいてされるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 平成25年6月19日付で京丹波町地域振興拠点施設整備事業維持管理運営業務委託契約をルーフゲート株式会社と締結しております。その中で施設の設置管理条例につきましては、公の施設として供用するためのものございまして、建物部分につきましては、当然、町の施設でございますので、その部分につきましては維持管理の契約書に基づきまして、維持管理業務のほうを委託するということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 結局、建物が建って根拠の法令といいますか、条例がないということになるんじゃないかと思うんですね。できたら、当然それが、もちろんだという形にしる、その条例や規則に基づいて行われるべきものだと思うんですけども、今の説明からしますと、いわゆるそういう条例も規則もないものをルーフゲートに管理運営を任すと、委託するんだと。それは平成25年6月19日に基づいてやるんだと、こういうことなんですけども、やはり行政でございますので、全て根拠条例や規則をつくってやるべきことだと思うんですけども、その点について今の説明ではちょっと納得、理解ができないんですけども、あわせて伺っておきたいということと、第20条でこの条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるということになってるんですけども、いろいろ町のホームページ等を見ましても規則そのものが出てこないんですけども、規則というのは、当然、施行までにしてればいいということにはなりませんけども、条例をつくって、それに基づく規則というのは当然つくるべきだと

思うんですけども、規則はいつつくられて、どういう形で公表されてるのか。ホームページを見てもありませんので、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、何に基づいて管理するかということでございますが、委託契約書に基づきまして、町の当然、施設ですので、目的物を引き受けましたと同時に、町が維持管理はしていくということになりますので、契約書に基づきまして維持管理のほうは行っていきたいというふうに考えております。

あと、規則のほうにつきましては、3月の条例審査会のほうで規則のほうにつきましても提案を提出させていただいておりますので、条例に合わせる形で規則も公布させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第25号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回、提案されております改正の理由は、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開通が延期されることに伴い、これに連携する京丹波町地域振興拠点施設の供用開始の日を延期するためとしていますが、この条例は平成25年6月4日に提案をされました。この条例の施行日を1年9カ月後の平成27年4月1日として提案をされ、賛成多数で可決された条例ですが、この条例の施行日を規則で定めるとしてありますが、提案理由にもある京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開通が延期されることに伴い、これに連携する京丹波町地域振興拠点施設の供用開始の日を延期するためとすれば、当然、この条例の施行日が7月になりますが、施設は3月末で完成し、引き渡しを受けるわけでありますから、当然、4月から7月までの3カ月余りの期間は町の施設として供用開始の日まで町が管理ということになります。そのためには、京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例により町が管理し、清掃などを委託する場合も当然、条例が必要ということは明らかだと思います。先ほど委託契約に基づく契約でいいんだということでしたが、供用開始の日まで公の施設の管理をやはり条例や規則に基づいて行うというのは当然だというように思います。また、条例の第

20条では、この条例の施行に必要な事項は規則を定めるとなっておりますが、平成25年6月に条例を制定しながら、平成27年3月23日時点では例規集にも規則も見当たりません。条例と規則は一体的なものです。1年9カ月も前に条例を制定しながら、規則は今日までできていないと、こういうこともあわせて指摘をして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程されました議案第25号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成し、今日まで本町が全力を挙げ推進してまいりました本事業が万全の体制のもとで早期に運用開始されることを願い、意見を申し述べます。

本施設は独立採算制で維持管理、運営する施設として事業が進められており、ほかの事例では指定管理料を町が支出し、施設を運営するところですが、この施設においては事業者の運営による売り上げから維持管理費を賄い、さらに施設の使用料を町に支払う新しい運営のスタイルが採用されております。

基本計画においては、その独立採算制の前提となる数字として、京都縦貫自動車道の8時半から20時までの現況交通量6,800台が確保されることを前提としており、縦貫道の開通を待たずに施設運営を開始する場合には、当然、想定された交通量が確保できないことから、必然的にその売り上げが見込めない事態となるため、運営に必要となる維持管理費用については、当然、町が負担する必要があるものと考えます。

また、道の駅「京丹波 味夢の里」の整備については、国土交通省や京都府道路公社、そして本町が事業区分ごとに工事を分担し、一体的な施設としての建設工事が進められていることから、工区間の優先順位等による調整は当然、発生するものです。

本定例会において、道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事の変更契約にかかわる議案説明の中でも、3月6日付で国土交通省から本年7月に全線開通するとの発表があり、開通と同時に施設運営がかなえられるよう、工事を進めていくとの説明が示されました。

今日まで国土交通省と京都府道路公社、そして本町が地域の将来像を大きく左右する道路網整備として密な連携のもとで進めてまいりました一大プロジェクトがよいよ完成を迎えます。京都府の南北をつなぐ縦貫道が接続を完了、そして7月に予定されております供用開始の日には町民の皆様の大きな期待のもとで完成した本町の誇る地域振興拠点が広く内外に向けその機能を存分に発揮できるよう、できる限りの準備が整うことを切に願い、議案第25号についての賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

議案第25号 京丹波町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

《日程第26、議案第26号 京丹波町わち「水と陸」自然双生運動公園条例の廃止について》

○議長（野口久之君） 日程第26、議案第26号 京丹波町わち「水と陸」自然双生運動公園条例の廃止についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） 当施設につきましては、旧和知町さんが肝いりでつくられた施設ではないかというふうに思います。そこでこの施設の廃止に当たりまして、地元と十分このことについて話し合いが持たれ、理解を得られての提案なのか。いや、そんなことは必要なかったのかということと、それからこの施設の廃止によりまして国体のカヌーの会場でもあったわけですが、それらのカヌー競技に影響を与えることはないのかということが2点目でございます。

それから、最後に、この施設の建設に当たりましては、多分、国費も受けながらつくられたんじゃないかと、これは想像ですけど。受けられていたのであれば適化法の関係の整理の必要はなかったのかどうかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 1点目の地元さんの理解ということでございますけども、これにつきましては地元中区さんとのちょっとお話しということでさせていただいて、意向等も確認をさせていただいたところでございます。

また、国体に影響がないのかということでございますけども、これにつきましては現在、更地というようなことを行っておりますので、特にまた使っていく場合につきましては、施

設は何もないんですが、影響はないのかなというふうに考えております。

また、国費は受けたのかということをごさいますけども、国費については受けておりません。いわゆる過疎債等を充当したものでございまして、建設より20年以上経っておりますので、協議等も必要ないということを確認をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねをしようと思っておりますけども、1点は双生公園と一体のものだと思うんですけども、道路ぎわに管理棟のような、一部、軽食堂のようなことをやっておられたときもあるわけをごさいますけども、あの建物、これはこの公園の管理条例の中に含まれていないのかどうかということと、主に受付等もやっておられたと思うんですけども、いろんな施設の利用の場合、今後、あの建物についての管理運営はどうされるのかというのが1点。

それから、河川敷というのがいいのか、畑であったのかわかりませんが、更地にするということになりますと、その後の管理やその土地の所有、これはどこのものであるのかどうかということと、今後どういう形で管理をされるのかということをおわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 論君） この分についての管理条例はどうかということをごさいますけども、これにつきましては公園の廃止ということで、条例からも外させていただくということになります。また、この建物につきましては、普通財産としてそのまま置いておくということになります。

あと、更地後の後の使い方をごさいますけども、最近では異常気象による豪雨が発生しやすくなっておりまして、10年間で二度も壊滅的な被害を受けましたので、新たなことは考えておらず、整地したままの状態です。草刈りの管理をしていくということになるかと思っております。

あと、所有者につきましては、割合はちょっとわからないんですけども、町有地になっております。残りの分につきましては、個人じゃないんですけども、ちょっと団体さんの所有となっております。その分につきましても原状に復してお返しをするというお話でさせていただいているところをごさいます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 町と一部、団体のものだというのですが、境界とかそういうもの

がはっきりしてるのかどうかということと、あとの管理ですね。町有地ということは町が管理をするということになるということで、全体の面積、町のいわゆる町有地というのはどれだけの面積なのか伺っておきたいということと、それから道路ぎわにありました建物ですね。今、中の集落との協議もということですが、これまで中の人があそこを利用しておられたんじゃないかと思うんですけども、そういうような活用も今後はないということで閉めて町が維持管理をすると、こういうことになるのか。できれば地元でもっと活用していただくということも一つの方法かと思うんですけども、そういうことにはならないのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 境界につきましては、設立当初、そういった図面もないことから、いわゆる公図上で分けているということでございます。したがって、境界がはっきりしたということはありません。あと、全体の面積は1.9ヘクタールあるんですが、その内訳についてはちょっと手持ちの資料がないので、お答えすることができません。

また、建物の今後の活用でございますけども、倉庫や事務所として使用できればよいんですけども、台風18号のときには床下浸水ということで受けました。浸水がたびたびあるとは思いませんけども、浸水する可能性はゼロではないというふうに思っています。したがって、今後の活用につきましては倉庫等にお貸しできるような方法がとれたらなというふうな考えであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 1.9ヘクタールということの説明があったんですけども、そういうように今、更地にしたということとあわせて、境界というのはやっぱりそのときに明示をはっきり立ち会ってしとかなないと、結局、後々に延ばすとトラブルのもとになると思うんですね。だから、これまではいわゆる双生公園として活用していたわけですし、今回、更地にしたということですので、やはりどういう形にしる公図から拾ってくるといいますか、双方が合意をする地点を境界にすればいいので、それはきちんとこの際、境界明示をして、この分が町有地だと、この分が団体所有だということは、私、きっちりしとくべきだと思うんです。そうしないと、また結局、先送りにして曖昧にすると。これ、一番してはならないことだと思うので、その点、もう一度、伺っておきたいというように思います。

倉庫として活用できればということでございましたので、ぜひ地元でもそういう活用を幾らかでも貸してしていただければ。閉めておくということは、やっぱり公のものでございま

すので、やはりできるだけそういう形で活用をするということが必要かと思っておりますので、もう一度、改めてあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 境界明示ということでございますけども、これにつきましては今後のためにも検討していきたいというふうに考えております。

建物につきましては、また地元さんなり広く使い勝手につきましてお知らせをしていき、できるだけ使っていきたいというふうに広報等をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

議案第26号 京丹波町わち「水と陸」自然双生運動公園条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

《日程第27、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定の変更について》

○議長（野口久之君） 日程第27、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。2時45分まで。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○議長(野口久之君) それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第28、議案第28号 平成27年度 京丹波町一般会計予算～

日程第43、議案第43号 平成27年度 国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長(野口久之君) 日程第28、議案第28号 平成27年度京丹波町一般会計予算から、日程第43、議案第43号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計予算を一括議題とします。

16件について、予算特別委員長の報告を求めます。

岩田委員長。

○7番(岩田恵一君) それでは、去る3月16日及び17日に開催しました予算特別委員会の審査結果について報告をいたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員ということでお世話になりましたので、審査の経過、対応につきましては、ご承知いただいておりますので省略をさせていただきます、審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告とさせていただきます。委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、報告します。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第 28 号 平成 27 年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第 29 号 平成 27 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 30 号 平成 27 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第 31 号 平成 27 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 32 号 平成 27 年度京丹波町水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第 33 号 平成 27 年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第 34 号 平成 27 年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。

議案第 35 号 平成 27 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。

議案第 36 号 平成 27 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。

議案第 37 号 平成 27 年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 38 号 平成 27 年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 39 号 平成 27 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 40 号 平成 27 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 41 号 平成 27 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 42 号 平成 27 年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 43 号 平成 27 年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。

なお、お手元にも議長あてに送付いたしました委員会審査報告書を配付いただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

議案第 28 号 平成 27 年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、議案第 28 号 平成 27 年度京丹波町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

安倍首相は、消費税 10%への増税、アベノミクス、原発再稼働、海外で戦争できる国づくりなど、国民の多数が反対しているにもかかわらず、暴走しています。社会保障では、介護、年金、医療など切り捨てを強行しています。こうした平和と暮らしを壊す政治から町民を守る防波堤の役割が自治体に大きく求められております。

まず、今年10月から本格実施するマイナンバー制度についてであります。日本で暮らす全ての人に番号をつけ、個人情報をも国が一元的に収集、利用する共通番号制、マイナンバー法が施行され、今年10月には個人番号通知カードが送られ、希望者には来年1月より個人番号カードが送付されます。そのための予算が計上されております。この制度は住民一人ひとりに番号がつけられ、情報漏えいなどによるなりすまし等がある危険な制度にもかかわらず、住民に十分知らせることもなく押し進める問題の多い制度で、これは国に廃止を求めるべき制度であることから、賛成できません。

また、今国会に預金へ拡大する法案が提出されております。さらに今後、民間への適用も考えられている中で、憲法が保障する基本的人権の侵害にも直結しかねない重大な問題が含まれており、賛成できません。

次に、第三セクター丹波地域開発株式会社へ町有地を貸し付けることとなりましたが、丹波地域開発株式会社は町との契約条件について、他の賃貸契約者と整合性がとれる内容であることが基本であると考えますので、大株主としてチェックを求めています。

商工費については、人員も財源も増となりましたが、多数を占める既存中小企業業者への応援が乏しい内容であります。そして、契約についても申し述べておきます。今年度、平成27年度から幼稚園、小学校、中学校においてエアコンの設置が進められますので、その発注について地元発注を行っていただくよう求めています。

本町の平均所得は、お聞きいたしましたところ240万円でありました。所得は増えておりません。それにもかかわらず国民健康保険、介護保険などの社会保障など負担が増え、生活は厳しさを増す一方であります。そんな中で、老人医療支給制度が国の医療制度改悪に連動し、窓口負担1割を2割に、対象を世帯全員が所得税非課税へと縮小。これまで寝たきりの方、単身者、あるいは高齢世帯のみの世帯など、一番大変な世帯へのそういう助成制度を一気に切り捨てるようなことは、住民の福祉の増進を図ることが責務である自治体として行うべきではありません。

次に、合併以降、行政改革の名のもとに職員を削減して、非正規への置きかえが進んできました。そうしたもとでフルタイムで働き、クラス担任も受けもっている保育士さんの状況、正規化を進め、時給の引き上げや待遇など非正規労働者の方の条件の改善を図るべきであります。

以上、暮らし、福祉、中小企業に冷たい予算であることを指摘をし、議案第28号 平成27年度一般会計予算に反対の討論といたします。

最後に、何回も議会で取り上げてまいりました学校教室へのエアコン設置は、平成27年

度に予算措置がされ、中学校、幼稚園に整備されることとなりました。また、蒲生野中学校のトイレの改修も実施がされることになりました。父母や子どもたちの願いに応える教育環境の整備の予算化がされたことを評価をさせていただき、討論いたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になりました議案第28号 平成27年度京丹波町一般会計予算に、私は賛成の立場で討論を行います。

本町は今年合併10周年という節目の年を迎えました。この年に当たり、本年はこれまでのまちづくりの取り組みと成果を検証し、今後のまちづくりの方向性を展望する区切りの年でもあります。こうした記念すべき年に待望久しかった京都縦貫自動車道の全線開通や、京丹波町発展の起爆剤としての道の駅「京丹波 味夢の里」の開業、また京都府の絶大なる支援のもとで進められております丹波自然運動公園の京都トレーニングセンター事業の推進など、本事業の完成は本町の将来にわたる発展を占う意味でも極めて意義あるもので、京丹波町のさらなる発展に向け、一層の一日も早い完成を待ち望むものであります。

さて、平成27年度予算は、町長を先頭に、職員をはじめ、関係者のご努力により、町長の公約であります、安心・活力・愛のあるまちづくりを町政の基本にそれぞれの施策が有効かつ重点的に盛り込まれており、本町のまちづくりに明るい未来を伺うことのできる予算編成と受けとめさせていただきました。

具体的な施策では、まずは町政の基本であります町民の命と健康を守り、安心して暮らせるまちづくりに向けて、京丹波町病院を核とした地域医療の確保を最優先課題としながら、健康で心豊かな生活を保障するための住民健診の充実や、子育て医療費助成事業など、引き続き、住民の健康を守るための施策が盛り込まれております。また、災害に強いまちづくりでは、災害現場や災害対策本部との通信を確保するためのデジタル防災行政無線を整備するなど、防災体制の強化が図られるものであります。

また、農林業関係では、年々、増加する有害獣対策を最重要課題と位置づけ、被害防止のための狩猟免許取得支援や金網フェンスなどの設置事業とあわせて、近年、深刻なサル被害に対応するための防護柵をモデル的に設置するなどの支援策や、地域の中核的な担い手となる営農組織や新規就農者、認定農業者への機械導入や施設整備への支援、主要特産物であります黒大豆、小豆をはじめ、京野菜、京かんざしへの生産振興や、本町の特産である丹波栗の生産拡大に対する取り組みなど、また林業振興策では、友好町であります北海道下川町の循環型森林経営を参考にしながら、地域熱供給システムによる資源循環のモデルづくりや、

公共施設の木質化、薪ストーブの導入など、町内産材の利用促進のための予算計上など、積極的な施策が講じられております。

また、教育費では、幼稚園遊戯室及び小・中学校体育館の照明器具等の耐震化工事や、待望久しかった幼稚園、中学校の普通教室等の空調設備工事や、小学校の空調設備の実施設計の予算化など、その他子育て支援施策や町内商工業の振興、道路網の整備など、町民生活に密着した施策が随所に盛り込まれております。

あわせて、昨年12月に閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に対応した取り組みとして、本町でもこれら平成27年度計画策定のための費用が本予算に計上されたところであります。今後、人口減少や地方交付税の削減など、極めて厳しい行財政運営が想定される中、次期総合計画にこれをどう反映させ、効果的な事業の執行へとつなげていくのが課題であります。町民の皆さんとの協働により、次世代がこの町を誇れるようなまちづくりに向けて取り組んでいただくことを期待するものであります。

一方、財政面では引き続き経常経費の削減と地方債残高の縮小に向け、有利な地方債の活用など、公債費の抑制に努めるとともに、税負担の公平性を保ちながら、自主財源の確保に向けて一層の努力を願うものであります。

このように本予算は随所に住民ニーズを的確に把握され、住民目線の積極的な予算編成であると確信するものであります。合併10周年を迎え、京丹波町のさらなる発展を目指し、町民が安心・安全で住んでよかったと実感できるまちづくりのため、町長を先頭に一丸となって予算執行に当たられるよう要望し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案をされております議案第28号 平成27年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論を行います。

平成27年度京丹波町一般会計予算は、過去最高だった平成26年度予算に次ぐ規模で、総額116億400万円の予算が提案されました。寺尾町政2期目の2年目の予算として担うべき業務を選択し、具体的にどう進め、どのように未来に引き継いでいくかとして提案されました。一昨年は未来への投資、昨年は未来への希望、本年は未来に引き継いでいくとして、18億2,500万円を投入した大型公共施設の道の駅味夢の里の運営を中心に、町政運営を進める予算と言えます。

本年度は地域振興拠点施設として整備した道の駅味夢の里から、府道桧山須知線を横断して府立丹波自然運動公園の裏側を走る町道蒲生豊田線につなぐ道路の建設に予算を投入する

など、地元の合意と納得もない中で進めることだけが優先されるなど、道の駅味夢の里と府立自然運動公園を京丹波町の拠点として進めるための整備を最優先にしています。

地域振興拠点施設が情報発信と町内への誘導の役割を担うと言われますが、何も見えてきません。均衡ある京丹波町のまちづくりとは大きくかけ離れています。大事なのは町民が主役のまちづくりを進めることです。大型公共事業の推進はどんな理由をつけようとも町民の願いとは大きくかけ離れています。周辺部でも安心して暮らせるそんな京丹波町を町民は強く望んでいるのです。

平成27年度当初予算に和知地域に造成中の住宅用地を分譲する予算が計上されています。分譲方式については定住人口を増やすためにも必要と考えますが、平成26年度当初予算でも指摘をしましたが、造成の仕方など再検討して造成費用を減らし、分譲する単価を下げる努力をすべきと指摘しましたが、努力が見えません。期待した住民の願いを裏切る結果になりかねません。若者定住対策として優遇対策などを導入して買いやすい値段に設定すべきです。

また、水資源開発対策として、新たにダム関連対策事業として周辺整備事業の測量設計委託料として2,000万円が予算化されています。周辺整備の事業は7億円との多額の経費が必要とされています。ダムのある地元とだけ協議調整して、ダム周辺整備として進めていますが、一般会計で予算化することは全町民に事業の内容や総事業費など全ての資料を明らかにすべきです。周辺整備として事業が実施されれば、事業費はもちろん、維持管理費用も負担が必要です。多額の事業費が見込まれる事業であり、計画段階から町民に全てを明らかにして、町民の合意と納得を最優先にすべきです。

平成26年9月に丹波地域開発株式会社に6億700万円の町民の血税の投入を提案し、12月議会では土地売買契約を提案し、土地買い取りと経営支援を行いました。公金投入はおかしいと多くの町民の声なき声を見做して実行されましたが、採決の結果は8対7の僅差にあらわれたように、町民の町政への不信は大きいものがあります。

さらに税金投入とあわせて、丹波地域開発の役員全員を交代させました。京丹波町が大株主との理由で2名の役員を派遣し、そのうちの1人が代表取締役となりました。2名の役員を派遣した京丹波町として、丹波地域開発株式会社の運営にどういう対応をしていくのかが当然、町長として平成27年度の施政方針で明らかにする責任があると考え、一般質問でも質しました。京丹波町として多額の税金を投入した責任からも、丹波地域開発株式会社の丹波マーケスの運営についての考え方を町民に示す必要と責任があります。町長は会社の総会で言うべきことは言う。そして、町民への説明責任を放棄しています。一般質問で京丹波町

として丹波地域開発株式会社の運営についての考え方を尋ねても、長々と言いわけともとれる説明をして、平成9年に無理やり買わされた土地を今、買い戻してもらったという結論ですが、こんな理屈は議会で通ってもほかで通る話ではないと指摘をする町民も多くあります。6億700万円の多額の血税を投入しておきながら、出資比率が法律で定められた50%以下であることから、消極的義務として総会資料を町民に開示することを明らかにしてません。これも大きな町民不信となっています。

さらに指摘しておきたいのは、政治姿勢です。一つには、消費税が平成26年4月から8%に引き上げられました。消費税の増税に賛成の立場を表明されていますが、町民目線とは大きくかけ離れています。今、春闘で賃上げが報道されていますが、引き上げているのは企業全体の17%。大企業減税や輸出戻し税など安倍内閣の恩恵を受けている企業ばかりです。圧倒的部分を占める中小零細企業は、円高、消費税増税など負担増にあえいでおり、賃金引き上げに踏み切れない中小零細企業が大半です。町も公共事業、物件費など消費税がかかります。これも町民が税金で負担するのです。消費税が導入されたときから福祉のためと言われてきましたが、福祉施策はどんどん後退しています。介護保険制度を一つ見ても、要支援1から2を介護保険制度から切り離す。介護度3以上でないと施設に入所できない。あとは地域で、家族でと自助、自立に向けて制度が大幅に後退しています。介護保険は家族の負担が大きいとしてできた制度です。それがどんどん地域や家族にのしかかろうとしてきているのです。これで福祉のためと言えるのでしょうか。その上、年金も物価スライドといってどんどん引き下げられているのです。年金安心100年はどうなったのでしょうか。国民への減税や景気対策は消費税の引き上げストップが最も効果がある対策です。平成29年4月にはさらに消費税10%が予定されています。町長は町民の代表としてきっぱり消費税増税、引き上げに反対すべきです。

2つ目に、今年には戦後70年の節目の年です。閣議決定による集団的自衛権行使で憲法9条をないがしろにし、外国で起こった紛争や戦争に若者を送って、人を殺したり、殺されたりするこの動きに、一人の人間として、町民の代表者としてきっぱり憲法9条を守れ、自衛隊の海外派遣反対の態度を表明すべきです。

3つ目に、原発再稼働の問題です。今、原発再稼働に向けて大きく動いています。京丹波町も30キロ圏内に3,000人余りの町民が、50キロ圏内には全町が入ります。福島のような事故が起きれば住むところがなくなってしまいます。京丹波町は山林が85%を占める地域です。一旦、事が起これば山林の除染は膨大な費用が必要となり、山林の除染は不可能に近いと言われています。国や原発立地の県や地元が同意すれば、再稼働する、それを理

解してもらったほうがいいという町長の態度は1万5,000人の町民の生命と暮らし、営業を守る立場と相入れないことを指摘するものです。

4つ目は教育委員会の姿勢です。教育委員会は社会教育の推進の拠点として、公民館の管理運営を行っています。法に基づき管理運営を行うことは当然ですが、何よりも大事なものは戦争へ推進役となった戦前の苦い教訓から、教育行政は一般の町政運営とは独立した立場が保障されています。人事異動でも町長部局からの派遣という形で異動もされています。人権を何よりも大事にし、公正・公平な運営が求められているのです。今回の中央公民館の使用不許可問題は、こうした基本を根底から崩すものです。しかも、使用許可に当たっては使用団体やその内容によって判断するとの答弁は、公平・公正をみずから侵していることです。町政を批判するような会議内容でも、町政を支持するような会議内容でも、営利を目的とする団体以外には広く開放することが町民の社会教育活動の推進につながると判断すべきであります。今の公民館などの使用許可の考え方は、町長の意向に沿っていなければ許可しないということになります。これでは批判は許さない、批判は悪と捉える考え方で、戦前の大政翼賛会と同じであると言わざるを得ません。本来あるべき社会教育は、一人ひとりの人権を大切に、町民がひとしく公正・公平に扱われ、区別や差別なく公民館などの公共施設を誰もが遠慮なく使用できることです。そして、生き生きとした幅広い活動に取り組むことです。全国の先進的な公民館活動からももっと学ぶべきです。こうした姿勢に立ち返るべきことを強く指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程になっております議案第28号 平成27年度京丹波町一般会計予算に賛成しながら、推進を求め討論を行います。

平成27年度は京丹波町が誕生後10年を迎える重要な時期であり、本年7月には京都縦貫自動車道の全線開通という新たな歴史が始まります。

今日まで寺尾町政におかれましては、安心・活力・愛のあるまちづくりを基本理念に、住民の安心・安全を担保するため数々の施策が実施され、京丹波町が輝かしい未来に向けて着々と進んでいることが実感されます。

さて、平成27年度の一般会計予算は総額116億400万円とされ、前年度に次ぐ大規模かつ積極的な予算編成となっております。一般財源の伸びが期待できない中で、社会保障費の増加が確実視される極めて厳しい財政状況にありながらも、住民サービスの低下を極力抑制し、限られた財源の中で必要とされる事業を精査し、重点的に配分がなされております。

まず、安心のあるまちづくりでは、高齢者支援、子育て支援、防災体制の強化が挙げられ、特に地域医療体制の確立については、寺尾町長が就任に当初から一貫して取り組まれた経過のもとで、常勤医師の確保と維持が実現しております。この真摯な姿勢により導かれた結果こそが住民の安心につながっているものと確信いたします。

また、きめ細やかな子育て支援策として、保育所運営による就労家庭への支援をはじめ、子どもたちの健やかな成長を支援する発育支援事業、地域で子育て家庭を支えるファミリー・サポート・センター事業等を継続しながら、この町で安心して子どもを産み、育てる環境整備が進められております。

さらに、消防防災体制の強化として新たにデジタル移動系の防災行政無線の整備が図られます。これは合併時の協定事項として定められたものであり、ようやく新町において一元化がかなうものですが、2年続きで深刻な自然災害に見舞われ、原子力災害への対応が求められる本町の防災機能は、この事業により飛躍的に向上し、災害現場からの情報収集や迅速な指揮命令系統の確立により被害を最小限に食いとめることが可能となります。

次に、活力のあるまちづくりでは、農林業振興、有害鳥獣対策の強化、商工観光振興の推進などが挙げられ、特に営農意欲を創出させる有害鳥獣対策では、捕獲報償金の充実と実証実験による検証で対策を強化することにより、有効な手法が早期に確立されることを望みます。

また、本町の持つ森林資源の活用対策として、地域熱供給システムの構築による資源循環モデルづくり、そして京丹波町産材を活用した木のぬくもり施策は、本町の将来像を求める中で重要な取り組みであると考えております。

7月に開通する京都縦貫自動車道と歩調を合わせ道の駅「京丹波 味夢の里」がオープンいたします。高速道路網が整うことで利便性は一気に高まりますが、本町にとりまして通過の町となる可能性は否定できません。だからこそ住民の大きな期待のもとで町を挙げて進めてまいりましたこの施設が、地域振興拠点施設としてこの町の核となることに大きな期待をいたします。

次に、愛のあるまちづくりとして、学校教育の充実や活力ある地域づくりの推進などが挙げられます。特に学校施設の非構造部材耐震化工事や教室の空調設備の整備により、快適で安心した授業が受けられるようになります。これらの施設整備により、本町の宝である子どもたちが伸び伸びと心豊かに育つことを念願するものです。

本町の推し進める地域づくり支援の考え方に倣い、私ども議会も住民として全てを行政に任せるのではなく、知恵を絞りながらみずからのできることを真剣に考え、それを実践する

ことでお互いの協働関係が築かれ、活力のあふれる地域ができ上がるものと考えており、微力ながらも取り組んでまいります。

以上、平成27年度当初予算の主な内容と事業効果について、私なりの理解のもとで申し上げましたが、今後の財政状況は合併特例期間の終了とともにさらに厳しくなることは確実であり、これまで以上に新たな財源の確保を含む財政健全化に向けた取り組みに迫られております。寺尾町長先頭に職員の皆さんの総力を結集しながら、住民との強固なスクラムを組んだ上で本予算内に示された住民の願いが完全実施されるよう強く求めて、私の賛成討論いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

北尾君。

○8番（北尾 潤君） 議案第28号 平成27年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

前年度比1.2%の減額となる116億400万円で組まれた本予算は、少子化が進む中で民生費において保育所整備工事をはじめとして、3億3,400万円近くが保育所費に計上されております。また、教育費において幼稚園、小・中学校のエアコン設置及び工事費に1億5,000万円が計上されるなど、子どもたちに健やかに育てほしいという本町の姿勢が伝わってまいります。

また、厳しい経済情勢の中にあつての町民所得の落ち込みなどで町税が前年度比5,740万円落ち込む中で、1,000万円近くの企業誘致対策事業や、800万円の観光振興事業、また道の駅「京丹波 味夢の里」で京丹波ブランドを発信する事業など、中長期的に自主財源をつくり出す取り組みは大きく評価します。

農林水産業費では、なかなか特効薬的な効果が出ない中、有害鳥獣被害防止や捕獲施設の設置など7,000万円を計上し、引き続き、粘り強く対策を強化していく意思が感じとれます。

消防費では、避難所用パーテーション、防護服、個人線量計などの原子力災害対策備品の整備や、地域防災計画の見直しなどに1,440万円、デジタル移動防災行政無線に4億1,000万円を計上するなど、災害時の体制強化に努めています。

また、本町の重要な資源である森林の活用など、予算全体を見ると本町の将来に向かって力強く進んでいく様子が伺える予算編成であると評価いたしますが、予算委員会でも指摘されていた当初の目的や計画とは少しずれて使用、または改修される幾つかの施設や、全てを買い戻した先行取得用地の利用法など、本町の将来像に沿った議論が望まれます。

また、老朽化が進むこの京丹波町役場庁舎、増築改修で迷路みたいになっている上豊田保育所、町長と語るつどいでも何度か質問が出ていた文化ホールなど、重要な施設の建設費がこの予算には入っておりません。今後、行政内だけでなく、町民全体でどんな町にしたいのか、夢のある議論の末にこれらの施設建設費が今後の予算に計上されることを期待して、議案第28号 平成27年度京丹波町一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

議案第28号から議案第43号の表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号 平成27年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、議案第29号 平成27年度国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

本町の国保税は、例えば月26万円の収入の場合、40歳代、大人2人、子ども2人、4人家族で固定資産税を5万円とした場合の世帯では、国保税は年額32万8,000円となります。月額に直すと2万7,400円となります。26万円の収入の1割が国保税となり、さらに所得税、住民税と差し引いていくと、税負担だけで大変厳しいものであります。本町の場合、国保加入世帯の84%が所得200万円以下の世帯となっており、低所得者が多いにもかかわらず、支払い能力を超える高い国保税となっております。国保税引き下げが被保険者の切実な願いであります。引き下げを行うためには国の補助金を増やすか、一般会計に頼るかの方法しかありません。ほかの自治体では重い負担を支えるために一般会計から繰り入れている自治体がありますが、本町では実施がされてきませんでした。

しかし、国は平成27年度、28年度と低所得者が多い自治体に対する財政支援を拡充するため、毎年1,700億円の公費を投入することとなりました。本町には約1,251万円が入ってまいります。これを引き下げに回すだけで一人当たり3,000円引き下げることができます。しかし、本町は国が支援金を出しているにもかかわらず、引き下げを拒否されました。年金生活者や非正規労働者など低所得者の加入がほとんどを占めるという大変厳しい被保険者の現状を踏まえ、国保税は引き下げるべきであることを強く指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 議案第29号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算に賛成の討論を行います。

この予算は歳入歳出それぞれ22億5,900万円が計上されておりまして、前年度と比較しますと2億7,245万円増加いたしております。その主な要因は、共同事業拠出金及び保険給付費の増加によるものであります。

まず、歳入では、国民健康保険税で前年度比2,134万9,000円の減額、さらに国庫及び府支出金につきましては561万5,000円の増加となっております。また、療養給付費交付金は8,236万円減額いたしております。

他方、歳出では、保険給付費、保険事業費で6,766万5,000円増加し、介護保険給付金で2,679万8,000円減少しております。全体を見ますと、一般会計及び基金からの繰入金金は2億724万4,000円が計上されております。

国民健康保険財政は依然として厳しい状況にありますけれども、町民の税負担を配慮して、平成27年度の国保税率は6年連続して据え置かれました。言うまでもなく、国民健康保険事業は、健康で安心して日常生活が営める基礎をなす制度であります。この予算は町民生活をしっかりと支え、有効に機能していることを高く評価するものであります。

なお、引き続き、医療費の適正化対策や収納率向上対策等により公平性の確保と財政の安定化に一層、ご努力をいただきますことをお願い申し上げ、議案第29号に賛成の討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

原田君。

○3番（原田寿賀美君） それでは、議案第29号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計について、賛成の立場で討論を行います。

本年度予算につきましては、被保険者の負担を考慮しながら、寺尾町政は6年間連続して保険税率を据え置きをされております。また、特に京都府の国民健康保険事業の共同事業を活用されて、効率化あるいは安定運営を目指し、予算編成をされております。

また、特にその中での詳細について見てみますと、共同事業の手法を採用されて、あと国、府の交付金等は平年並みという部分になっております。しかし、共同事業におきましては、かなりの金額が増額をされて、国保の主要財源とされております。特に歳出におきましても逆にこの共同事業費がさらなる上乗せをして、2億数億円増額となっております。これも計上されて、特に歳入で全額本町に交付されているといった部分になって、特に本事業につきましては、私たち最後の砦としての本当に大切な保険制度であります。そういった形もありまして、私どもも国保につきましては、住民の皆さんが健康で安心して日常生活が営まれるためにも、最善の努力を行うことが必要かと思っております。

しかし、その反面、厳しさも訴える中での予算編成であると同時に、国保財政の長期展望を見た場合に、本当に負担の公平性の観点から滞納整理に重点を入れて、100%を目指した収納対策の向上が期待をいたします。大変、当事業につきましては最善の努力をいただきまして、今後とも住民目線での国保運営ができますことを切にお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第30号 平成27年度京丹波町後

期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

平成20年4月から導入をされましたこの制度は、本町においては特例の経過措置として、京都府内の一人当たり平均老人給付費に対し20%以上低い市町村に対して均一の保険率より低い保険率を制定されておりました。しかし、この6年間の経過措置が平成25年度で終わり、本町での平成26年度、27年度の平均保険料は0.7%増の4万1,631円となりました。また、平成29年度からは低所得者の保険料の特例軽減を廃止する計画もされており、ますます弱い者いじめの制度と言えるのではないのでしょうか。誰もが年を重ねます。年を重ねれば病院にかかる回数も増えるのが当たり前であります。医療費増が保険料にはね返る仕組みがこの制度であります。年金は削られ、収入が減る中で、消費税増税や社会保障の改悪で安心して老後生活を送る見通しが立たないのが現状となっております。不均一保険料の特例経過措置の継続を引き続き国、府に求めるとともに、不安を抱くような医療制度の廃止を強く求めまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○9番（鈴木利明君） 議案第30号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の討論を行うものでございます。

この予算は、歳入歳出それぞれ2億2,325万2,000円が計上されておりますが、保険料は京都府後期高齢者医療広域連合会の算定に基づき徴収し、同連合会に納付する収支となっております。

後期高齢者医療制度は、国民の医療が毎年、大幅な増加を見る中で、一定の抑制を図るべく75歳以上の高齢者を対象として独立させ、医療給付を集中する制度として平成20年にスタートいたしました。我が国の医療費は、平成27年度には40兆円を超える見通しであります。この中で後期高齢者層の一人当たりの医療費の平均は、年額、実に90万円を超え、現役世代の5倍もかかるという現実をしっかりと直視しなければならないと考えております。

私はこの議場の中でただ1人の後期高齢者でございますけども、寺尾町政において健康問題は健康診断で高い受診率を誇る一方、本予算は限られた財源の中で人間ドック助成も継続され、高齢者の健康予防の対応がなされております。いまや医療費問題は自治体の問題ではなくて、国家挙げての、国民挙げての大きな課題であります。青天井に膨らんでいく医療費に対する厳しい判断を広く国民みんなで結論を求めて努力していくべきことを指摘いたしまして、議案第30号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第31号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

2000年に在宅での介護の軽減を図るとして介護保険制度が導入されてから、今年が15年目になります。昨年の6月に可決をされた医療介護総合推進法により介護保険法が改定され、今年4月から実施するものであります。今回の改悪はまさに保険あって介護なしという内容となっております。

その一つに、要支援1、2を介護保険給付から外し、市町村が主体となって行う地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、新総合事業に移行させることであります。しかし、多くの自治体では受け皿となるボランティアの確保が難しいなどとして、移行できないとも言われております。本町においても地域の見守りやボランティア活動でと言われても、高齢化によりボランティア確保が難しいのが現状であり、地域間においてもサービスの格差が生じるのではないのでしょうか。

二つには、介護保険料の値上げであります。スタート時の保険料は各旧町とも月額2,000円台でありましたが、3年の見直しごとに約1,000円ずつ上がり、今年度からの見直しである第6期計画では月額6,270円と、第5期計画より920円増となりました。第1段階の低所得者軽減適用がされ、基準額に対する割合を0.05下げてはいるものの、公的年金の給付がますます減らされる中で、保険料は上がり、高齢者にとっては家計に占める割合が大きくなることは間違いありません。

政府は消費税の増税分は全て社会保障に充てると説明をして、総選挙で宣伝をいたしました。社会保障がよくなるならばと思ひ、増税に賛成した人も少なくないのではないのでしょうか。しかし、2015年度の消費税増税分のうち、社会保障の充実に充てられるのはわずか16%にすぎません。これは国民への裏切りと言えるのではないのでしょうか。持続可能な制度にするには、国庫負担を上げるしかありません。国に対し強く求めるべきであると指摘をいたしまして、反対といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○8番（北尾 潤君） 議案第31号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計予算に賛成の立場から討論いたします。

第6期介護保険事業計画に基づく予算編成となった本予算は、前年度比8.2%増額の2億20万2,000円となりました。その中では認知症予防をはじめとする介護予防に取り組む一方で、介護が必要な状態になっても住みなれた家や地域での暮らしができるよう考えられています。介護保険料の改定や複雑な制度改正を町民全体に十分に理解してもらえよう、わかりやすい広報と丁寧な説明を求めまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案をされております議案第32号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

平成27年度京丹波町水道事業特別会計予算は16億2,000万円で、前年度比9.

4%増の予算となっています。本町の水道事業は丹波、瑞穂地区の上水道事業、和知地域の簡易水道事業を統合整備事業として取り組んでいます。

上水道事業の大きな柱は畑川ダムからの5,000トンの水を取水するためとしてダム建設が取り組まれました。畑川ダム建設当初の人口予想は平成25年度に2万2,500人、計画変更認可時点では丹波、瑞穂の人口を平成30年度に1万9,000人に減らした計画に変更しました。さらに、再評価時点では平成30年度に1万4,200人と大幅に人口目標を減らしました。そして、平成25年度の再評価では、人口目標をさらに減らして、1万3,570人としました。計画日量最大給水量も人口目標の変更に伴い1万3,580トンに見直しがされました。畑川ダム建設の計画時点では8,930人も人口が増加するとした目標でした。大幅に見直しをしました。しかし、ダムから取水する取水量は日量5,000トンと計画時点から見直しはされていません。大幅見直しをした8,930人は一つの町の人口がなくなったと同じぐらいの規模であります。

合併後、京丹波町でも毎年、毎年、200人近くが減少していますが、こうした大幅な人口減少を無視し、ダムありきで事業が進められてきました。全国にもあるように、一度進みだせばストップができないのが公共事業と言われますが、畑川ダムもそのとおりです。ですから、見直しや変更を求めても、町内の企業からの水需要がある、一企業から日量3,000トンの要望があると言いながら、必要とする時期もその見通しも示せないのが現状です。

畑川ダム建設の目的も、人口増加の水需要から洪水調整と京丹波の受水と大きく変わりました。統合整備事業に多額の予算を投入してきましたが、水需要の見通しはありません。将来の水需要の見通しのない多額の投資は、公営企業会計では水道料金の引き上げになり、住民負担となります。もっとしっかりとした将来見通しを持った計画にすべきです。もちろん丹波高原は長年水不足に悩まされてきました。そのために山水や伏流水などの確保とあわせて、瑞穂地域では水原と下山に新規水源を確保して9,100トンとしました。

また、現在、使用している施設の改修や補修などの維持管理が十分できていないために、老朽化した施設や水源の枯渇などが起こっています。そのためにはダムに全てを頼る考え方ではなく、施設の改修や改善などを計画的に行えば、安心しておいしい水を十分賄えることは事業報告から見ても明らかになっています。畑川ダムの建設目的も水源の確保から洪水調整の大きな役割と目的になっています。畑川ダムを洪水調整を第一の目的にして、ダムからの取水を見直すべきです。

当初予算では高度処理施設の測量設計の委託料が、また一般会計のダム関連予算事業として周辺整備事業の測量設計委託料として2,000万円が予算化されています。高度整備施

設を取り組むのであれば、においを除去するだけで十分なのか。また、平成26年度に上流の南丹市日吉町畑郷で河川工事で使用していたポンプの燃料が流れ出る事故も記憶に新しいところです。上流の水質保全是誰が、どこが責任を持つのかを明確にすべきです。計画されている周辺整備事業を実施するには何億円の多額の費用が必要です。事業の内容を計画段階から町民に明らかにすべきです。こうした事業は町民の合意と納得を最優先にすべきことを指摘するものです。

最上流である本町の住民が安心しておいしい水が飲めるように取り組むべきです。そのためにはダムだけに頼るのではなく、これまで確保してきた水源を大切に整備していくべきです。そして、高齢化でひとり暮らしが進む中で、基本水量の見直しや水道料金の引き下げに取り組むことを求めて、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

山下君。

○5番（山下靖夫君） 私は、議案第32号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

今まで我が町は分水嶺の土地柄、水道等の施策に大変苦勞してまいりました。数多くの取水地を確保してきましたが、渇水期には飲料水にも事欠くことがありました。おかげさまで待望の畑川ダムも完成し、給水地域を結ぶ連絡管の整備や、未給水地域である小野地区及び上新田地区の配水管整備、西部地区の低区配水池築造工事にも着手、そして広野、立木地区での水環境整備等にも、大変厳しい財政の中、多額の16億2,000万円が計上されております。これらの事業により、安心して安全な水が町内全域に供給され、文化的な生活を営むことができることをもって、大変簡単ですが、賛成の討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号 平成 27 年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。
最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第 33 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 33 号 平成 27 年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号 平成 27 年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第 34 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 34 号 平成 27 年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号 平成 27 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番(梅原好範君) ただいま上程されております議案第35号 平成27年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

京丹波町の育英資金につきましては、勉学に対する意志の強固な生徒でありながらも、保護者等の経済的な理由により、就学の困難な方に対して学費を支給し有能な人材を育成することを目的としておりますが、条例の施行規則では育成生の選考に当たり、申請人等は、本町の税及び公共料金に未納があってはならないとの規定がなされておりました。このことは、勉学に懸命に取り組んだにもかかわらず、やむを得ない事情により保護者等に未納があることから、みずからの目指す進路を断念せざるを得ないという負の連鎖につながり兼ねないものと懸念を持ち続けておりました。このような経過のもとで、本定例会において、税や公共料金の未納があってはならないという要件を選考基準から削除するとの規則改正が提案されたところです。これにつきましては、以前から議会として、また、所管する総務文教常任委員会で善処を求めてきた内容であり、保護者による税や公共料金の未納という現実に対し、家族の就学機会の創出というペナルティーを科すことを憂慮していたものです。平成27年度においては、大学生19名、専門学校生3名、高校生12名の合計34名の学生生徒への育英金が計上されております。今回の規則改正は、将来の京丹波町を担っていただく若者本人の熱い夢と希望をくじくことなく大切に見守り育てる優しいものであり、その恩恵を受益する若者は少なくありません。今後においては、進学を望む学生生徒と保護者の負担軽減が図られることはもちろんですが、自身の夢や希望に向けて勉学にいそしむ学生生徒を応援しながら、京丹波町の未来を担う人材を育てる制度として十分に活用され、さらに充実したものになることに期待をいたします。町当局、そして、教育部局の温かい見守りが示されました本議案に対し、心からの感謝を申し上げながら歓迎、そして、賛同の意を表明いたします。

○議長(野口久之君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

議案第35号 平成27年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第36号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成27年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第37号 平成27年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第38号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第39号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成27年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第40号 平成27年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第41号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成27年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第42号 平成27年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(野口久之君) 次に、議案第43号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君

○13番(村山良夫君) 議案第43号、平成27年度 国保京丹波町病院事業会計予算に私は身の丈に合わない次の3つの点を指摘して反対の立場で討論をいたします。

1点目は、予算編成の前提となる業務の予定量であります。年間の患者数の増加がほとんど見られない状態であります。特に、和知診療所においては常勤医師の配置等かなりの投資をしながら、年間患者数は増加どころか156名の減少という想定になっております。このことが1点目の身の丈に合わない点であります。

2点目は、25年度決算期で減価償却率が50%を超えております。今後、設備等に多額の再投資が必要なことは必至であります。本予算においても、機器、備品の更新に1億円強の企業債が発行される予算編成になっております。競合する中核医療機関、南丹病院、明治鍼灸、それから、綾部市立病院等のすみ分けをして、京丹波町病院の身の丈に合った規模にすべきであるということを指摘しておきます。

3つ目は、設備投資の財源は企業債であります。この企業債の返済のために一般会計から繰入資本金として病院会計に投入されております。このため、26年度の予定決算書では5億円を超える留保資金が積み上がっており、今後も年間多分4,000万円から6,000万円ぐらい積み上がっていくこととなります。この留保資金と企業債との金利差は2%としても年間1,000万円程度の無駄が生じていることとなります。こういう状態も身の丈に合わない、このように思います。

以上、身の丈に合った予算編成を求め、私は反対の立場で討論をいたしました。

以上です。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程されております議案第43号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計予算につきましては、私は本町に欠かすことのできない重要施策である病院事業のさらなる推進を強く願い賛成討論をいたします。

平成27年度の国保京丹波町病院事業会計予算については、22年度に開催されました医療等審議会による答申に基づき、23年度には京丹波町病院和知診療所、和知歯科診療所の経営と医局の一本化。それにより24年度からは新たに医師3名の確保がかない、経営内容についても順調な推移のもとで経営されております。今日までの確かな経過をもとに、私たちのまちの私たちの病院として運用をさらに進めることを目指しながら、来年度においても国民健康保険直診施設としての予防と回復に重きを置いた予算が提案されております。現在、地域医療の分野では2025年問題、すなわち団塊の世代と呼ばれる方が75歳を迎え、後期高齢者が全国で2,179万人にまで膨らむことにより超高齢社会に突入することの危惧が報じられ、危機感を募らせながらその対策が急務として求められております。本町では、予想される危機的状況を緩和、回避するために、平成27年度から南丹医療圏を核とした地域医療構想を協議、策定することとしており、官民の病院が二次医療圏内の中で協調することにより機能役割分担を行い、それぞれが有する機能を明確にしながら連携し、住民の健康と生活を守る新しい枠組みづくりの内容が予算特別委員会において示されました。今後については、地域医療構想の推移を慎重に見守るべきと考えております。

急激な高齢化が進行する中で、病院と各診療所は地域住民にとり、まさに本町の医療の砦であり、私たちの日常生活に安心を与えてくれる貴重な資源財産であることは言うまでもありません。病院、各診療所の現場スタッフの皆様には、連続した緊張が強いられる厳しい環境にありながらも、医療に対する求心力を失うことなく私たちのまちの私たちの病院としてその気概をしっかりと持ちながら職務に精励いただきますことを期待いたします。また、町民の皆様には、これより病院や診療所の機能役割分担が進められる中でうまく医療機関を利用していただき、住民と先生方をはじめとした病院、診療所との信頼関係を築き上げていただくことを願います。

新しい地域医療のあり方を目指して模索を始めるときこそ、行政と議会、そして、地域の皆様のご理解と支援が不可欠な要素となります。医療現場に携わる皆様のご苦勞、そして、毎日の頑張りは予算書の数字だけでは読み取ることができません。しかし、この数字こそが

皆さんの旺盛な指揮のもとで初めて生かされ、それこそが住民の皆様の健康を守り、命を守ることにつながることは疑いようのない事実であります。皆様の日々のご苦勞に深く感謝を申し上げながら、本年度には10年後の地域医療を見据えた確固たる土台づくりが示されていることを確信し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

北尾君。

○8番（北尾 潤君） 議案第43号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計予算に賛成の立場で討論いたします。

先ほど、反対討論において本予算はすみ分けをしていないとありましたので、それに対する反論をいたします。

昨今、軽い症状でも大病院に行ったほうが安全と軽傷者がとりあえず大病院に行き大病院が混雑し、結果、重症の人にしわ寄せが来る大病院信仰による弊害があります。3月14日の地域包括医療発表会や先日の予算特別委員会での病院の機能役割分担についての議論は、それに一定の方向性を見出したと確信しております。つまり、入院の必要がない外来で対処し得る帰宅可能な軽傷者に対する一次医療、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する二次医療、二次救急では対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対する三次医療など、病院それぞれが得意分野を追求しお互いに連携をとることで、医療や医療機器などの限られた医療資源、特にこういう中山間地域では特に医療資源が効率的に、効果的に利用できます。平成27年度予算に計上されている医療機器の購入費1億円の中には、この病院間の役割分担の趣旨に添った電子カルテなどの機器購入費がしっかりと入っており、京丹波町病院が南丹病院、府立医科大学病院と密接にかかわり合い協力していくことが伺えます。数年後には南丹病院や府立医科大学病院からの逆紹介なども普通になり、効率的で効果的な医療連携と、京丹波町病院が一次医療病院としてのスペシャリストになっていることを確信いたしまして賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第43号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(野口久之君) 起立多数であります。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、お諮りをいたします。

どうも最後までいくのに5時を若干回のように思うわけでございますので、ここで10分間の休憩をして5時を回っていかお尋ねしますが。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 引き続き5時からやりますので、10分間休憩いたします。

(「15分」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 35分まで休憩します。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時35分

○議長(野口久之君) それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

《日程第44、議案第45号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算(第5号)》

○議長(野口久之君) 日程第44、議案第45号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○1番(森田幸子君) すみません。43ページの何遍も聞かせていただいてもう一回確認なんですけど、京丹波町スーパープレミアム商品券発行について、何回もすみません。

スーパープレミアム商品券発行について確認なんですけど、取扱店の一覧表もつけての販売にしてもらいたいのと、購入に当たっては本人でなくても家族人数分を購入できるのかどうか。

それと、45ページの節18備品購入の自転車購入費が100万円上がってるんですけど、これはどういったことに使われるのか教えていただきたいのと、47ページ、住宅改修費補助金交付事業で800万円の交付金事業がありますが、増の要因は。また、何件の申請があったのか。

それと、57ページ。56ページの上の款11災害復旧費、1、2の農地と林業の復旧事業に関してですが、復旧率は何%できたのか。できるのか教えてください。

○議長(野口久之君) 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君）　まず、販売店の件でございますけれども、まず、町のほうから京丹波町商工会のほうにプレミアム商品券の販売に関する委託をさせていただくことになっております。これから基本的なものは決まっておりますけれども詳細はまだ詰める点もございます。今の現時点で申し上げますと、商工会の加盟のお店で使っていただくということで現在考えているところであります。家族の購入の枚数ですけれども、その辺も細部にわたってまだ詰めが残されております。ただ、現在で申し上げるとするならば、一人当たりでプレミアム分を乗せますと1万円を1万3,000円ということになるんですけれども、一人1万円単位で申し上げますと10万円を限度にということで現在検討しているということでございます。

それから、購入店等のお知らせ等も含めてですけれども、まず、商工会で販売いただく皆さんには、説明なり取り扱いの要項等もまず説明をさせていただきたいというふうにも現在考えております。町民の皆さん方にはどういう形で周知ということでございますけれども、これにつきましてはケーブルテレビでの告知放送でお知らせをすとか、それから広報。それから、チラシによります全戸配布によりますお知らせ等をして、皆さんに幅広くご活用をいただくようにしてまいりたいというふうに思っております。

それから、自転車の購入費の100万円でございますけれども、今後、魅力ある京丹波町を知っていただく1つの方法として、レンタルサイクルを活用したいなというふうに思っております。この100万円の内訳で申しますと、10台当たりを購入する予定をしております。自転車は少し高価なものになるんですけれども、少しスタイリッシュな形とか、少し高齢の方でも坂道でも楽に今は登れるような自転車が販売されておりますのでそういうものとか。それから、汚れないようなゴム用のチェーンとか、外れないようなチェーンとか、そういう少しいろんな工夫をされているものを購入してレンタルをする予定にしております。今のところ配置場所につきましては、各道の駅に置いて京丹波のそれぞれの旧町のいいところをレンタルをして味わっていただけたらということで考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君）　十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君）　土木費の住宅管理費の関係なんです、住宅改修補助金につきましては平成26年度当初予算でお願いしまして、その分につきましては113件申し込みがありまして既に完了しております。今回補正をお願いしておりますのは、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、消費喚起・生活支援型の事業として本補正において計上させていただきまして、27年度予算の前倒しという形で事業を行わせていただきたいと思います。

ということで補正予算に計上させていただいているところがございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 56ページの農地農業施設災害復旧工事と林業施設災害復旧工事について回答させていただきます。

まず、農地農業施設災害復旧工事につきましては、平成25年に起きました台風被害によるものが3カ所。それから、平成26年に発生しました台風11号、並びに8月豪雨の部分が7カ所でございます。26年度発生しました災害の部分につきましては、繰り越しをさせていただきまして事業を実施をさせていただきたいというように考えておるところでございます。

また、林業施設災害普及工事につきましては、繰り越しの事業としまして25年度に発生しました事業の6カ所及び町単独災で実施をします88カ所の林道の災害工事が現在残っておるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 45ページの自転車購入費のレンタルサイクルについてなんですが、これは誰でも申し込みすれば利用できるのか。また、利用料金などは幾らか決まっていれば教えていただきたいと思います。

それと、今、災害復旧費のこうして前倒しで事業を上げていただいているんですが、大体こういう何でも今申請になっている災害の復旧工事がこれでいけるのかどうか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、1点目の誰でも活用できるのかという点でございます。これは、基本的には町内、町外の方問わず、誰でもご活用いただけたらというふうに思っております。料金については、今後検討していくということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 25年災、また、26年災で発生しました災害等につきましては、ここに上げさせていただいておる予算で対応させていただくということで考えております。特に、林業施設災害の林道の復旧工事につきましては、今年度、測量設計業務ということで88カ所分を上げさせていただいておりますのと、単独災の工事復旧分ということで台風18号の部分も同じく88カ所ということで上げさせていただいておるところでございます。

まして、本予算で全てのものを完了したいというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、1点目は29ページですが、京丹波町産の木材の利用促進事業ということで補助金を今100万円予算化されておまして、当初予算のときでもそういう町内のNPOと言いますか、そのような団体、地域の振興会とかそういうところの団体でというような説明があったと思うんですけども、逆に、この町内産ということになっておりますので、この確認ですね、これが京丹波町の木材かどうかというのはどういう形で確認をして補助金を出すというシステムになるのか。ただ単なる申請だけなのか。いわゆる原木から、そして、製材からというような形でどういう形で確認をされるのか伺っておきたいということと。それから、いろんな材木を使う場合には、できるだけ乾燥したもののほうがいいわけなんですけども、そういうような材と言いますか、そういうものは幾らでも調達できるということなのかどうか。町内では、いわゆる森林組合の関係、それから、町内には幾つかのそういう製材を兼ねたような業者もおられるわけでございますけども、その辺もあくまでも町内ということになりますので、どういようなすみ分けと言いますか、確認を含めてされるのか伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、2つ目に有害鳥獣、39ページです。今回、報奨金が1,080万円という相当多額の追加になっておるわけなんですけども、これは当初の見込みからしても相当多額やと思うんですけども、具体的に3月末ということで精算されたかと思っておりますけども、相当な捕獲があったということなのか。1,440頭という報告の時点以降、どのような、いわゆる報奨金でございますのでなっておるのかということ。それから、実際に駆除員というのは今何人任命されておって、その中で何人の方がこの駆除の捕獲をされて、このいわゆる報奨金をもらえる方は何人なのか。聞きますと、ある人は年間100頭から捕獲をするという方も私どもの近所にもおられるわけでございますけども、そういう方と全く一、二頭という方もあるようでございますので、余りにも差が大きいわけでございますけども、一体その実態の現状としてはどうなっておるのかあわせて伺っておきたいというように思います。

それから、あわせて委託料でデザインの作成業務委託料というのは40万円とありますが、具体的にはどういうものをデザインということになるのか伺っておきたいと思っております。

それから、40ページの負担金補助及び交付金の中の需要対応型特産物生産支援事業補助金というのが159万3,000円あるんですけども、具体的にどういう事業なのか伺って

おきたいと。それから、工事請負費で跡地の解体撤去工事の2,862万1,000円というのは減額になっておるんですけども、これは具体的に入札して残ということなのか。まだ撤去の部分も残っておるわけでございますけども、その辺については金額が非常に大きいのでどうのような考え方、判断なのか伺っておきたいと。

それから、41ページに委託料で除雪の作業委託料があるんですけども、広域農道の管理ということになっておりますが、これは26年度は雪も多かったわけでございますけども、どういう形の除雪の委託を誰にされておるのかということも伺っておきたいというように思います。

それから、先ほどお尋ねもあった43ページのスーパープレミアムの関係なんですけども、商品券の。今回、30%という3割引きに近い1万円で1万3,000円買えるという破格のプレミアムやと思うんですけども、いわゆる3割も足すということにした理由というのはどうなのかと。先ほどありましたように1人今10万円を限度ということにしますと、1億の発行を考えますと1,000人ということになるんですね。1万5,000人余りの町民の中で1,000人の方が対象となるわけなんですけども、これまでからプレミアムとして発行してきておるわけですけども、具体的にどういう町内のところで消費をされておるのかと。当然そういうようなものは掴んでおられると思うんですけども、実際に買うものが限られてくるという面もあるわけでございますけども、その実態を掴んでおられると思うのでお尋ねしておきたいというように思います。

それから、聞くところによりますと発行して使用する期間の問題です。前期と後期という話も聞いておるんですけども、具体的に今の考え方としてはどういう時期で、そして、どれぐらいの期間で使用していただくようなそういう考え方なのか伺っておきたいというように思います。

それから、44ページの観光費の中で、委託料で作業委託料というのが320万円あるんですけども、これは具体的にどこでどういう作業を委託するということなのか伺っておきたいということ。

それから、あわせて委託料の中の45ページに、企画運営委託料というのが1,080万円あるんですけども、これは具体的にどうのような形を考えた委託料なのか伺っておきたいと思います。

それから、先ほど自転車の購入のことでお尋ねがあって10台ということで各道の駅にという説明やったと思うんですけども、10台を4つの道の駅に配分するといいますと2台から3台と、こういうことになるんですけども、この趣旨ですね、レンタルをして周辺部を走っ

てもらおうということからすると、もう少し台数がそういう趣旨からすれば必要なんではないかと。四、五台あってグループの方が走るということが理想ではないかと思うんですけども、この2台から3台という台数の考え方はどういう考え方なのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、29ページの京丹波町産木材利用促進事業補助金でございますが、これにつきましては、当初予算でも上げさせていただいておりました京丹波町産材を利用した倉庫ですとか、バス待合所、ベンチ、看板などを地域住民組織が設置される場合に一定割合を補助するというものでございまして、これにつきましては一般財源だったんですが、今回補正予算での地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型の交付金を活用して補助事業を取り組んでいこうということで上げさせていただいております。

町内産木材の確認方法でございますが、この補助金を希望されるときに事前に事業計画書を提出いただくことになっております。その中で添付書類といたしまして、見積り業者から木材使用量内訳書というものを取っていただくことにしております。そういうことで、その請け負う予定の方の業者がしっかりと町内産であるということを製材所さん等に出して証明書等の交付を受けて、この使用量の内訳書をつくっていただくということになるかと思っております。それから、町内産の木材の木材料の調達の関係でございますが、こういった町内産木材を流通させると言いますか、活用していくという仕組みづくりをまずこういった補助制度を用いてつくっていきこうということでございまして、森林組合さんなどの林業事業体と製材や乾燥を請けもたれる製材業者さんとの連携中で、そういった流通の供給できる仕組みができればということで考えております。一定、これが軌道に乗れば一定量の町内産木材が流通され、それが活用できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、有害鳥獣対策でございますけれども、こちらのほうにつきましては先ほども議員さんからもございましたように、現在の捕獲数量につきましては1,440頭ということでございます。当初予算のほうも計上させていただいておりますけれども、当初の計画全てを上げておるところではなくて、実態を把握しながら補正で対応させていただいておりますという部分もございます。例年の最大の捕獲数量でありますシカですと昨年実績で約1,800頭強捕獲をいただいておりますのでございまして、

今回の補正につきましては、シカ450頭、それから、イノシシが120頭ということで予算のほうを計上をさせていただいておるといふようなところでございます。

また、現在の捕獲従事者でございますけれども、正確な資料を持ち合わせておりませんで申しわけないんですけれども、約82名の方が従事をされておるといふところでございます。議員ご指摘のとおり、内容等の今日は資料を持ち合わせておりませんけれども、多い方については年間で100頭を超えるような捕獲実績をいただいておりますといふこともございます。また、少ない方では10頭以下で納まる方もあるのではないかなといふように実績のほうを見ておるところでございます。

次に、39ページのデザインの委託料につきましては、バイオテクノロジーを活用した地域産業ということで、今回の国の地方創生の事業にかかわります部分を新たに補正で上げさせていただいたところでございます。これにつきましては売れる米づくりの対応といふようなことで、新たなお酒の製造をすることによって酒米の消費拡大を図っていこうといふことで実証的に今年度上げさせていただいたところでございます。それにかかわります酒の容器のデザインの委託料といふところでございます。

次に、40ページでございます。需要対応型特産物生産支援事業でございますけれども、こちらにつきましては京都府の補助事業でございます。特に米の米価額が下がる中、新たな特産物、また、新たな品目を栽培し流通をさせていくといふような事業になっております。今年度補正で上げさせていただきましたのは、2地区の要望に応じまして実施をするものでございます。1つの地区につきましては、酒米の掛米であります「京の輝き」の栽培を行って新たな生産振興を図っていくといふ地域でございます。また、その地域については、あわせてフキの栽培を行って新たな農地の保全なり活用をしていこうといふようなことでございます。同じく、もう1地区につきましてもフキの栽培を行っていくといふようなことで需要対応型の補助事業を活用いただくところでございます。

それから、41ページの除雪の関係でございますけれども、これにつきましては12月からお願いをいたしておりまして、広域農道2カ所に分けさせていただきまして、実施をしておるところでございます。業者のほうも2業者のほうをお願いをしております。1月、2月の実績を見込みまして、この補正に上げさせていただいたところでございます。

それから、鳥インフルエンザの発生農業跡地活用事業の最終の減額の部分でございますけれども、これにつきましては、さきに提案もさせていただきましたけれども、2棟追加を含む部分の最終精査ということで予算の部分をとらせていただいておりますといふことでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、プレミアム商品券の3割にした理由ということでございますが、国のほうではまち・ひと・しごと創生関連法案ということで地域住民の緊急支援のための交付金ということになっております。プレミアムにつきましては、それぞれの地域の消費喚起を促していくということが大きな目的になっておりまして、国の一定示しておりますのが10%から30%。特別な理由がある場合には40%もある意味ではオーケーというような国の考え方も示されております。そうした部分では、京丹波町の近隣の動向も窺いながらこの際消費喚起をということで、言うならば30%にしようということで決定をさせていただいたということでございます。

それから、2点目のこれまでの10%にしておりました通常の利用先でございますが、日用品のいわゆる小売業での使用、それから、飲食店等ということになっております。それから、現在のこれからの発行の計画でございますが、一定、これまでの10%のプレミアムが即完売をしてきたということもありますので、そういう点では広く住民の皆様にご利用いただく点を考慮いたしまして、2段階に分けて実施をする予定で考えております。まず、今の計画で申しますと、第1段階が6月から販売をいたすのが第1回目。それから、2回目は9月から販売をするという、この2段階方式でやる計画を持っているところであります。

それから、作業委託の内容の320万円でございますが、京丹波町が縦貫を通るということもありまして、これまで以上に観光に力を入れていきたいということでございます。そういった部分では町営バスがございますので1台ラッピングバスがございますけれども、この町営バスをさらに広告塔として活用したいということで6台のバスに対してラッピングをする予定にしております。その分の作業委託料を320万円見ているところであります。

それから、企画運営委託の1,080万円でございますが、これにつきましては大半がこれまでから行ってきました食の祭典なり、それから、現在好評いただいております黒豆街道の事業についての委託料ということで、観光協会に委託するのが580万円ということになっております。あと、総合プロデュースの委託料として200万円見えております。これもまると観光ということで京丹波町全てのものが観光に結びつけていくという考え方のもとに、総合的にプロデュースをしていただく方に、いわゆる新しい商品を開発した場合に販路の開拓とか、それから、どういうものが売れ筋になるとか、どういうものが観光になるだろうかとか、そういうものをいろいろアドバイス、また、コーディネートいただく委託料として200万円を組んでいるところであります。

それから、もう1点は農業生産体制の強化という仕組みづくりのコーディネートで委託料が300万円見ております。これはグリーンランドみずほの貸し農園を想定しているものであります。あそこの貸し農園を借りておられる件数が現在では少ないということでもありますので、あそこをもう少しこ入れをいたしまして、そして、あそこで農園体験をした方々がその農産物を隣の道の駅で販売をし、そして、農業意欲をさらに高めていただいた後にはできれば新規就農へと結びつけていくと、そういう場になるような仕組みづくりをしていきたいということを考えているところであります。その部分についての300万円を見ている経費でございます。

それから、最後の自転車の各道の駅に振り分けると2から3台になる趣旨でございます。これは、初めての試みということもありますので、置く対象としては道の駅というふうには考えておりますけれども、もう少し各道の駅、特に、道の駅連絡協議会というのがございますので、そこでの割り振りも検討しながら今年は試行的に台数を少し少な目にして、好評であればさらに増やしていくというふうなことで考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 37ページの予防費なんですけれども、759万7,000円という多く減額となっております。これは予防接種事業ということで見込みはどう見ておられたのか、その点をお伺いしたいと思います。

それともう1点は、委員会でも説明があったかと思うんですけれども、明日のむら人移住促進事業、380万2,000円減額であります。3地域を予定しておったが1地域しか実施ができなかったという説明をいただきました。残りの予定されてた2地域ですか。その成立しなかったネックとなった原因はどういったところにあったのかお伺いしたいと思います。

それと、先ほどもありましたプレミアムの件なんですけれども、委員会でもちょっとお伺いしました。なかなか一人当たり10万円までの限度ということでもありますし、1万円に対して1万3,000円ですね。しかし、なかなか手元にお金がなければなかなか商品券というものが買えないという方もあろうかと思うんです。それで、委員会でも言いました。やはりこれは幅広く使えるということでもありますし、商工会に委託するということではありますが、子育て支援の一つとして、やはりそういった活用ができないのかどうか提案もちょっとさせていただいたんですけど、その点、町長はどのようにお考えなのか。子育て支援の一つとして活用はできないものかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

以上。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 予防接種の関係ですけれども、本年度13の種類予防接種の取り組みを行っております。主に今回減額となりましたのは、子宮頸がんワクチンを一応予算計上を当初予算ではさせていただいておりましたけれども、引き続き積極的な接種勧奨は行っておりませんので、そこで大幅な減少を見ております。あと、補助金のほうにつきましては、年度途中から開始しました高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきまして、9月補正をお世話になった時点では低所得者対策として償還払いを考えておりましたけれども、医師会との調整が整いまして、あらかじめ申請いただいた方には負担金ゼロの間診票に差しかえさせていただいて接種を受けていただいておりますので、そのあたりでの減額をさせていただいております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 39ページの明日のむら人移住促進事業でございますけれども、今年度、先ほどもございましたように3地区を予定をしておりました。そのうち1カ所は事業のほうは成立をしたわけではございますけれども、残りの2カ所のあかんかったというネックとなった理由でございますけれども、計画をしておりました移住者の方との調整なり、また、空き家の改修を補助事業を使ってできるわけではございますけれども、そのほかの部分の費用的なものでありまして、移住者が本町のほうに移住してくるという予定やっただんですけれども、その方が来られないというようなちょっと理由が発生した部分もございまして、本年度2件、ちょっと不成立になったということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 課長がずっと答弁してありますとおり、消費喚起が目的で交付されているので、もちろんその中におばあちゃんがおらはってもよいし、子育ての方がいらっしやってもよいという意味では、十分活用できるという認識ですけれど、これ以上については担当課長のほうがよく答弁できるのではないかと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まあ、議員のおっしゃる点でございますけれども、本日の議会の議案にも提案なりお認めをいただきました、子ども・子育て支援法の改正によりまして、まあそういう部分で子どものいろんな形での手だてもございますし、現在進行しております

臨時福祉給付金なり、それから、子育て世帯の臨時特例給付金などもございますので、単発的な取り組みというよりも、そうしたものは別の部分で持続的に取り組みをするということであろうと思いますし、プレミアムについては、先ほど町長からもございましたように、やっぱり消費喚起に焦点を当てて今回はするということ考えておるところでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 消費喚起ということではありますが、こうした子育て世帯に渡すことも消費喚起にならないんですか。それを子育て世帯で使うことは、食料に使おうと何に使おうといいということから考えたら、消費喚起になるのではないですか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 確かに、消費喚起にはなるとは思いますけれども、今回は特定の方に絞ってというよりも、幅広い対象と言いますか、そういう形でのプレミアムを発行するというところで考えているところであります。

あくまでも、適切な言葉かどうかわかりませんが、それぞれの、個々の消費に対する考え方なり消費の時期、そういうことも個人差がございますし、あくまでも自主的な消費に対してプレミアムを活用いただくと。そういう考え方のもとにしたということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 歳入の4ページであります。歳入の4ページの固定資産税ですね。3,500万円ということで補正になってるんですが、これはこの今の時期に入ってきたという理由について、お聞きしておきたいと思っておりますのと、それから、33、34ページの、それぞれ子育て世帯の臨時給付金、それと33ページの臨時福祉給付金700万円の減であります。特に、臨時福祉給付金の700万円の減につきましては、期間も延長されましたし、その後いろいろケーブルテレビでもって周知徹底、周知を促してはったというのがあるんですけど、なかなかこれはわかりにくいというのがあったのではないかなというふうに思っております。一番わかりやすい方法として、介護保険料の住民税非課税の方という、それを見てくださいというのが一番よくわかったんじゃないかなと、自分が該当してるというのが、と思うんですけど、もうちょっとみんなに徹底できるように集金というか、毎月集落で集まるときに、ここを見てもらったら一番よくわかりますよとか、そういう何ていうか、親切な方法でもって漏れ落ちのないということにならないかなと思ったりするんですが、これで該当する方みんなに行き渡ってたらいいんですけど、そういう漏れている方もあるのではないかなというふうに思っておりますので、検証というか、どのようにされているのかお聞きを

しておきたいと思います。

それから、この経済対策の交付金の関係ですけれども、常任委員会でもお聞きしとったんですけれども、いろいろ地方創生先行型ということで聞いてたんですけれど、いろいろ個別の事業についてはそれぞれ財源も示して書いてもらっております。その中の総合計画策定事業ということで、これは1年以内ぐらいにその5年間計画を立てなくてはいけないというふうになってたと思うんですが、これを計画する策定委員のメンバーがどうだったかというのがもう一つはっきり、私自身の中で消化できておりませんので、改めてお聞きしておきます。

また、委託はどうされるのだったか、お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 失礼します。固定資産税の収入の関係ですけれども、一年間を通じて入ってきているものでございまして、基本、平成27年の1月末時点の実績をベースに、今後の推移、こういったものを見ながら算定をさせていただいております。特に収納率等、こういったものも勘案しながら、現年分については最終の決算見込みをもとに推計をさせていただきますし、滞納分につきましては、その時点での収入額ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 臨時福祉給付金につきましては、おっしゃっていただきましたように、大変わかりにくいことだったかもしれませんが、今年度の制度設計上、申請書をいただきまして、課税状況を見ることの同意をいただいた上でしか判定ができないということでございましたので、できるだけ長い期間申請いただけるように、2月2日まで延長させていただいたところでございます。対象者、予算ベースで3,486人に対しまして、支給を3,034人の方に決定をさせていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） この総合計画等策定業務につきましては、総合計画の第2次計画の前に、「まち・ひと・しごと創生」の総合戦略を策定するというところで、平成27年度において策定するものでございます。5カ年の計画でございます。

メンバーというご質問ですが、恐らく審議会のメンバーだと思うんですけれども、総合計画審議会にこの総合戦略の策定業務を、策定につきましても諮問させていただく計画でありまして、その構成員は最大20人、20人以内ということで条例を定めております。その条例の規定によりまして、また、そのメンバーといいますか構成委員は、議会から推薦していた

だいたり、教育委員会、農業委員会から推薦いただく、それから、公共的団体から選出いただく、それから、学識経験者、その他町長が必要と認めるものということで、幅広く構成をいただきたいというふうに考えております。

それから、委託方法につきましては、分析業務を委託させていただき予定にしております。人口推計と現状調査等の分析を業者に委託する予定にしております、プロポーザル方式での業者選定とさせていただき予定としております。以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 40ページの鳥インフルエンザ発生農場跡地事業の件で、今も山田議員から質問があったんですけども、最終精査としてこの分の入札の差額を元に戻すと、こういうことだと思うんですが、ご承知のとおり、まだ建物は鶏舎が1棟と管理棟、その他が2棟ですか。それから、プレハブ。合わせてもあと4棟ほどが残っているわけです。この4棟の、多分撤去の費用というのは、初めにした撤去費用から考えますと、残った分で十分撤去ができると思うんですが、なぜそういう配慮ができなかったのか、特別な理由があるのかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 鳥インフルエンザ発生農場跡地の事業でございますけれども、これにつきましては、本年度の事業、当初は1億円規模で上げておったかというように思うんですが、本年度の事業、当初の計画では、鶏舎9棟の解体ということで計画をしております、先にもお願いをいたしましたけれども、危険箇所であります2棟を追加で解体することでお認めをいただいたところでございます。当初の計画に基づきまして、本年度事業精査をさせていただいたということでございます。

また、残りの部分につきましては、先にも答弁をさせていただいたというように思いますけれども、今後の事業計画とあわせて実施をしてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） まあ、今後の事業計画としていただいたらいいのかもわかりませんが、あと残ってる4棟ですか。鶏舎1棟と管理等2棟、それからプレハブ。いずれももうかなり老朽化してまして、町道にそれも面してまして、ある意味では産業廃棄物の不法放置になると思うんです。やっぱりいつも出てますように、個人の住宅のいわゆる危険なものが放ったらかしてあるというようなことで、町のほうでいろいろと指導しておられるというふうに聞いているんですが、みずから産業廃棄物をそのまま放置されてて、財産価値がないわけ

ですから、そのことに対しての考え方を考えたら、次の計画と一緒にあわせてするわというのは余りにもちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。もう一度、なぜ全部建物をつぶしておいてから、あとの事業は更地として考えてもらうということはできなかったのか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） あとの建物でございますけれども、危険な部分につきましては、うちの担当も即座に対応はしておるところでございます。あとの部分につきましては、より地元の計画がはっきりして、活用の方法を、その部分がはっきりしたときに、あわせて事業を実施したほうがより効果的な、効率的に予算が執行できるのではないかというようなことから、そのような形で判断をさせていただいたところでございます。

危険箇所につきましては、またその都度、確認をさせていただいて、対応させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） くだいようですけども、あと残っている建物というのは、先ほどから申し上げているように、一つには産業廃棄物の不法放置です。もう一つは、町道に面して建っているので危険でもあるわけです。

なぜ次の事業とあわせないと建物の撤去ができないのか、その理由を教えてください。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） その残りの建物でございますけれども、やはり計画がはっきりしたときに、あわせて優位な補助事業等の活用も考えながら進めてまいりたいなというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 先ほど、それぞれ答弁していただいたのですが、改めて伺っておきたいんですが、町内産の木材利用の関係なんです、まあ製材所の証明ということでございました。京丹波町の木材かどうかというのをどこで確認するかということでお尋ねしたんですけども、まあ製材所ということなんですけども、実際、まあ考えてみれば材として、山にあるものを出してくるということになりますので、どこから来たかということから辿らなければ、いわゆる町内産かどうかというのはなかなか判断が難しいと思うんですけども、それはあくまでも製材所なり大工さんの判断ということで、町内産かどうかという判断はそ

ここに任せるという形でこれを進めていくということなのかどうかということと、それから、バスの駅なんかでしたら、間伐材を利用してよく駅をつくるというようなこともやっておられる場合があるわけでございますけども、そういうものもここに入るのかどうか。あわせて伺っておきたいと思います。

それから、先ほど有害駆除の捕獲の関係で追加の答弁も聞いたんですが、予算委員会の際にもちょっとお尋ねしておったんですけども、この捕獲にかかわって頭数制限がされたという話もしたんですけども、その辺は確認をされたのかどうか。そして、町としてはそういうようなことが決められておるとすれば、どういう指導をされておるのか、されたのか、伺っておきたいというように思います。

それから、40ページにかかわって、「京の輝き」とかそういうものを導入して、この特産物の生産支援をするということでございまして、特に平成27年度に向けて、米の価格が非常に落ち込んだということで、いわゆる加工米とか飼料米とかいう方向も出されておるわけでございますけども、例えばその加工米に取り組もうとすれば、農協が窓口になっておるわけでございますが、一定の規模ですね。農地をまとめていただくと。5反とか1町とか、例えばですね。ということで、そして複数の方、そして、ライスセンターは使えないということで、苗も自分でつくって、乾燥・調整も自分と、そういうことであれば対応という話も聞いたんですけども、そういうことを考えれば、非常に狭いんですね。対応できる幅が。それに取り組める方が。そういう実態も今、片方ではあるわけで、やはりそういう面から言うと、もっとそういう自由に農家の方がやっぱりそういうものに取り組めるようなことをしていかなければ、本当に農地が荒れてくるということにもつながりますので、その辺についてはどのように考え、どのように対応されておるのか、あわせて伺っておきたいというふうに思います。

それから、この除雪にかかわってなんですけども、この場合には広域農道ということで、いわゆる農林振興課の関係なんですけども、まあ町民からすればどこの道であろうと町が管理しておれば、町道も広域農道も変わらないわけなんですけども、町道なんかでも平成26年度は非常に雪が多くて、地域で雪かきをされた方もあるわけなんですけども、まあ業者に委託するという事になれば、こういう委託料ということになるんですけども、それぞれ非常に業者も少なかったり、なかなか対応が遅れるということで、地元で区の代表の方が除雪をしたということも聞くわけでございますけども、そういうところへも、やはり一定の燃料代を出すとか、そういうことも私は必要だと思うんですけども、そういうような考え方には立てないのかどうか、ちょっとこの広域農道の除雪にかかわって、町道であれば土木になり

ますが、見解を1点伺っておきたいと思います。

それから、プレミアムの関係なのですけども、私は今2回に分けて、6月と9月という説明を伺ったのですが、2段階。使用のできる期間ですね。どれぐらいの期間を考えておられるのか。普通は半年とか、一定の期間内で使えるようにすべきだと思うのですけども、まあ消費喚起ということでございますので、買った方に使ってもらおうということが消費喚起ということかもしれませんが、ありましたように、商工会に委託をします。商工会に加盟している店ということになります。そうしますと、どうしても商工会に入っていないければこの恩恵を受けられないわけでございますし、本当に町内みんなして使って、商店もそれに消費喚起で経済が循環するというそういうことが大事やと思うのですけども、これまでのこのプレミアムの関係は、商業集積の施設なんか非常に多いということも聞くのですけども、それに対する対応ですね。何かそういう小規模な小売店用とか、そういうように分けるとか、やっぱりできるだけそういう幅広く町内の商店で買っていただけるような方法をとらなければ、やはりどうしても使い勝手のいいところへ行って使うということになれば、1店に集中するとか、1カ所に集中するとかいうことも起こり得ると思うのですけども、そういうことは危惧されていないのかどうか。特に今回の場合には、規模の大きなプレミアムですので、相当その辺も考えたやり方をすべきじゃないかと思っておりますし、それともう1点は、この商品券以外に、消費喚起の上でもっとほかの方法、福祉の分野とか、町内全般の部分でそういう考え方はなかったのかどうか、伺っておきたいというように思います。

それから、45ページの負担金補助及び交付金の中のインバウンド商談会参加負担金というのがあるのですけども、具体的にこれはどのようなものなのか伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 京丹波町産材木材利用促進事業補助金の件でございますが、一定、倉庫、バス待合所につきましては、全ての量、京丹波町産材の使用が可能かどうかというのはちょっと疑問なところもありまして、はりですとか、ちょっと太目の材を必要とする部分につきましては、すぐに調達もできないかと思ひまして、2分の1以上の使用量というふうにしております。

また、ベンチとか看板は全量、京丹波町産ということで確保ができるだろうということで、そういう条件をつけさせていただいております。

ちょっと前後しますが、バス待合所もベンチも看板も、間伐材の使用も対象になるということでご理解いただきたいと思ひます。

また、木材使用の、京丹波町産材木材の使用の証明方法なのですけども、証明という言葉先ほど申し上げたのですけども、それは請負業者さんが、製材所さんですとか森林組合に確認をするための方法の一つとして一例を申し上げただけで、申請書にはその請負業者、見積もりの際の業者、採用した業者が木材使用量内訳書を申請者に提出されて、申請者がそれを添付して出すということで、その使用量内訳書を書くということは、ちゃんと、しっかりと責任を持って使用量を書いていただき、また、申請者もそれについて責任を持って京丹波町産材木材をしっかりと使っていますよという責任の中で申請いただくということで、お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、有害鳥獣の関係でございますけれども、前回、議員からもご指摘がございましたけれども、その後、猟友会さんに確認をさせていただきましたところ、やはり頭数の多い方、少ない方があると。先ほどもありましたように、そういった中で多くの駆除員の方に捕獲をいただくように進めていくというようなことから、現在、1人当たりの頭数の制限を決めて頑張れよというような形で取り組みをされておるといような状況であります。1人当たり、仮に上限10頭を超えれば、その支部内で仮にまだ達成しておられない方の分については、多い方がその数を回していくような形でやっておるのやというようなことで、聞かせていただいたところでございます。猟友会としましても、多くの駆除員がおられますので、多くの方に捕獲に協力いただけるように進めておるといようなところでございますので、ご理解を賜ればというように思っております。

2点目の質問でございますけれども、平成26年産の米価が非常に価格が下がったといようなことから、本町におきましても加工米、それから、WCS、それから、飼料米の生産の推進も行っておるところでございます。特に加工米につきましては、京都の米で京都のお酒をといようなことで、府全体でお取り組みをいただいておりますので、残念ながら平成27年度につきましては、京都全体の酒蔵組合さんの要望の量がもう既に確保できたといような状況になっておるところでございます。

しかしながら、メーカーさんにも聞いておりますと、今後、ますます「京の輝き」につきましては、量がもう少し必要やといようなことになっておりますので、また平成28年産に向けて要望量がJAさんを通じて出てくるかなというように思っておりますので、本町といたしましても、技術者会を中心に進めてまいりたいというふうに思います。

先ほどありましたけども、このJAさんの3支店管内におきましては、丹波支店さんのラ

イスセンターを活用して「京の輝き」の調整を行うというようなところも聞かせていただいておりますし、苗につきましても、農協の育苗センターで対応ができるというようなことで聞いておるところでございます。

まあ、そういったことで、今後も引き続き、農地保全の観点と農家の所得向上に向けた取り組みということで、飼料米なりWCS、加工米も含めて生産振興に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 除雪の関係でございますが、町道除雪の関係につきましては、7業者と町の保有しております除雪車4台を委託しまして、管内の除雪に回っているところでございます。ただ、路線数も多くございまして、距離数も多くて、なかなか全ての道路を除雪することはかないません。したがって、各集落でお世話になっているところでございます。

各集落に対しましては、除雪機の補助、また、除雪に使用します排土板の補助等といった補助事業を活用して、お願いいたしますということで、4月当初の区長会でもお願いしているところでございます。現状につきましては、この除雪の補助金を活用いただきまして、今現状のとおりご協力をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、プレミアムの時期ですけれども、先ほどもご答弁させていただきましたように、2期に分けての販売を考えております。

したがって、第1期の使用期間といたしましては、6月から販売をいたしまして、6月から9月までの使用期間というふうに考えております。

それから、2期目につきましては、9月からの販売を予定しておりまして、9月から12月までの使用期間というふうに考えているところであります。

結局、6月から12月、今年いっぱいぐらいの、分けてのことでありますけれども、使用期間を設けているということでございますし、あと、国のほうにもどれぐらいの実績があったかということとか、換金の問題とか、そういう時期ももう設定をしなければなりませんので、12月いっぱい、ギリギリまでを設定して考えているということでございます。

それから、2点目の大きな商店、小さな商店と分けてのプレミアムの販売ということでございましたけれども、大きな都市であればそういうことも必要かというふうに思いますけれ

ども、京丹波町のような小さな町で分けるよりも、それぞれの方がそれぞれの目的を持って消費喚起をしていただくということのほうが、ある意味ではいいのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、福祉の対応という点で言いますと、先ほども申しましたように、高齢者の給付金の施策、それから、子育てに対する施策、今、同時進行でされておりますので、福祉という部分に関しては一般的な販売の中で、高齢者、それから、子育ての方、それぞれの方の大きな枠の中での捉え方で、特に福祉ということに限定した対応は今回は考えていないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、インバウンドの関係でございますけれども、振興局、それから、亀岡市、南丹市、京丹波町、「京都丹波観光協議会」というのをつくっております。

この京丹波のいろいろな観光をさらに盛り上げていこうということで、協議会が設置されておまして、特に近年では台湾の方が、お隣の南丹市の美山を訪れる方が増えております。そういう誘致活動も、南丹市も積極的にされておるわけでございますが、そうした動きの中で振興局が音頭をとっていただいて、平成26年度から台湾のほうに、それぞれの観光についてのPR活動に行かせていただいたところであります。

その事業を継続的に平成27年度も、インバウンドという形で台湾なりタイの方をこの丹波の地域に観光客として誘致するという目的のもとに、その活動に対する負担金ということで計上しているものでございます。

○議長（野口久之君） よろしいですか。

東君。

○11番（東まさ子君） 39ページの、これは301万3,000円、経営体育成支援事業ということで、これは全額マイナスになっておりますが、どういうことによる、結果によってこういうふうになったのかということが1点。

それから、総合戦略の計画づくりということで、いろいろ人口とか、そういう分析調査をするのだということでありました。まあ、どういう事業をその5年間でやっていくかということにもつながっていくわけですが、今、地方再生ということでいろいろと頑張って活性化しようということでありますので、商工関係、特に中小のそういう事業所、商店とかそういうところも調査をして、何が一番必要とされているのかも含めて、また、小規模事業基本法か、そういうのが去年策定されたということもありますので、一度そういうものも含めて調査をしていくべきではないかなというのが1点。

それから、浅田農産の鳥インフルエンザ跡地であります。本当に村山委員が言われるよ

うに、もう老朽化して本当にひどい状況になっております。まあ、新しい事業をするにあたって、その財源措置も含めたということではありますが、いろいろと地域の組織でもって跡地活用の対策も、大学の先生なんかも含めて検討しておられるように聞いているわけではありますが、今、全国的にそういう空き家対策ということで、活用も含めて、もう本当に危険なものは処理をする。行政のほうから処理をしていくということも今、取り組まれておる中で、放置しておくというのは、住民に対して指導するということができないのではないかなというふうに私たちは思うのです。それで、新たな事業のめどが立っているのであれば、それはそういうことも言えるのかもわかりませんが、それは問題、最優先で取り組むべきものではないかなというふうに思いますので、改めてお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、1点目に、39ページの経営体育成支援事業でございますけれども、こちらについては、認定農家さんが農業機械、施設等の整備にかかわる事業を実施する事業でございます。当初、認定農業者の方が事業要望を上げられておったわけではございますけれども、お亡くなりになった関係で事業の実施ができなくなって、今回減額をさせていただくというようなものでございます。

また、鳥インフルエンザ跡地の活用でございますけれども、これについては先ほど答弁をさせていただきましたように、計画を策定しまして、ちょっと放置するというわけではなくて、計画とあわせてしっかりその部分は実施をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、中小企業に対する実態調査とか、そういうことをこの地方創生の中ですべきではないかというようなご意見でございましたけれども、まず、中小企業の関係でいきますと、町独自でも利子補給の制度を設けたりとかもしておりますし、商工会もそれぞれの業種によって相談事業なり、またアドバイスをされていたりとか、そういうサポートもされているところでございます。

今回のその地方創生の「まち・ひと・しごとの創生」の中で、一番政府が求めているものとしたしましては、まず、人口の減少を食い止めていく施策をやらなければならないということをお求めているところであります。その中で、いろんなメニューがございますけれども、まず一つは仕事づくりを、まずそれぞれの地域でしていくことということで、地域の仕事の支援事業とか、それから、創業支援、それから、販路の開拓、こういうところを重点的に計画の中に盛り込んでいく。いわゆる地域版の総合戦略の中に盛り込んでいくというような中

身になっているところであります。

そうしたところで、今回の補正の中で、商工観光からの観点で申しますと、町内の新しく起業をされる方、それから、起業を今された方、そういう方々を掘り起こしていくことをまずやりながら、それぞれの方に対する支援、そしてまた地域、京丹波町の中で起業していただくことによって、そこにはいささかの雇用も生まれてきますし、そういうところを掘り起こすような施策を、まず今年からやろうということで行っているところであります。

そういったことで、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第45号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）に、反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、8,560万円を減額するものでありますが、その内容は年度末を控えて、各事業の精査が中心となっています。

増額する内容は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金活用事業であります。

安倍内閣が推し進めるアベノミクスは、大企業や大金持ちが利益を増やせば、国民にも滴り落ちてくるとした経済政策は、OECD経済協力開発機構も、「格差拡大の経済政策ではトリクルダウン、滴り落ちるという考え方は誤りだ」としています。

大企業や大金持ち優先の政治が、地域経済を崩壊してきました。アベノミクスがかけ声とは裏腹に地方へ波及しないことから、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、交付金活用事業が提案されています。

国も幾つかの事例を示していますが、地域消費喚起・生活支援型では、地域における消費喚起策や直接効果を有する生活支援策として、5つのメニュー例を示していますが、本町では地域内消費として、スーパープレミアム商品券の発行に3,300万円を予算化しています。1万円で1万3,000円の買い物ができる、30%引きで物が買えるとするものです。

10万円を限度とすれば、1,000人がこの券を買うこととなりますが、本町の高齢化率が38%を超していること、国保の加入者は200万円以下の所得が80%を超えていることなど、年金暮らしで低所得者が多い町民の中で、このスーパープレミアム商品券を購入して町内消費の喚起を起すことができるのか、疑問があります。しかも、30%の恩恵を受けるのは、限られた人になります。

スーパープレミアムを、例えば20%にして、多種世代支援や、低所得者等への商品サービス券、低所得者等への灯油等購入助成、紙おむつなどの介護支援なども、もっと幅広く考えるべきと考えます。

また、これまで発行しているプレミアム商品券がどう使われたかを考えると、大部分が商業施設で使われたとなっていることを考えても、同じことになると考えます。一極集中では、商業施設の支援になってしまいます。これでは地域における消費喚起策や、直接効果を有する生活支援策にはなりません。

例えば、京都市が提案している、18才未満の子どもがいる世帯に、商品券を購入する際に使える割引券を子どもの数に応じて送るとか、飲食店利用などのサービス業での利用、発行から半年間の利用期間を設ける、利用が大型店に偏らないように、小型店舗専用券とか、大型店舗共通券をつくるなど、いろいろ工夫がされています。こうした先進事例に学ぶべきであります。

目的としている幅広い町民の消費喚起、生活支援になっていない点を指摘するものであります。

また、今回、繰越明許費として10億8,463万6,000円が報告されております。その中には、地方への好循環拡大に向けて、緊急経済対策事業も含まれておりますが、予算総額127億8,742万円の8.4%となります。大きな金額になります。年度内執行を基本とした予算編成を行うべきことを指摘するものであります。

また、町長の公約でもあります、鳥インフルエンザ跡地解体撤去工事は、減額をするのではなく、残っている建物を撤去すべきであることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○7番（岩田恵一君） ただいま上程になっております議案第45号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正は、大きなもので消費喚起のためのプレミアム商品券発行など、地方創生交付金によるもの、また、災害復旧事業など、やむを得ない事情により繰越明許費として次年度に繰り越すものも含め、歳入歳出予算における今日までの実績等からそれぞれを調整するもので、適切な会計処理であると認めます。

しかし一方、今般の財政状況からかんがみ、一層の経費節減とあわせて、事業実施にあたって費用対効果の検証に努められることを切にお願い申し上げまして、賛成といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

議案第45号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第44号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更について》

○議長（野口久之君） 日程第45、議案第44号、平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○13番（村山良夫君） この工事請負変更は、工期を3カ月延ばすことなのですが、全線開通は平成26年度中ということになってしまったので、3月31日ということになってたんですけども、まあ、不幸か幸いか、トンネル工事が難航したそうで、7月まで延びたのでよかったんですけども、もしもこれが延びてなかったらどういう対策をされるおつもりだったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 提案時の説明でもさせていただきましたけど、この施設につきましては、国の工事、また府の工事と工事用地が錯綜しておる状況で工事を進めてまいったところでございます。

まず、基盤となります造成工事が、国土交通省の本線の工事の土砂を搬入して造成を行っておりますので、そういった関係から随時調整をしまして、3月末と言いますか、3月末には供用できない見込みというのは、工事を進める上では内部で調整して工事のほうは進めておりましたので、供用だけをして施設が遅れるということはありませんというふうと考えて、工事は進めてきたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 資料として添付していただいております工事の工程表を見ますと、他工

事の調整と言うので3カ月を費やしているわけです。だから、工期が3カ月延びたというのは、この12月の中頃まで調整にかかったという分だけがずれ込んだことになるわけです。そのことを考えますと、着工されたときに既に3カ月ずれ込むことがわかってたということは、私どもには何の報告もなかったですけども、去年の12月の中頃に、到底平成26年度中には完成しないということがわかった上で、この工程表を認めておられたと、こういうことになるわけですけども、そういうことなのですか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 当初、契約をいたしましたときは、昨年から国土交通省のほうで造成を行っていただいております、9月ぐらいには本町の工事に着手できるということで調整してまいりまして、工事に着手したところでございますが、土砂の搬入等に時間を要するというので、この他工事との調整期間と言いますのは、本町の工事に着手できないという状況でございます。これを他工事との調整期間というふうに表示させていただいているところでございまして、工事につきましては、何回も申しますが、国なり京都府と随時調整をしながら、一体的に施設を整備していきたいということで工事の調整を図ってきたものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） ちょっと答えにならないのですけども、いつわかったかということなんです。この工程表を見ますと、契約してから調整に3カ月かかったわけです。だから、結果的に完成が3カ月遅れているわけですね。そうすることは、もう既に平成27年3月には完成しないということがわかってないと、こんな工程表を認めるということはできないはずなんです。それを認めておられるということは、私どもには何の情報提供もなかったですけども、12月に着工された時点でずれ込むということがわかってたのかどうかということをお聞きしたいわけです。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） わかっていたと言いますか、こういう工程でなければ工事は完成できないということで、今回こういう工程表を示させていただいているところでございます。

公式に発表されるまでは、いつ供用ということはわかりませんので、わからない上でも調整をしながら工事の工程表を作成、変更し、工事を進めさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいのですが、今の村山委員のお尋ねにあわせてなんですけども、この工程表から見ると、公式発表はなかったということで、内部的には調整をしておったということだと思えるんですけども、当然そうしますと、契約をする、この平成26年9月、まあ、いわゆる議会の議決を受けてなんですけども、逆に言えば、もうその時点でいわゆる3月末、年度内の完成は無理ということをお前提にして進めてきておったと。公式発表があって、そして、それが正式に工期の延長と。こういう流れと申しますか、そういうことになったということではないかと思えるんですけども、実際に造成がされていかなければ工事もできないということは当然であるわけなんですけども、しかし、建物はああいう形で3月いっぱいできたわけでありまして、そういう面から言いますと、当然いわゆるいろいろな業者が入り乱れると言いますか、そういうことも言われておったわけですから、その点、建物は期限内に進めて、そして、周辺整備はそういう形で進めていったということかと思えるんですけども、改めてその点、この工程表から見ればそういうようにも見えますんですけども、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 契約をさせていただいた時点では、造成工事と調整しながら、道の駅「京丹波 味夢の里」の整備も並行して進めていくということをお願いしたところでございます。

ただ、途中、土砂の搬入なり国土交通省の工事のほうも変更が必要となってまいりますので、そういった関係で、実際に本町が工事に着手できたのが12月中旬になったため、工期を変更させていただく状況になったということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきたいのは、当然、埋め立て造成に使う土というのは、一定、限られたと言いますか、指定できるような土だと思えるんですけども、そうするとトンネル工事が遅れるとか遅れないとかいうことではなしに、縦貫道の、まあいわゆるやっておる工事から出る残土をここに持ってきて盛土をしていただくということであったと思えるんですけども、その工事そのものも今の話で言うと遅れて、12月からの工事になったと。そういう解釈なのか、当時、いわゆる造成の協議をされたときに、当然どういう土をどこからということもはっきりしておったと思えるんですけども、それはあくまでももう全て

国土交通省に任せきりということではなかったと思うのですが、その点についての協議とか、土をどこから持ってきてどういう形で転圧ということも含めて、確認ができておったと思うのですが、その点について伺っておきたいと思います。

それから、あわせて現時点の進捗状況は計画の何割に行っておるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 搬入します土砂につきましては、トンネルの土だけではなくて、全線から搬出される、まあ、国土交通省の工事につきましても搬入、搬出、切土、盛土の工事がございますので、その土のバランスから除外されるものをここで造成するというところで、国土交通省のほうで土砂の搬入計画を作成していただいて、造成されているものでございます。

ただ、使用します土砂の質等につきましては、提出していただく資料によって確認はしております。

あと、本工事の進捗率なのですが、3月末時点で全体の36%が完成ということで、主には植栽工事なり、排水路の整備工事が完成していく見込みでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○14番（山田 均君） ただいま、提案をされております議案第44号、平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

提案されている議案は、3月議会開会日の3月3日に、整備工事請負契約の一部変更として提案をされ、工期が3月31日に変更されました。この整備工事請負契約をさらに平成27年6月30日まで延長するものであります。

3日に行われました議案の討論でも指摘をしましたが、縦貫道が当初の予定どおり3月に完成しておれば、工期内に完成させるのが契約内容であり、事業者の責任であります。

契約変更の理由に、国土交通省の工事、京都府の道路公社が行う工事など多くの工事が錯綜しており、施工順位等を調整したことから工期の変更を行うとの理由でありました。

先ほどの質疑の中でも実際に9月から行うべきところを12月に工事を始めたということ

で、当然それだけ遅れを初めからわかっておったということにもなるわけではありますが、工事が錯綜することは工事発注時点から想定できたことでありますし、当初に工事施工順位には調整しておくべきことであります。これでは、当初から工期の変更を前提にして工事の発注をしたかと言わざるを得ません。

こうした点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、賛成者の発言を許可します。

松村君。

○2番（松村篤郎君） 議案第44号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更について、賛成の立場で討論を行います。

今回提案されました平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更については、瑞穂トンネル工事が難工事となり、京都縦貫道の全線開通が約3カ月遅れの本年7月に延期になったことは、年度内開通を期待していただけに残念ではありますが、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点事業の周辺整備事業にも影響が出ているところであります。

建物本体は完成により年度内という形になっている状況において、周辺整備工事は工事現場の錯綜により工事調整の結果、工期を延期する状況はやむを得ないことと理解します。この周辺諸工事が実施され、完成することにより、古墳公園線整備や町道曾根深シノ線整備なども工事が順調に進展することもあわせ、一体的な地域振興拠点施設となって縦貫道本線の開通時までの6月30日に完成することを願って賛成討論といたします。

以上です。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。

議案第44号 平成26年度 道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事請負契約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。6時30分まで。

休憩 午後 6時15分

再開 午後 6時30分

○議長（野口久之君） 若干早いようでございますが、休憩前に引き続き、会議を続けたいと思います。

《日程第46、議案第46号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について》

○議長（野口久之君） 日程第46、議案第46号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。

議案第46号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

《日程第47、議案第47号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について》

○議長（野口久之君） 日程第47、議案第47号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。

議案第47号 平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48、議案第48号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について》

○議長（野口久之君） 日程第48、議案第48号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 歳入にかかわって1点お尋ねしたいのですが、第1号被保険者の保険料が213万9,000円減になっておるのですが、現年分の普通徴収が384万4,000円減になっておりますが、減になった原因といいますか、理由がどのようなことなのかということと、それからあわせて滞納繰越分の普通徴収の保険料が52万円挙がっておりますが、滞納に対する徴収率がどうなるのかということや、3月末でございます、出納閉鎖までは若干期間があるわけでございますけれども、後の滞納の徴収等についてはどのような考え方なのか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 介護保険料の普通徴収ですけれども、直近の調定額から収納見込み額を掛けまして算出させていただいております。

徴収率としましては、大体当初見込んでおりましたのは88%でございますけれども、現状といたしましては86%から87%の月ごとですけれども、そのあたりで推移いたしております。

それから、滞納繰越分ですが、現在この補正予算を立てました時点では69万2,000円余りの徴収をいたしております。期別ごとに督促なり、ご連絡を差し上げて滞納分についてもご連絡を差し上げて、できるだけ納付のご理解をいただくよう努めているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 徴収努力はしていただいていると思うんですけども、何回ぐらいこの徴収の通知をする、訪問をする、どういうことをやっておられるのかということと、何件ぐらい徴収、金額は別にしても、あるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、老健の関係で1点お伺いしたいと思いますんですけども、3ページに居宅介護サービスの収入と施設介護サービスの収入がそれぞれ減と増ということで、同じ程度の居宅が770万6,000円と、これは増になっておりますし、施設のほうは745万9,000円の減ということになつたんですけど、説明ではそれぞれ利用者の増と利用者の減ということなんでしょうけども、施設の入所だと思ってしまうんですけども、長期入所者の減によるということなんですけども、聞いておりますと施設の入所が大体満杯と申しますか、待ちがあると聞かれますけども、減になるということは空きが出てきたということなのか、ちょっと状況をあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 滞納繰越分につきましては、調定額に対しまして133件の収納、それから徴収率としましては6.54%でございます。

1月時点での未納件数としましては、同じ方が月ごとにされても1件とカウントいたしますけれども、1,909件となっております。できるだけご理解いただくように説明をさせていただくとともに、分納誓約に応じていただいている方もございます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 老健施設のほうでございますが、部屋の満杯状況は今15床から16床が使われております。大体3床から4床が空いているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

議案第48号 平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

《日程第49、議案第49号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第3号)について》

○議長(野口久之君) 日程第49、議案第49号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番(山田 均君) 歳出の6ページになるのですが、委託料で公営企業法の適用調査等の委託料というのが1,500万円減になっております。公営企業移行ということで、いろいろ調査、準備をしておるということを聞いておるのですが、今回のこの1,500万円の減額というのはどういう委託料が要らなかったということなのか、委託できなかったということなのか、費用が安く済んだということなのか、一応そういう方向に進んどるというには聞いておるんですけども、特段減額によってそういう移行が遅れるとか、そういうことはないのかどうか、伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、施設費の中で、一つには工事請負費で1,980万円、小野のポンプ工事の年度の見直しという説明があったと思うのですが、当初計画をしておいて見直しをしたというようなどどういふ原因であったのかということと、それからあわせて、簡易水道施設費の中の統合の簡易水道整備事業で8,563万5,000円、西部の築造を次年度へということの説明があったと思うんですけども、具体的に当初予定しておったのが次年度へというの

は、地元調整とか含めて何かあったとは思いますが、実施できなかった理由について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） まず、1点目でございます。

公営企業法適用調査等委託料1, 500万円の減額理由でございますけれども、これにつきましては債務負担行為をしておりました26年度分の1, 500万円でございます。昨年の12月に全体事業費としては5, 000万円を見込んでおったわけですが、入札した結果、2, 400万円程度の全体の契約額となりました。26年度の主な内容につきましては、企業法の移行業務に係ります資料整理等が主な業務の内容でございます。26年度で見込める成果品等もないということで、それに伴う支出がないということで、全額であります1, 500万円を減額したということでございます。

それから、7ページの工事請負費1, 980万円の減額ですが、これにつきましては先ほどおっしゃいました小野地区のポンプ施設ですとか、鎌谷中地区でのポンプ施設も見込んでおったのですが、ポンプ施設を設置する用地の選定がなかなか困難な状況になりましたので、26年度の予算からは減額するというところで1, 980万円を減額したところでございます。

それから、簡易水道の8, 563万6, 000円の減額ですが、これにつきましては主に低区配水池の築造工事を26年度に予定しておったわけですが、まず用地買収が25年度から26年度に繰り越して用地買収をしておったわけですが、地権者であります本人がお亡くなりになったり、また親族の方にご不幸ごとがあったりして、用地買収事務が思うように進みませんでした。そういった関係で、用地買収そのものは今年度完了の見込みでおりますけれども、本体工事につきましては26年度はちょっと無理な状況となりましたので、改めて27年度の予算で計上したところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今それぞれ答弁いただいたのですが、工事請負費のこの統合簡易水道工事の鎌谷中、小野ですか、ポンプ工事にかかわる用地の選定ができなかったということなのですが、当然当初予算編成するときには一定のめどをつけてしたと思うのですが、特別その相手側との関係とか、土地が非常に相続も含めてそういうことで協議が進まなかったということなのか、当初の見込みとの違い、どこに原因があったのか、もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） もちろん当初の予算計上のときから、ある程度場所は見込んで何平米の買収で、単価幾らぐらいということは当然見込んでおります。ただ、選定に当たりまして、やはり地権者との話し合いの中で、話がまとまらなかったということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田均君） 話がまとまらなかったということなのですが、当然そのポンプ小屋は必要やということになると思うのですが、そしたら改めて違う場所でそのポンプの設置場所を考えるということなのか、当然その一定の範囲には設置をせんなんと思うのですが、考え方としては今後どういうように進めていくということになるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） もちろんポンプの位置につきましては、大きく位置を変えることはなかなかできません。ですから、隣接する土地で再度地権者と当たって、用地買収を進めていきたいと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

議案第49号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

《日程第50、議案第50号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について》

○議長（野口久之君） 日程第50、議案第50号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会

計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 伺っておきたいと思うのですが、歳出の7ページで、ここには浄化槽の市町村整備推進施設整備事業ということで4基から1基になったということで、それぞれ減額になっとなるわけなのですが、この制度といいますか事業は今後取り組まないということになったわけでございますけれども、京丹波の全体を見ればそれぞれ農業集落排水の事業、特定環境の事業、そして小規模のもの、そしてこの浄化槽ということになるわけでございますけれども、今後どういう形で全町的な浄化槽、長期計画もあるわけでございますけれども、進めていくということなのか。それとも、それぞれの該当する方が申し出があったら、それぞれ補助対象に乗せて事業を進めるというそういうことなのか。基本的な考え方ですね、今後どのようにこの浄化槽の推進を図っていくということを考えておられるのか、あわせて伺っておきたいというように思います。

それから、長年そういう時期が来ますと、管路等施設も含めて改修ということになると思うんですけども、そういう今後改修が必要となってくる事業というのは、大体これまでの事業報告書を見ても、何年に工事をしたというのものもあるわけなのですが、大体こういう施設というのは何年で、新たな更新をしたり、管路の布設替えとかいうことも当然あるかと思うんですけども、大体めどというのはどういう年度をもって、次の更新をしていくということになるのか、そういう長期計画的なものもあるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） まず、浄化槽整備の今後の関係ですけれども、町内の下水道整備集合処理は全て区域内整備済みとなりました。今後は浄化槽のみということで進めていくわけですけれども、過去にはアンケートを実施したこともあったのですが、なかなか町内にもとからお住みの方は、例えば息子さんが外に出られて戻ってくる気配もないとかいうことのお宅が多かったです。最近多いのは、Uターンもそうですし、Iターンされる方が町内に家を建てられる場合に浄化槽区域でしたら浄化槽設置されるというのがほとんどです。ただ、町としてはまだ25年度決算のときの数字ですけれども、600基近い基数というのが残基数の数字となっておりますので、そこはできるだけ地元はどうですかという啓発活動も十分できてないですけれども、できるだけ設置いただくようにすすめてまいりたいと考えております。

それから、施設の更新の関係ですけれども、古いものですともう26年とか、新しいもの

でも10年以上、農集も特環も全てですけれども、経過をしております。そういった関係につきましても、農業集落排水にはなるのですけれども、機能診断調査というのも26年また27年につきましても継続して全施設を機能診断してまいりますので、その結果を受けて今後の施設の更新については策定していくこともそれも27年で計画しておりますので、そういったことで今後の更新計画は立ててまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

議案第50号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第51、議案第51号 平成26年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（野口久之君） 日程第51、議案第51号 平成26年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 歳出の4ページで育英費というのがございまして、報告といたしますが説明でも28人の申請があつて、23人が確定したということなのですが、5人の方が申請したけれどもこの育英給付を受けられなかったというになるわけなのですが、申請したけれどもだめであったということの条件が合わなかったというのはどういうことで合わなかったということなのか、伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 選考されなかった5人の方につきましては、世帯総収入が基準を超えていた方が、大学生で1人、専門学生で1人、高校生で1人、学業成績の基準以下が大学生が1人、高校生で1人という結果でございます。合計5人ということになっております。
以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

議案第51号 平成26年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

《日程第52、議案第52号 平成26年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
について》

○議長（野口久之君） 日程第52、議案第52号 平成26年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終ります。

これより、議案第52号を採決します。

議案第52号 平成26年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

《日程第53、議案第53号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)について》

○議長(野口久之君) 日程第53、議案第53号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終ります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終ります。

これより、議案第53号を採決します。

議案第53号 平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

《日程第54、議案第54号 平成26年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（野口久之君） 日程第54、議案第54号 平成26年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

議案第54号 平成26年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第55、議案第55号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（野口久之君） 日程第55、議案第55号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 歳出の4ページでお尋ねしておきたいと思うのですが、分収造林事業の委託料というのが50万円の減になってるのですが、当初予定では約160万円ということになっておったわけなんですけれども、この予定から減った理由はどのようなのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 川畷瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川畷勇人君） 分収造林の関係ですけれども、水呑地内で風倒木処理とか、除伐を予定しておったものなのですけれども、27年度の事業で行う場所と近いことから今年度50万円分を減額したものでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

議案第55号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第56、議案第56号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（野口久之君） 日程第56、議案第56号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

議案第56号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第57、議案第57号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第3号)について》

○議長(野口久之君) 日程第57、議案第57号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

議案第57号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第58、請願第1号 全国農業協同組合中央会と農業委員会を農政改革の名のもとに上

から強権的に壊すやり方に反対することを求める請願書～日程第61、請願第4号 TPP交渉に関する請願書について》

- 議長（野口久之君） 日程第58、請願第1号 全国農業協同組合中央会と農業委員会を農政改革の名のもとに上から強権的に壊すやり方に反対することを求める請願から、日程第61、請願第4号 TPP交渉に関する請願書までを一括議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

松村産業建設常任委員会委員長。

- 産業建設常任委員会委員長（松村篤郎君） それでは、請願審査報告を行います。

平成27年3月25日、京丹波町議会議長野口久之様、産業建設常任委員会委員長松村篤郎。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。受理番号、付託年月日、件名、審査の結果について報告をいたします。

1、平成27年3月3日、全国農業協同組合中央会と農業委員会を農政改革の名のもとに上から強権的に壊すやり方に反対することを求める請願書、審査結果、趣旨採択。

2、平成27年3月3日、日米二国間協議とTPP交渉の合意をおこなわないことを求める請願書、審査結果、趣旨採択。

3、平成27年3月3日、米の再生産が可能な生産者米価を補償することを求める請願書、審査結果、採択。

4、平成27年3月3日、TPP交渉に関する請願書、審査結果、趣旨採択。

以上でございます。

- 議長（野口久之君） 以上、報告のとおりであります。

これより、請願第1号 全国農業協同組合中央会と農業委員会を農政改革の名のもとに上から強権的に壊すやり方に反対することを求める請願書に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（野口久之君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、請願第1号 全国農業協同組合中央会と農業委員会を農政改革の名のもとに上から強権的に壊すやり方に反対することを求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号 日米二国間協議とTPP交渉の合意をおこなわないことを求める請願書に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、請願第2号 日米二国間協議とTPP交渉の合意をおこなわないことを求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、請願第3号 米の再生産が可能な生産者米価を補償することを求める請願書に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、請願第3号 米の再生産が可能な生産者米価を補償することを求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第4号 TPP交渉に関する請願書に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、請願第4号 TPP交渉に関する請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、請願第4号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

《日程第62、発委第1号 農政改革等に関する意見書について》

○議長(野口久之君) 日程第62、発委第1号 農政改革等に関する意見書を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

松村産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員会委員長(松村篤郎君) それでは、発委第1号についてご説明申し上げます。

発委第1号、平成27年3月25日、京丹波町議会議長野口久之様、提出者産業建設常任委員会委員長松村篤郎。

農政改革等に関する意見書、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書を読み上げまして、提案にかえます。

農政改革等に関する意見書（案）。

日本の農業は、歴史的とも言える困難に直面している。とりわけ、平成26年産米米価の大暴落は、農業の持続意欲を奪い、農家・農業・農村の明日が見えない状況をつくり出していると言っても過言ではない。さらに、環太平洋戦略経済連携協定（以下、「TPP」という。）や日米2国間協議により、米、牛肉・豚肉、乳製品などの農産重要品目の関税自由化が進むことになれば、事態はますます深刻なものとなる。

こうした中、政府は、第189回通常国会において、農政改革の名のもとに、全国農業協同組合中央会（以下、「全国中央会」という。）並びに農業委員会の解体的見直しを含む「農業改革関連法案」の成立に強い意欲を示している。

農業者の代表で構成される農業委員会は、農業振興や農地保全などに主体的な役割を果たしている。また、単位農協は、地域の営農を支えると共に信用、共済などの総合事業を展開し、地域経済全体を支える役割を果たしており、単位農協や都道府県連合会から全国中央会解体を望む声は一つも聞こえてこない。

今後も、農業委員会並びに全国中央会は、農家・農業・農村にとって、必要不可欠な組織団体であり、政府が示す改革・見直しは、農家の視点に立った農政改革とは言えない。

よって、中山間地域である本町の家族農業や地域営農組織の持続的発展を可能にするためにも、国会及び政府に対し、下記事項について強く求めるものである。

記、1 農政改革の名のもとに全国中央会並びに農業委員会の解体的見直しを行わないこと。

2 衆参両院農林水産委員会のTPP交渉に関する決議を遵守できない場合、TPP交渉と日米2国間協議の合意は行わないこと。

3 米の再生産が可能な生産者米価を保障するため、全ての農業者を対象に所得補償を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年3月25日、京都府京丹波町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、TPP担当大臣。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、発委第1号を採決します。

発委第1号 農政改革等に関する意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に委任願います。

《日程第63、発議第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第63、発議第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

北尾潤君。

○8番（北尾 潤君） それでは、発議第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を行います。

平成27年4月1日から、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務並びに町関係条例が改正されたことから、新旧対照表の傍線でお示しのとおり、京丹波町議会委員会条例第20条出席説明の要求の規定中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものでございます。

施行日は平成27年4月1日とし、前教育長の委員としての任期中に限り、旧条例の規定を適用するものです。

以上、簡単ではございますが、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由とさせていただきます。

それでは、議案書を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

発議第1号、平成27年3月25日、京丹波町議会議長野口久之様、提出者京丹波町議会議員 北尾潤、賛成者京丹波町議会議員 松村篤郎、京丹波町議会議員 梅原好範、京丹波町議会議員 岩田恵一。

京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上説明のとおりであります。

これより、発議第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、発議第1号を採決します。

発議第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第64、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第64、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成27年第1回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 7時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 岩田恵一